

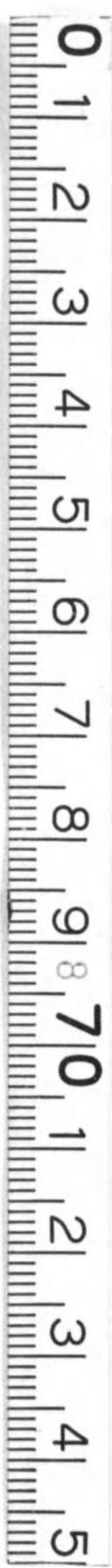
14. 4-576



1200501207646

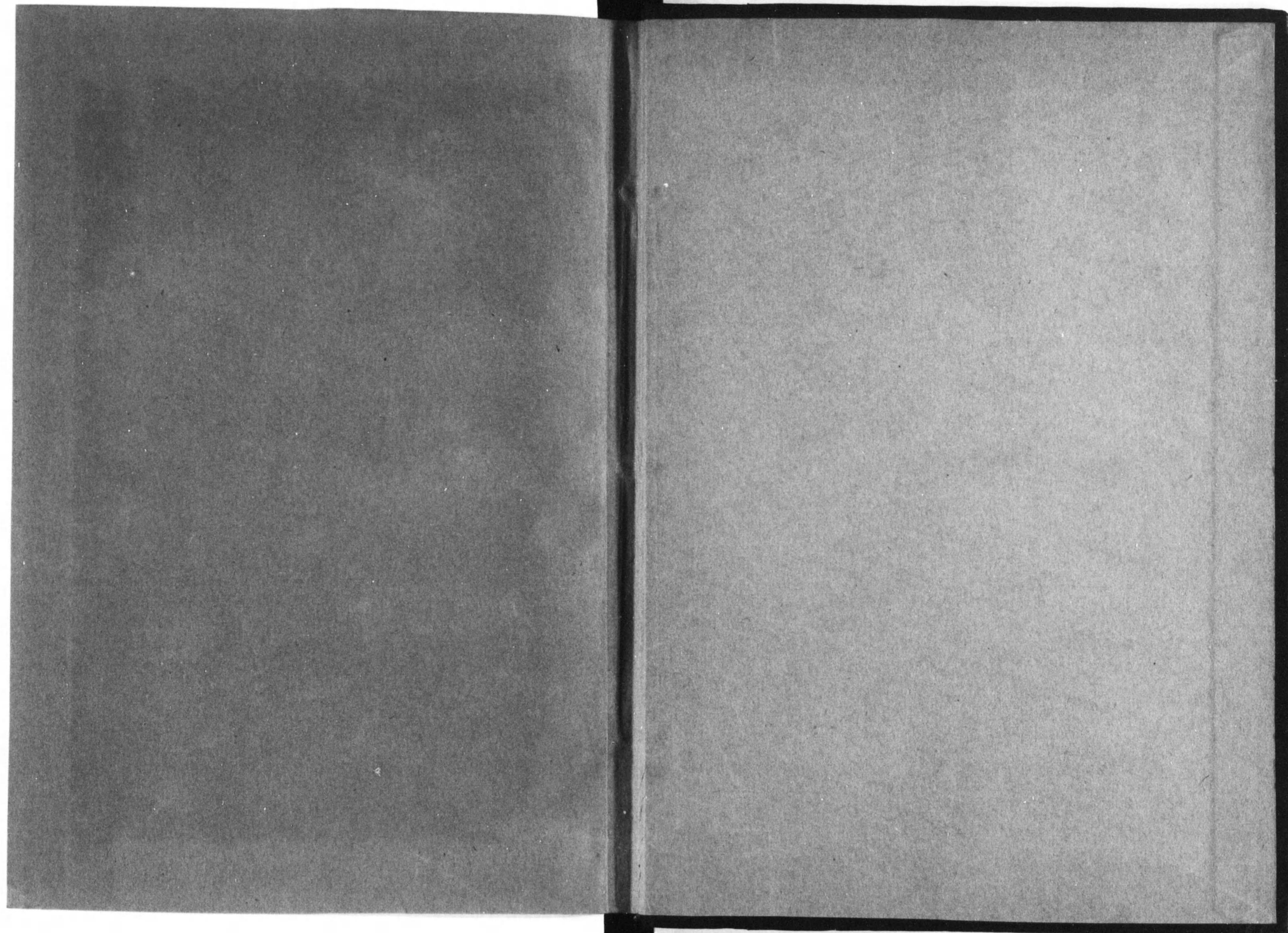
.4

576



始





14.4

576

昭和十一年一月

商工省工務局編纂

本邦瓦斯事業の概観

(昭和九年度)

社団法人 帝國瓦斯協會

正誤表

頁數	行數	誤	正
二二 四八	八 七	●	○
一三〇	九		
一五〇	一一		

現有製造能力
 郡二一・八
 鹽釜瓦斯株式會社昭和
 五・一一・一五開業
 房州瓦斯株式會社
 (四日市導管延長)二〇、七七二

現有製造能力
 舊郡二一・八
 鹽釜瓦斯株式會社昭和
 五・一一・二三開業
 房州瓦斯株式會社
 (四日市導管延長)二四、七七二

凡例



一、本書は主として昭和九年度に於ける本邦内地の瓦斯事業の概況を記載せるものなり。
 二、本書に採用せる數字は瓦斯事業法施行規則に定むる諸規定に基き各事業者より提出せる報告書に據れるものにして、此の外關係官廳及各事業者個々に付調査せるものをも輯録せり。
 三、本文中意見に亘るものは執筆者の意見とす。

商工省工務局

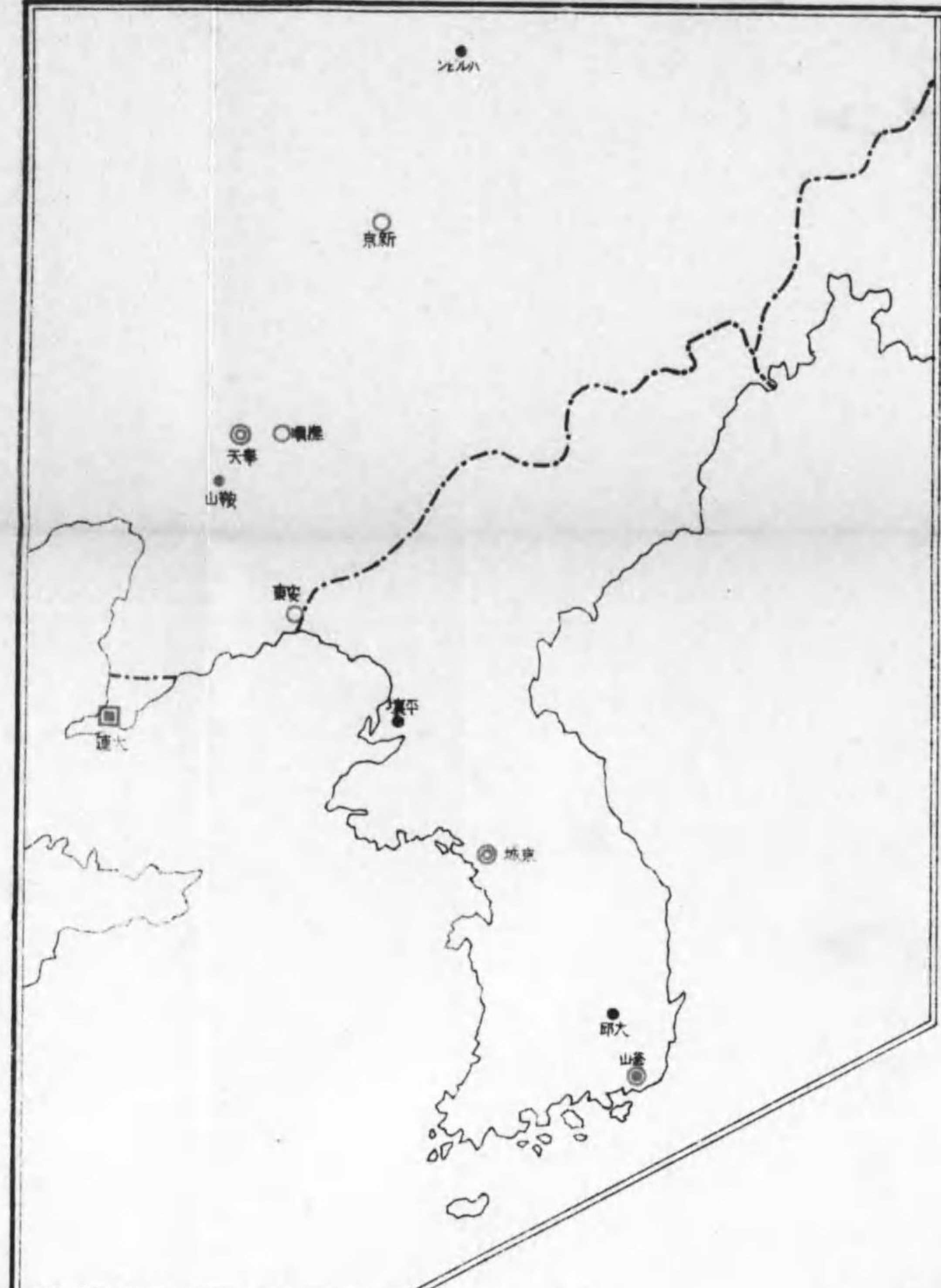




瓦斯事業在所地圖

在現月一年一十和昭

瓦斯事業者數	內地	一〇	二五
瓦斯供給地區數	內地	一四〇	一五一
瓦斯供給豫定地區數	內地	二一	二一
	樺太、朝鮮、台灣、關東州、滿洲	一	一
	內地	三	八



例 凡

●	○	◎	◐	◑	◒	◓
瓦斯事業經營豫定地	同	同	同	同	同	一日製造能力
	一千熱位以上	一千熱位以上	三千熱位以上	五千熱位以上	一萬熱位以上	五萬熱位以上

14.4-576

本邦瓦斯事業の概観

目次

商工技師 稻見 慎 一

一、概説.....	四頁
二、瓦斯事業者数及事業地区数.....	九
三、瓦斯事業資金及興業費.....	一一
四、瓦斯事業收支.....	二五
五、瓦斯事業利益.....	三一
六、瓦斯の發熱量及供給壓力.....	三九
七、瓦斯料金.....	四四
(イ) 一般瓦斯料金.....	四五
(ロ) 最低責任料金.....	六六
八、瓦斯料金以外の瓦斯供給條件.....	六九
(イ) 瓦斯メートル賃貸料.....	六九
本邦瓦斯事業の概観.....	一

本邦瓦斯事業の概観

(ロ) 瓦斯引用工事費.....七一

九、瓦斯需用者數及需用者普及率.....七七

十、瓦斯需用量.....一〇三

十一、瓦斯製造量及勘定外瓦斯量.....一〇七

十二、瓦斯製造原料.....一〇九

十三、瓦斯製造副生物.....一一三

十四、瓦斯製造所及製造能力.....一一八

十五、瓦斯工作物.....一一八

 (イ) 瓦斯發生裝置.....一一一

 (ロ) 瓦斯溜.....一一三

 (ハ) 其他の瓦斯工作物.....一二三

十六、瓦斯供給方式.....一二五

十七、主任技術者.....一二六

十八、瓦斯事業經營の許可.....一二六

本邦瓦斯事業狀況一覽表

第一號表 瓦斯事業者名、製造所々在地及供給區域.....一三二

第二號表 瓦斯製造設備及供給設備.....一四四

第三號表 瓦斯事業資金及興業費.....一五七

第四號表 瓦斯事業收支及利益.....一七〇

第五號表 瓦斯料金、其他の供給條件及瓦斯の發熱量.....一八三

第六號表 瓦斯需用者及普及率.....一九二

第七號表 瓦斯需用狀況.....二〇五

第八號表 瓦斯製造狀況及副生物.....二一八

本邦瓦斯事業の概観



商工技師 稻見慎一

昭和九年度に於ける本邦瓦斯事業の状況を概観するに、瓦斯の供給を営める事業者数百四、其の事業地區數百三十四で昭和八年度より夫々二を増加し、又需要者戸數は一、九〇七、〇〇〇戸、販賣瓦斯量は七三七、八九五千立方米で前年度に比し前者二%強、後者六・五%の増加を示して居る。而して事業の收支關係に於ては原料石炭の價格は前年度末期以來漸次騰貴を見たが、一方副生物たるコークス市價の値上りがあつた爲め採算を不利ならしむる迄には至らず、又軍需品工業は依然旺盛であつて之等關係工業のある都市の瓦斯事業は其の餘澤を受けて比較的好調に終始した事情もあり、全般的に見れば前年度よりも幾分利益の向上を見たが、唯中小都市に於ける瓦斯事業に在つては財界の景況未だ不振の域を脱せず、瓦斯販賣量の増加を期待する事が困難であつた爲め利益の減少を見たものも見受けられる。又關西、中國方面に於ては風水害の爲め一時瓦斯の供給を停止し、又は供給量の減少を來したのもあつたが、事業者の努力に依つて比較的速に恢復し、從て事業に對する影響も左迄大ならしむるに至らなかつた。

次に近年に於ける瓦斯事業の趨勢を知る爲め、大正元年以來の事業の概況を數字的に示せば凡そ左の如くである。

第一表 (其一)

年次	事業者數	地區數	總資本金	拂込資本金	瓦斯需用者數	燈用孔口數	熱用孔口數
大正元年	七五	七五	三、三三三、〇〇〇円	五、二九六、九三三円	四、九四、五六一	一、〇七、〇七〇	五、九二、〇七〇
同二年	七五	八五	一、四八八、三三三	六、七三三、七三三	五、九四、〇〇〇	一、〇七、〇七〇	六、八〇、〇七〇
同三年	八八	一〇九	三、三三三、三三三	八、七三三、三三三	六、四三、四六九	一、〇七、〇七〇	七、五〇、〇七〇
同四年	九二	一〇九	三、三三三、三三三	九、八八八、三三三	六、一、一〇〇	一、〇七、〇七〇	八、〇七、〇七〇
同五年	八八	一〇九	一、四八八、三三三	九、八八八、三三三	五、八五、五九三	一、〇七、〇七〇	八、〇七、〇七〇
同六年	七四	九四	一、三三三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	五、四九、五六五	一、〇七、〇七〇	七、〇七、〇七〇
同七年	七四	八九	一、三三三、三三三	一、一〇〇、〇〇〇	五、〇五、一〇一	一、〇七、〇七〇	七、〇七、〇七〇
同八年	七四	八九	一、三三三、三三三	一、一〇〇、〇〇〇	五、〇五、一〇一	一、〇七、〇七〇	七、〇七、〇七〇
同九年	七四	八九	一、三三三、三三三	一、一〇〇、〇〇〇	五、〇五、一〇一	一、〇七、〇七〇	七、〇七、〇七〇
同十年	七四	八〇	一、三三三、三三三	一、一〇〇、〇〇〇	五、〇五、一〇一	一、〇七、〇七〇	七、〇七、〇七〇
同十一年	七四	八二	一、三三三、三三三	一、一〇〇、〇〇〇	五、〇五、一〇一	一、〇七、〇七〇	七、〇七、〇七〇
同十二年	七四	八二	一、三三三、三三三	一、一〇〇、〇〇〇	五、〇五、一〇一	一、〇七、〇七〇	七、〇七、〇七〇
同十三年	七四	八三	一、三三三、三三三	一、一〇〇、〇〇〇	五、〇五、一〇一	一、〇七、〇七〇	七、〇七、〇七〇
同十四年	七三	八五	一、三三三、三三三	一、一〇〇、〇〇〇	五、〇五、一〇一	一、〇七、〇七〇	七、〇七、〇七〇
昭和元年	七五	九六	一、三三三、三三三	一、一〇〇、〇〇〇	五、〇五、一〇一	一、〇七、〇七〇	七、〇七、〇七〇

本邦瓦斯事業の概観

本邦瓦斯事業の概観

年次	事業者数	事業地区数	総資本金	拂込資本金	瓦斯需用者数	燈用孔口数	熱用孔口数
昭和二年	七五	九七	七三,三三三,四九〇 ^円	六〇,三三三,八一九 ^円	九五三,六八八	一一,三三三,七三三	
同三年	七六	一〇一	三九九,九二四,九五〇	三二七,四三三,一五三	一一,一一一,三三四	二,六三三,三三三	
同四年	八一	一〇五	四四四,五二四,九五〇	三三〇,七四三,四九〇	一四七,〇五八〇	三,〇五〇,七四七	
同五年	八八	一一七	五〇四,八六四,九五〇	三三〇,九八一,四七〇	一,六三〇,四五六	三,四三八,一九四	
同六年	九四	一二三	五三三,四九四,九五〇	三三三,一〇六,〇六〇	一,七六六,三二四	三,七三〇,〇〇〇	
同七年	一〇〇	一二九	五三六,〇〇九,九五〇	三三八,三五五,三八一	一,七九〇,九八六	三,九二二,六〇〇	
同八年	一〇三	一三三	五八九,九〇九,九五〇	四一六,六三六,〇〇〇	一,八六五,八五〇	四,九七八,〇〇〇	
同九年	一〇四	一三四	五九〇,七〇九,九五〇	四四一,一九七,四五三	一,九〇七,〇三三	四,九七六,〇〇〇	四,七三三,〇三三

(註) 一、△印は大阪瓦斯會社の需用者一戸當り孔口数を二・五孔口と推定加算したもので、昭和七年度以前の數字中には大阪瓦斯會社の孔口数を含めものである。
 二、事業者数及事業地区数は昭和九年度末に於て事業を替るものである。
 三、總資本金及拂込資本金中には兼營事業の分をも含む。

第一表 (其二)

年次	製造所数	瓦斯製造能力	瓦斯製造及購入量	副生物產出量	石炭使用量	導管延長
大正元年	七三	六九四,九三三 ^{立方米}	一四三,七三三,二〇〇 ^{立方米}	二〇,一〇一 ^担	四四三,三五四 ^担	三,五四九,七四三 ^米
同二年	九四	八六八,三三八	一五九,八七四,二〇〇	二〇,三七五 ^担	四八四,一三三	三,一九七,一六七

本邦瓦斯事業の概観

同三年	一〇九	一,〇三九,五四〇	一七三,三三四,三〇〇	二二,四四三 ^担	二六六,二一五	五,〇五七,〇〇九
同四年	一一一	一,〇〇〇,九六九	一七九,三三四,三〇〇	二二,四四三 ^担	二五九,九二一	四,六七三,四〇一
同五年	一〇五	一,一〇〇,一一七	二〇〇,一〇八,八二二	二五,三三三 ^担	二七〇,二二四	五,八四九,一九九
同六年	九三	一,〇三九,八四九	二二六,〇七五,〇〇〇	二九,五〇八 ^担	二九〇,五三三	六,五八八,五六八
同七年	八七	一,一〇三,一一一	二五九,八八〇,六六一	三四六,九七一	二九〇,三九九	七,三三三,二〇五
同八年	八八	一,〇〇六,五七六	二七七,〇〇四,五五四	二九七,九五五	二八,八九二七	七,一八六,一七
同九年	八九	一,一九〇,〇三二	二八三,四三三,〇〇〇	三一九,三二二	二九,四三二	七,二七,七四八
同十年	九〇	一,四〇〇,〇三〇	三〇五,六六四,九二二	三六六,六七七	三一,五五三	七,七八,二七三
同十一年	九二	一,四四六,七〇〇	三三〇,三三三,二八五	三二四,八四六	三四,六八三	七,六,四五八
同十二年	九二	一,五二七,七八八	三三九,一〇六,五〇〇	三三〇,八二六	三二,四一〇	七,〇七,二六九
同十三年	九三	一,四九八,〇七三	三五三,二三四,三四六	三五二,九一九	三五,六九二	七,三六,七五八
同十四年	九三	一,六九五,一四三	三九一,七〇〇,六七三	不明	三八,一二五	七,八一,八三七
昭和元年	九三	一,七九四,〇四一	四八七,五〇〇,八一六	四二七,六六一	四三,七二二	九,〇四,一四〇
同二年	九六	二,一〇九,六七五	五三九,九八八,〇〇四	四七九,〇三〇	四二,九五一	一,〇,三六,五五八
同三年	一〇三	二,四三九,二五四	六〇四,〇五七,八九五	五八一,六二六	五五,六二二	一,三三九,一六五
同四年	一〇九	三,一八三,三三〇	七三〇,一五〇,七四七	六一九,八〇一	六一,四五三	一,三三四,一八七
同五年	一一八	三,一〇六,五五五	七五六,六二六,六三六	五八四,三三七	六二,八四六	一,二二〇,九一〇
同六年	一二二	三,〇二二,三七七	八〇一,五二二,七七四	六六一,一九二	七二,〇八五	一,三三九,一八二
同七年	一二七	三,二五八,三六四	七九六,九四六,九四一	六五九,一九九	六五,九四七	一,二八二,三五八

本邦瓦斯事業の概観

八

年次	製造所数	瓦斯製造能力	瓦斯製造及購入量	副生物産出量	石炭使用量	導管延長
同八年	一二九	二,五〇五,八〇三 ^{立方米}	七六六,六三三 ^{立方米}	七二六,九六五 ^担	一,四〇一,〇二五 ^担	一四〇,九四〇 ^米
同九年	一三二	二,五六五,七〇七	八〇三,七四八 ^{立方米}	七五五,三二二	七六,七五七 ^担	一四八,八三五 ^米

- (註) 一、右表には休業中のもの及未開業のものを含まず。
 二、大正十三年の数字中*印ある欄は横浜市瓦斯局の瓦斯工場休止中なりし爲め其の關係数字を含まぬものである。
 三、導管延長は口径五十耗以上の本管(低圧管及高圧管)の延長を示すものである。

(備考)

- 一、大正六、七年に於て瓦斯事業者数及製造所数が激減した理由は歐洲大戦中石炭、鐵鋼材料、其他の暴騰に依つて事業の採算困難となり、之が爲め多數の事業者(二十會社)が其の事業を廢止したに因るものである。
- 二、昭和七年度に於て製造能力の減少した主因は東京瓦斯會社が熱量販賣制を實施し、同時に供給瓦斯の發熱量を約二割方引上げた結果之に比例して其の製造能力が減じた爲めである。
- 三、昭和七年度の製造量が前年度に比し約四二、二〇〇千立方メートル減少した理由は一般經濟界不況の爲め全般的に供給量が減退したるに加へ、東京瓦斯會社が供給瓦斯の發熱量を高めた爲め供給量に於て相當の減少(東京瓦斯會社の前年度に對する減少量二六、二〇〇千立方メートル)を見た爲めである。
- 四、昭和八年度に於て供給量の減少を見た主因は全瓦斯事業者に對する標準熱量制の實施、及東邦瓦斯會社名古屋事業地

區に於ける熱量販賣制の採用に依り、總體的に瓦斯の發熱量が向上した爲め之に隨つて供給量が減少するに至つた事の外、新潟縣下に於ける天然瓦斯の噴出量が著しく減退した爲め特種工業用に對する供給を一部休止した結果に因るものである。

二、瓦斯事業者数及事業地區數

昭和九年十二月末現在に於ける全國瓦斯事業者數(殖民地を除く)は百十七で、此の中現に瓦斯の供給を營めるもの百四、休業中のもの一、未だ事業開始に至らぬもの十二がある。之等の大部分は瓦斯事業を專業とする株式會社であつて其の數九十八社(内休業中のもの一、未開業のもの十)に及び、電氣事業と瓦斯事業を兼營するもの十、市營に屬するもの七、産業組合組織に據るもの二(未開業)である。電氣及瓦斯の兩事業を兼營するものは従前は本業たる電氣事業を主眼として居つた關係上、瓦斯事業に對しては其の經營振に遺憾の點も見受けられたが、近年は次第に重要視される様になり其の成績も向上するに至つた。市營に係るものは中程度以上の都會に於ては比較的順調に在るが、小都市に於けるものは未だ概して振はざる狀況を示して居る。産業組合組織に據るものは昭和九年度に於て始めて出現せるもので、會社又は公營事業として實現困難なる地方の小都會に於て企圖せられたものであるが、産業組合法規上法人の組合加入を許さぬ爲め瓦斯事業として不便たるを免れない。

今電氣事業者の兼營及市の經營に屬するもの並に産業組合組織に據るものを掲ぐれば次の通りである。

(イ) 電氣事業者の兼營に屬するもの

大日本電力株式會社(秋田)

東部電力株式會社(郡山、平)

本邦瓦斯事業の概観

本邦瓦斯事業の概観

- 甲府電力株式會社(甲府)
- 合同電氣株式會社(松阪、徳島)
- 日本海電氣株式會社(富山)
- 廣島瓦斯電軌株式會社(廣島、吳、尾道)
- (ロ) 市の經營に屬するもの
 - 横濱市、金澤市、福井市、高田市、松江市、久留米市、宇部市
- (ハ) 産業組合組織に據るもの
 - 保證責任成田瓦斯購買利用組合、有限責任東金瓦斯購買利用組合

昭和九年度末現在に於て瓦斯の供給を營める事業地區百三十四の中一事業者で二以上の事業地區を有するものが十九あり、其の名稱及事業地區は左の通りである。

- 九州瓦斯株式會社(小倉、門司、若松、八幡、戸畑、島原)
- 東邦瓦斯株式會社(名古屋、一宮、半田)
- 北海道瓦斯株式會社(札幌、小樽、函館)
- 合同瓦斯株式會社(津、四日市、宇治山田)
- 茨城瓦斯株式會社(水戸、土浦)
- 三條瓦斯株式會社(三條、加茂)
- 福島電燈株式會社(福島)
- 大垣瓦斯電氣株式會社(大垣)
- 四國水力電氣株式會社(高松、丸龜)
- 日本水電株式會社(鹿兒島)
- 西部瓦斯株式會社(福岡、長崎、佐世保、熊本)
- 關東瓦斯株式會社(横須賀、前橋、高崎)
- 廣島瓦斯電軌株式會社(廣島、吳、尾道)
- 東部電力株式會社(郡山、平)
- 埼玉瓦斯株式會社(浦和、熊谷)
- 静岡瓦斯株式會社(静岡、沼津)

- 濱松瓦斯株式會社(濱松、中泉)
- 中央合同瓦斯株式會社(姫路、明石)
- 下關瓦斯株式會社(下關、防府)
- 別府瓦斯株式會社(別府、大分)

- 合同電氣株式會社(松阪、徳島)
- 津山瓦斯株式會社(津山、玉島)
- 四國水力電氣株式會社(高松、丸龜)

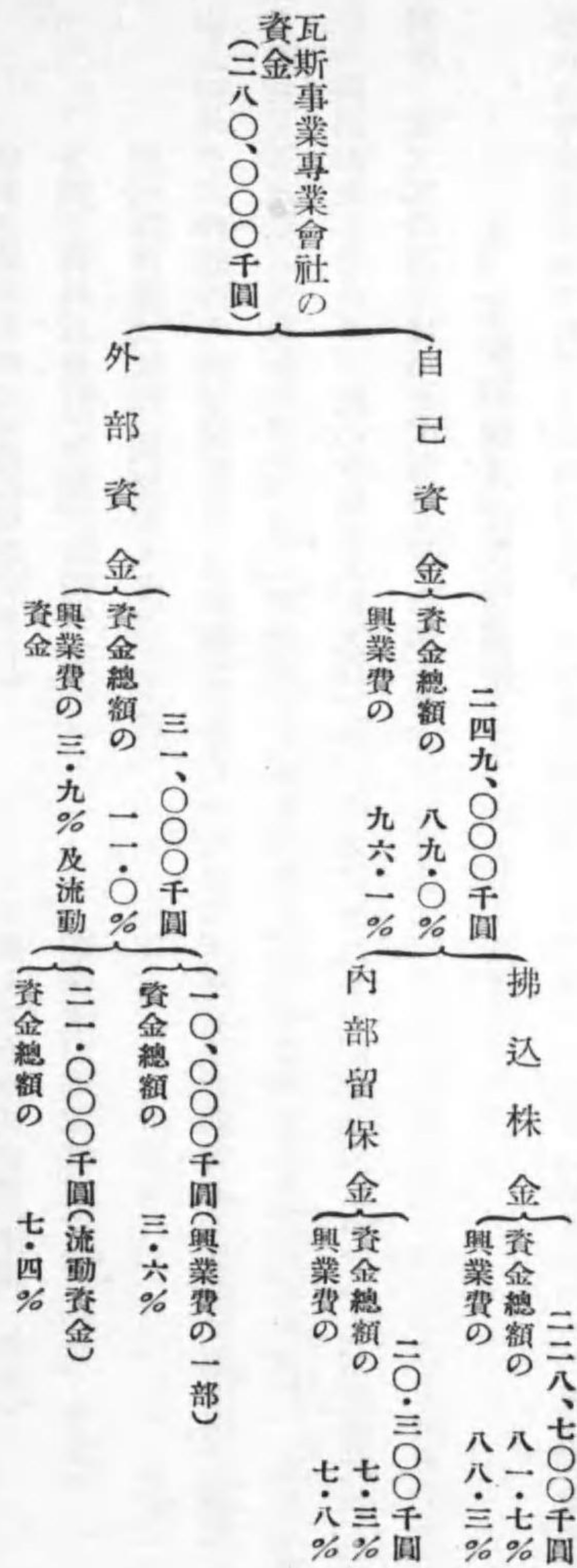
以上の外に其の資本の殆ど全部を一瓦斯會社に所有せられて、事實上は親會社の經營に屬すると異ならぬものがある。即ち鶴見瓦斯會社と東京瓦斯會社、堺瓦斯會社と大阪瓦斯會社、尼崎瓦斯會社と神戸瓦斯會社、九州瓦斯會社と東邦瓦斯會社の關係が夫れである。此の中鶴見瓦斯及堺瓦斯の兩者は何れも瓦斯製造所を有せずして親會社から瓦斯の供給を受けて居り、從て其の關係は極めて緊密なものがある。

三、瓦斯事業資金及興業費

昭和九年度末現在に於ける瓦斯事業者中瓦斯事業を専業とする八十七會社(休業中のもの及未開業のものを除く)の資本金總額は三三〇、六〇五千圓で、其の拂込資本金總計は二二八、七二〇千圓、興業費總額は二五九、〇一九千圓である。又電氣事業者の兼營及市營に屬する瓦斯事業の興業費は二一、三九一、三九一、〇〇〇千圓(電氣事業者兼營の分一一、九九九、〇〇〇千圓、市營の分九、三九二、〇〇〇千圓)であつて以上合計二八〇、四一〇千圓となり、之に流動資金として使用されて居るもの約二五、〇〇〇千圓を加ふる時は本邦瓦斯事業に投下せられて居る資金の總額は凡そ三〇五、〇〇〇千圓に達する。更に此の外瓦斯事業者が他事業の兼營(電氣事業を除く)及投資に振向けて居る資金が相當あつて、其の額は二四、三〇六千圓である。之等資金の大部分は株式に依る自己資金であつて、此の外公社債、借入金等の外部資金及諸積立金等の内部留保金に據る部分も尠くない。

本邦瓦斯事業の概観

い。今瓦斯事業を専業とする株式會社の資金内容を見るに、其の全部を拂込株金に據るものもあり、又株式拂込金尠く大部分を外部資金に俟つものもあるが、後者の如きは特別の例であつて多くは資金の大部分を株式拂込金に仰ぐを普通とする。尤も近年に於ける如く一般金利低下の時代には事業資金は成るべく之を外部に仰ぐを有利とするが、之には自ら資金融通可能な限度があり、又瓦斯事業に在つては資金の大部分が固定する關係上事業の安定を期する上からも外部資金に多く據り難い點もあつて、斯業の現状に就て見るに自己資金に據る部分が比較的多いのである。今瓦斯事業專業會社の昭和九年度實蹟に付其の資金内容を分析すれば凡そ左の通りである。



即ち投下資金總額の八一・七％は拂込株金に依つて賄はれて居り、社内留保金の割合は七・三％となつて居るから兩者を

合せた總資金の八九％は自己資金であつて、残り一・一％が外部資金である。之を興業費の上から見る時は其の九六・一％が自己資金に依るもので、残り三・九％及流動資金が外部資金に依るものと考へられる。而して之等會社の中昭和九年度に於て未拂込株金を徴せしめるものは合計十一社で其の徴收總額は四、七六六千圓となつて居り、之に對して瓦斯事業興業費の増加額は一、四六五千圓であるから差引三、三〇一十千圓は主として社債、借入金等の外部資金の返済に充當せられたものである。

次に掲ぐるは瓦斯事業を専業とする株式會社に就き、昭和五年以降に於ける拂込株金總計の總興業費に對する割合を示したもので、昭和七年の七三％と昭和八年の八六％との間に著しい差のあるは東京瓦斯會社の増資拂込の關係に依るものであるが、此の點を別とせば累年拂込株金の割合が増加しつゝある事を知るのである。

第二表

項	目	昭和五年	同 六年	同 七年	同 八年	同 九年
拂込株金總計の興業費總額に對する割合		八二%	八四%	七三%	八六%	八八%

(註) 本表の數字は瓦斯事業を専業とする株式會社に就て算定したものである。

瓦斯事業に在つては資金の大部分が固定する關係上、興業費の多寡は事業収益上に多大の影響を及ぼすものであるが、興業費の内容は地所費、製造設備費、供給設備費及其他に大別され、其の割合は次表に示す如く導管費が最も多額であつて總興業費の約半ばを占め、之に次では製造設備費、瓦斯メートル費、地所費、其他の順となつて居る。

本邦瓦斯事業の概観

第三表

項目	金額 (千圓)	總興業費に對する割合
總興業費	二八〇、四四八	一〇〇%
地所費	二八、六二一	一〇・二%
製造設備費	八三、七二二	二九・九%
導管費	一三一、六一七	四六・八%
瓦斯メーター費	三〇、〇二七	一〇・七%
其他	六、四六一	二・四%

興業費の多寡は規模の大小及其の内容、製造及供給量の多少、既往に於ける銷却額の多寡、地理的條件の好悪等に依つて夫々相違を來すもので一概に論ずる事は出來難いが、今昭和九年度に於ける全國瓦斯事業者の興業費に就て、之を各方面から觀察した場合の數値を掲ぐれば凡そ次の如くである。

第四表

事業地區名 (事業者名)	製造設備費		供給設備費		總興業費	
	一日製造能力	製造設備費	需用者一戸當	需用者一戸當	需用者一戸當	販賣瓦斯百熱位當
東京	四六、八七三	八七・一八	七・一〇	九・六〇	二一・七〇	一六・二七
大阪	一七、三三六	八五・二七	五・六	七・七九	一二・三五	一七・七五
京都	六二、八六三	七二・九四	六・九	六・四七	一八・一三	一〇・九〇
神戶	六八、四九四	四一・八七	八・七六	八・二八	二二・六九	一八・六四
名古屋	五六、九九九	二七・二五	一〇・二四	七・七二	一七・九六	二二・九〇
東大	四六、八七三	八七・一八	七・一〇	九・六〇	二一・七〇	一六・二七
神戶	一七、三三六	八五・二七	五・六	七・七九	一二・三五	一七・七五
大阪	六二、八六三	七二・九四	六・九	六・四七	一八・一三	一〇・九〇
京都	六八、四九四	四一・八七	八・七六	八・二八	二二・六九	一八・六四
名古屋	五六、九九九	二七・二五	一〇・二四	七・七二	一七・九六	二二・九〇

二、一日平均供給量一萬立方米以上の事業地區

事業地區名	一日製造能力	製造設備費	供給設備費	總興業費
横濱 (市)	二七、一八四	八・二六	一三・八一	二一・〇七
吳 (廣島瓦斯電軌)	一一、三三三	二三四・五九	二七・三二	三二〇・九一
福岡 (西部瓦斯)	七、六六五	三九・五四	五・〇八	四四・六二
北九州 (浪速瓦斯)	九、三九一	一三・七〇	一・八三	一五・五三
廣島 (廣島瓦斯電軌)	八、三三三	二九・四四	一・八六	三一・三〇
長門 (西部瓦斯)	五、四七五	五八・二二	六・六二	六四・八四
岡山 (西部瓦斯)	五、六二四	四三・二九	四・七六	四八・〇五

三、一日平均供給量五千立方米以上一萬立方未満の事業地區

事業地區名	一日製造能力	製造設備費	供給設備費	總興業費
小坂 (九州瓦斯)	五、四七五	二〇・四五	二・六二	二三・〇七
横須賀 (關東瓦斯)	三、七一九	一四・九五	一・二六	一五・七一
熊野 (西部瓦斯)	三、四六八	四・六五	五・六三	一〇・二八
佐世保 (西部瓦斯)	三、三五四	四・六六	五・八二	一〇・四八
金澤 (西部瓦斯)	五、四九五	九・四七	一・七一	一一・一八
尼崎 (市)	三、三三九	五・九五	七・〇五	一二・〇〇

本邦瓦斯事業の概観

事業地区名 (事業者名)	製造設備費		供給設備費		總興業費	
	一日製造能力 一熱位當	製造能力 千立方米當	需用者一戸 需用者一戸當	販賣瓦斯 千立方米當	需用者一戸 需用者一戸當	販賣瓦斯 百熱位當
門司 (九州瓦斯)	3,103	26,764	8,544	168,044	110,216	638,821
小幡 (北海道瓦斯)	3,300	128,691	1,007	278,444	128,447	1,333,233
八幡 (九州瓦斯)	2,973	114,291	7,144	256,633	100,800	651,211
新井 (市)	3,143	64,544	12,216	185,791	51,633	78,910
和歌山 (市)	2,458	50,177	11,214	136,588	35,744	73,044
札幌 (北海道瓦斯)	2,250	95,588	11,573	400,851	110,666	166,850
下関 (北海道瓦斯)	2,288	101,210	10,211	410,044	147,333	211,277
姫路 (中央合同瓦斯)	2,759	146,210	14,211	398,400	86,391	239,144
鹿島 (日本水電)	2,475	77,577	21,819	215,288	48,433	196,351
函館 (北海道瓦斯)	1,950	160,733	15,819	529,433	105,667	274,177
奈良 (日本水電)	2,377	87,211	8,912	99,810	111,818	161,817
仙臺 (日本水電)	1,734	56,291	13,377	438,810	59,391	109,556
濱松	2,067	39,555	11,000	166,911	54,411	92,733

四、一日平均供給量二千立方米以上五千立方米未満の事業地区

事業地区名 (事業者名)	製造設備費		供給設備費		總興業費	
	一日製造能力 一熱位當	製造能力 千立方米當	需用者一戸 需用者一戸當	販賣瓦斯 千立方米當	需用者一戸 需用者一戸當	販賣瓦斯 百熱位當
岸田 (泉州瓦斯)	1,620	100,810	10,817	289,631	79,691	138,210
甲府 (甲府電力)	2,711	73,077	10,133	371,588	82,233	159,850
長岡 (甲府電力)	1,106	69,233	17,071	204,866	44,651	98,651
岐阜 (甲府電力)	1,357	39,466	12,291	194,844	67,216	77,351
今治 (九州瓦斯)	1,277	43,066	13,351	218,400	48,660	112,214
戸田 (九州瓦斯)	2,135	40,066	10,110	168,944	46,051	78,111
豊橋 (九州瓦斯)	1,459	51,211	13,810	193,000	56,441	132,851
松山 (九州瓦斯)	1,570	16,101	7,411	235,311	115,996	124,477
諏訪 (九州瓦斯)	6,433	27,833	23,391	233,044	38,110	221,251
一宮 (東邦瓦斯)	1,048	75,144	17,333	194,688	79,917	234,688
徳島 (合同電気)	715	29,866	5,377	366,355	148,666	133,766
富山 (合同電気)	1,111	36,233	12,219	374,433	71,033	110,990
大田 (日本海電気)	1,111	50,210	11,218	147,214	51,418	110,990
高知	1,010	127,066	14,818	391,219	69,433	166,151
静岡	910	89,411	21,077	351,666	58,600	181,477

五、一日平均供給量千立方米以上二千立方米未満の事業地区

事業地区名 (事業者名)	製造設備費		供給設備費		總興業費	
	一日製造能力 一熱位當	製造能力 千立方米當	需用者一戸 一熱位當	需用者一戸 千立方米當	需用者一戸 一熱位當	需用者一戸 千立方米當
宇都宮	1,133	81,866	14,577	641,444	1,033,977	2,103,333
尾道 (廣島瓦斯電軌)	1,040	185,993	13,999	1,699,998	2,712,266	2,477,711
明石 (合同瓦斯)	750	103,660	17,866	1,107,744	1,644,366	1,544,333
四日市 (中央合同瓦斯)	1,278	86,500	11,522	696,666	1,344,811	1,202,277
市川 (合同瓦斯)	931	77,733	13,833	1,097,700	1,688,333	1,377,933
鳥取 (葛飾瓦斯)	704	187,333	12,244	2,181,255	2,044,844	3,221,222
柏崎	700	39,599	11,477	544,444	477,444	791,266
千葉	710	85,388	14,955	1,033,366	677,800	1,777,999
三浦	694	99,511	15,822	499,888	1,669,944	1,044,644
長野	1,738	71,211	11,511	77,922	1,556,644	2,285,544
松本市 (市)	857	98,000	14,722	77,000	2,481,444	1,637,788
高松 (四國水力電氣)	569	58,000	16,855	1,033,355	400,111	1,627,788
久留米 (市留)	747	52,466	12,955	75,811	361,266	1,092,233

六、一日平均供給量五百立方米以上千立方米未満の事業地区

事業地区名 (事業者名)	製造設備費		供給設備費		總興業費	
	一日製造能力 一熱位當	製造能力 千立方米當	需用者一戸 一熱位當	需用者一戸 千立方米當	需用者一戸 一熱位當	需用者一戸 千立方米當
別府	1,707	242,233	16,099	803,344	2,099,566	4,999,933
加茂 (埼玉瓦斯)	744	77,333	12,444	1,400,566	440,300	1,044,944
宇治 (三條瓦斯)	500	138,855	17,411	1,400,566	1,759,911	2,131,266
川越 (合同瓦斯)	500	138,855	17,411	1,400,566	1,759,911	2,131,266
小田原 (武州瓦斯)	500	138,855	17,411	1,400,566	1,759,911	2,131,266
山形 (福島電燈)	734	82,833	6,422	55,377	2,033,566	777,855
福島 (福島電燈)	734	82,833	6,422	55,377	2,033,566	777,855
高崎 (關東瓦斯)	489	211,055	11,355	959,911	489,500	2,222,999
足利 (關東瓦斯)	1,005	36,944	9,399	373,355	397,788	615,544
八王子 (關東瓦斯)	694	123,411	12,966	2,087,755	2,087,755	3,937,644
前橋 (關東瓦斯)	586	175,222	13,088	1,671,444	773,944	2,444,388
沼津 (静岡瓦斯)	553	107,700	11,866	807,755	340,133	1,277,788
浦賀 (静岡瓦斯)	503	107,700	11,866	807,755	340,133	1,277,788
新田 (静岡瓦斯)	293	149,055	12,333	585,522	1,419,222	950,044

本邦瓦斯事業の概観

事業地 區名 (事業者名)	製造設備費		供給設備費		總興業費	
	一日製造能力 一熱位當 千立方米當	製造瓦斯 千立方米當	需用者一戸 一戸當 千立方米當	需用者一戸 一戸當 十米當	需用者一戸 一戸當 百熱位當	需用者一戸 一戸當 百熱位當
宮崎	七二〇	一五三・四	三三・九七	一四三・二九	四三・四六	二九三・九〇
松本	九三五	二六一・五九	三三・〇〇	一四三・九二	六五・二二	三三三・八八
倉敷	四六二	一六六・六一	七・五九	五二・四三	六九・〇八	一〇二・二八
熱海	三三九	一三二・二九	九・一一	七二・九五	二二・七〇	一五八・五五
高津	七二三	一三〇・三三	二二・〇一	一三六・三三	六一・九四	三三三・三八
新島	五〇三	一七〇・七五	一七・六七	七八・八七	四四・六三	二〇一・〇八
宇和	六七〇	一七〇・七五	八・五四	一〇一・一五	二八・九八	二二二・四七
水戸	六九四	一四九・七八	一・四〇	八〇・〇七	六四・五七	一三二・二四
秋田	四四二	一〇六・七三	一〇・三六	八五・四五	五四・一七	一七八・七三
山形	六二〇	一三二・二七	一三・一一	一七〇・〇二	九六・八一	二五五・四九
松本	三九八	五二・六八	一三・九四	六八・〇五	五二・五九	一〇〇・二九
防府	七三三	一三三・二七	一三・一〇	一四二・〇四	一〇八・三六	二三四・九八
高松	四九五	一〇四・二八	一一・一三	八六・五〇	四九・七三	一七二・九二
大垣	三〇二	一六〇・五四	一四・〇六	一三六・二七	四八・五五	二五九・八四
桐生	三〇二	二六二・一七	一四・〇六	一三六・二七	九六・九三	二五九・八四

事業地 區名 (事業者名)	製造設備費		供給設備費		總興業費	
	一日平均供給量 五百立方米未滿 千立方米未滿	製造瓦斯 千立方米未滿	需用者一戸 一戸當 千立方米未滿	需用者一戸 一戸當 十米未滿	需用者一戸 一戸當 百熱位未滿	需用者一戸 一戸當 百熱位未滿
清水	六七九	一三三・九〇	一三・〇〇	一一八・六四	九一・二六	二〇三・七八
平塚	三九九	一五八・三三	一七・六二	一四九・一七	八四・六六	二二二・三七
彦根	三〇六	三七・四二	九・五六	三五・九	三六・八一	五二・九七
岡崎	三九一	七五・五〇	一〇・五八	五八・九一	一〇・三七	一〇七・六九
津山	四四六	一三七・〇四	一八・八六	一一三・二五	四八・四一	一七二・六五
大宮	三〇二	一一・五六	一〇・四四	六三・二九	六〇・六二	一〇一・六一
鳥取	五五二	一一・三九	一六・七九	一一八・三五	七〇・四九	二〇三・七五
藤原	二八一	二九・七二	一一・五八	六九・三六	五五・一四	一〇三・一一
上野原	三三三	一一・九二	二五・八八	一六三・六六	六三・二二	二二〇・四二
伊豆	四三三	六七・〇〇	一〇・一四	四六・五八	四五・九四	九〇・二二
伊東	四七三	七八・一八	一八・二六	二二・六	七〇・二四	二二・六八
盛岡	四八八	一五七・七七	二二・六六	二二九・四五	一〇二・二五	二四三・八七
盛岡	五〇〇	一二四・二二	二二・六七	二二二・七七	九八・六五	三五五・九八
大丸	三六二	五二・一八	二九・一六	一三〇・二七	四四・六七	二〇三・三四
丸	三六〇	六八・一七	四三・七八	九九・六一	三二・七五	二二二・五七

本邦瓦斯事業の概観

事業地区名 (事業者名)	製造設備費		供給設備費		總興業費	
	一日製造能力 一熱位當 千立方米當	製造設備費 千立方米當	需用者一戸 一戸當 千立方米當	販賣瓦斯 十米當	需用者一戸 一戸當 百熱位當	販賣瓦斯 百熱位當
五加(中蒲瓦斯泉)	360	191.36	145.00	201.37	189.67	576.00
小加(播磨瓦斯川)	467	113.34	123.7	497.87	160.66	303.99
半小(東邦瓦斯田)	713	295.53	150.9	465.75	330.53	250.65
長郡(東部電力山)	231	41.65	100.6	180.71	46.67	180.48
熊郡(東部電力山)	770	67.03	140.6	830.64	150.92	79.43
桑(埼玉瓦斯谷)	306	115.85	125.4	536.67	145.56	229.59
坂(埼玉瓦斯谷)	234	148.14	133.8	377.36	145.93	219.20
洲(出)	289	66.35	102.3	181.40	106.38	101.39
德(山本)	277	129.86	140.0	390.00	110.93	184.42
上(山)	293	86.44	128.8	296.39	146.97	152.33
米(野)	587	109.89	177.8	512.91	225.47	297.91
中(濱松瓦斯泉)	447	127.77	111	696.45	211.75	334.79
平(東部電力)	734	75.66	130.2	410.61	152.18	237.52

事業地区名 (事業者名)	一日製造能力 一熱位當 千立方米當	製造設備費 千立方米當	供給設備費 千立方米當	總興業費 千立方米當
土(茨城瓦斯浦)	281	184.67	154.42	339.09
館(林)	285	95.61	170.89	266.50
海(南)	331	135.68	86.5	222.18
大(山)	263	98.00	171.8	269.8
玉(津山瓦斯島)	161	131.55	245.9	377.5

(註) 一、事業地区配列の順序は昭和九年度に於ける瓦斯供給量の大小の順に依るもので、開業後一箇年未滿のものを含みます。
 二、事業地区は供給区域内の主なる市又は町名を示すもので事業者名の記載なきものは事業地区と同一名のものである。
 三、一日製造能力(熱位)は現有製造能力(立方米)に標準熱量を乗じ之を熱位にて表はしたもので、製造能力中には休止中の設備を含みぬものである。
 四、製造設備費は地所を除いた一切の製造所設備費で、供給設備費には需用者設備費をも含むものである。
 五、需用者一戸當り導管延長及導管延長十米當り供給設備費の算定に採用せる導管は口径五十耗以上の本管(低壓及高壓)である。

上表に於て總興業費欄の需用者一戸當り及販賣熱量一熱位當り興業費は全設備に對する資金の高低及其の活動率を表はすもので、表中製造設備費欄及供給設備費欄の各數字と對比する時は興業費高低の原因を察知し得られる。即ち同欄中製造能力一熱位當り及需用者一戸當り設備費は製造設備費及供給設備費自體の高低を表はし、大體に於て規模の大小並に供給区域内に於ける需用者分布状況の粗密に依つて其の値に高下の差を生ずるのが普通である。而して規模の大小は製造能力の大小に依り、又需用者分布状況の粗密は一戸當り導管延長の長短に依つて大體判斷し得られるものである。更に製造

量及販賣量千立方米當り設備費は興業費利用率の良否を示すもので、製造能力一熱位當り製造設備費及需用者一戸當り供給設備費の割合より見て其の値の高いものは、瓦斯の製造量及供給量に比して設備の過重なる事を思はしむるのである。次に掲ぐるは全國瓦斯事業を供給量の大小別に區分し、各階級別に前表記載の各數値を平均せるもので、之に依れば規模の大小と興業費の高低との關係を窺ふ事が出来る。

第五表

項目	一日平均供給量	四萬以上	五千以上	二千以上	千立方米以上	千立方未満
需用者一戸當り興業費	一二九圓	一七八圓	一五七圓	一六一圓	一七六圓	
製造能力一熱位當り製造設備費	一四三、三〇〇熱位	五、四五〇熱位	一、九〇〇熱位	八六〇熱位	四六〇熱位	
需用者一戸當り供給設備費	平均金額 七五圓	平均金額 八四圓	平均金額 八六圓	平均金額 九五圓	平均金額 一一二圓	
導管延長十米當り供給設備費	平均金額 七五圓	平均金額 九・八米	平均金額 一二・四米	平均金額 一三・六米	平均金額 一三・〇米	
導管延長十米當り供給設備費	平均金額 一〇二圓	平均金額 九七圓	平均金額 七四圓	平均金額 六八圓	平均金額 七六圓	

〔註〕 本表の數値は第四表中其の値が平均値に比して著しく距りあるものを除いた算術平均を示すものである。

即ち大體に於て規模の大なるに隨つて單位當り興業費は低下して居るのであつて、今假りに六大事業地區を除いた場合の總平均を求めれば需用者一戸當り總興業費は百七十圓、製造能力一熱位當り製造設備費は百圓、需用者一戸當り供給設

備費は九十六圓（口徑五十耗以上の本管の一戸當り平均延長は一二・四米）となる。唯導管延長十米當り供給設備費は規模の大なるものゝ方高率となつて居るが、之は口徑五十耗以上の本管（低壓管及高壓管）の總延長を採つて算定した値であつて、従て規模の大なるものは其の小なるものに比して大口徑の導管が多い爲めと考へられるのである。然し一日平均供給量五千立方以下に事業地區に在つては其の値も大差なく、之等を平均すれば導管延長十米當り供給設備費（需用者設備費を含む）は七十三圓餘となる。

以上の數値は現在我國に於ける中小規模の瓦斯事業興業費の平均標準を示すものと見られるのであつて、此の標準に比して著しく興業費の高いものは其の低下に就て特に考慮を要するものと考へられる。

四、瓦斯事業收支

瓦斯事業の收支を大別する時は収入に就ては瓦斯收入、副生物收入、各種貸料收入、工事費收入等であり、支出に就ては製造費、供給費、營業及總係費、銷却費、諸税、道路占用料、支拂利子等が主なるものである。今全國瓦斯事業者の昭和九年度の實績に就き、之等各費目別金額の總額に對する割合を求めれば凡そ次に示す如くである。

第六表（其の一）

項目	總收入	瓦斯收入	副生物收入	貸料收入	雜收入其他
金額（千圓）	九五、〇〇〇	六七、〇七四	二〇、六二二	四、一七五	三、一二八
收入總額に對する割合	一〇〇%	七十一%	二二%	四%	三%

第六表 (其の二)

項目	費目		製造費	供給、營業、諸費	路、占、稅、道、料	支拂利子	銷却費
	金額(千圓)	支出總額に對する割合					
收入總額に對する割合	七五%	七五%	三一%	二三%	七%	四%	一〇%
支出總額に對する割合	七一、三五二	一〇〇%	三〇、一五三	二二、〇五四	六、六一〇	三、一四四	九、三九〇
			四二%	三一%	九%	五%	一三%

右に依れば瓦斯事業の收支内容を略察知し得られるのであつて、収入の九三%は瓦斯收入及副生物收入に依つて占められ、残り七%が賃貸料收入及雑收入である。之等收入に對する支出の割合を見るに、總支出は總收入の七五%に相當するを以て残り二五%が事業利益である。而して總支出は瓦斯收入と賃貸料收入との合計額に匹敵して居り、從て副生物收入及雑收入が大體事業利益となつて居るものと考へられる。

以上の如く瓦斯收入は總收入の七割以上を占め事業収入の大宗を爲すものであるが、瓦斯料金は其の料率が一定して居る爲め収入の増加を圖るには勢ひ瓦斯販賣量の増加に俟たねばならない。而も瓦斯販賣量の増加は必然的に副生物の産出を多からしむる結果更に収入増を期待し得るのであつて、從て販賣量の増減に就ては事業者の最も關心を怠らぬ處であるが、販賣量の大小は瓦斯料金と密接な關係があるものであつて、此の點に就ては瓦斯料金並に瓦斯需用量の項に於て述べる事とする。又副生物收入は總收入の二割以上を占め瓦斯收入に次で主要なものであつて、就中コークスの價格の如何

は事業の收支に關係する處大きく、更に支出に於ては製造費の大部分を占むる原料費の多寡が収益上に多大の影響を及ぼすものである。從てコークス及石炭の價格は事業者の重視する處であるが、之を實際に就て見るに全國瓦斯事業者の昭和九年度に於て使用せる原料石炭及販賣コークスの平均價格は一應當り前者十三圓餘、後者二十二圓弱で、之を前年度に比較すれば夫々九・五%及一五・七%の騰貴となつて居り、更に地方別に見る時は其の騰貴の狀況は凡そ次の如くである。

第七表

地方別	石		炭		地方別	石		炭	
	騰貴額	騰貴率	騰貴額	騰貴率		騰貴額	騰貴率	騰貴額	騰貴率
北海道	・七二	九・四%	▲一・六四	▲一・一七	近畿	一・一三	九・六%	三・六七	二〇・〇%
東北	・九〇	六・一	四・二二	一八・三	中國	一・八一	一八・三	二・七三	一六・二
關東	・四七	三・三	一・八九	九・八	四國	一・五一	一六・三	四・九三	三〇・四
北陸	一・一九	八・四	二・八八	一三・五	九州	一・四四	一六・四	二・八四	二一・五
東海	一・三四	一〇・一	三・〇四	一四・二	總平均	一・一五	九・五	二・九七	一五・七

(註)

- 一、▲印は價格の低下を示すものである。
- 二、地方別に於て長野縣は北陸に、山梨縣は東海に編入した。
- 三、騰貴額及騰貴率は前年度に對して比較したもので、各地方別に屬する事業者の製造所に於ける價格の平均を示すものである。但し特別の理由に依り著しく變化のあつたものは之を除外して平均値を算出した。

本邦瓦斯事業の概観

以上に依れば石炭及コークスの値上りは地方に依つて夫々相違はあるが、其の總平均は前者一圓十五錢、後者二圓九十七錢であつて、今假りに販賣コークス量を兪坤燃料使用分を差引き原料石炭量の約四五%と見る時は、コークスの値上りに依る増収は裕に石炭の値上りに匹敵する事となるのである。然し之を個々の事業者に就て見れば各々其の事情を異にし、中にはコークス價格の低落又は石炭價格の騰貴に依つて利益の減少を來したるものも尠くない。

石炭の價格は炭種、購入數量の多寡等に依つて差違を生じ、更に運賃諸掛に依つて工場單價に相違を來す事となるのであるが、近時石炭の生産統制に依つて價格の維持が行はれて居る爲め、今後石炭の値下りを期待する事は仲々困難と思はれる。之に對してコークスは其の品質の良否に基く値段上の相違もあるが、主として各地に於ける需給關係に依つて支配される實情に在る爲め、近接せる瓦斯事業者の間に於てはコークスの販賣に就て互に連係を保てるものもある。然し之も部分的に過ぎぬ爲め其の効果も徹底を期する事が困難であつて、此の點に就てはコークス収入が瓦斯事業の収益に多大の影響があり、而も其の産出は瓦斯製造量の増加に伴ひ必然的に増加する點に鑑み、事業の安定を策する爲めには今後副生物の處分に就て適當な對策を講ずる必要があるものと思はれる。

次に支出の中原料費以外の製造經費並に供給、營業及總係費は原料石炭費に匹敵するものであつて、其の高下の割合は製造及供給費の大小に隨ふものであるが、之を昭和九年度の實蹟に就て見るに一熱位當り及一立方米當り金額は次に示す如く製造量及供給量の大なるに隨つて低下し、規模大なるものと小なるものとの間には相當の差違のある事を知るのである。

第八表

項目	一箇年供給熱量						
	千萬熱位以上	百萬熱位以上	五十萬熱位以上	三十萬熱位以上	十萬熱位以上	十萬熱位未滿	
製造經費(一熱位當)	二錢四	二錢五	二錢五	二錢九	三錢〇	四錢二	
供給、營業、總係費(一立方米當)	二錢九	三錢〇	三錢二	三錢六	三錢七	四錢九	

(註) 一熱位當り製造經費中には原料石炭費及兪坤燃料費を含まぬものである。

右に依れば供給量の最小なるものと最大なるものとの間には製造瓦斯一熱位當り製造經費に於て一錢八厘、販賣瓦斯一立方米當り供給、營業及總係費に於て二錢の開きがある。而して供給量の増加に隨つて之等單位當り經費の低下する割合は中以下の規模のもの、間に於て著しく、一ヶ年供給熱量五十萬熱位以上のもの、間に在つては低減割合が比較的尠ない事を示して居るのであつて、此の點は瓦斯事業が他の一般製造工業等に比して稍々其の趣を異にして居る處である。

次に支出の項目中道路占用料に就て一言せむに、瓦斯事業は導管埋設の爲め道路を使用する事が多い關係上占用料の如何は事業上に關する處が尠くない。即ち其の額の多寡は直接収益に影響し、又或地域に對し擴張を爲さむとする場合其の需用見込量が左迄多からざる時は、道路占用料額の如何に依つては採算を著しく不利ならしむる結果新規擴張を躊躇せしむるが如き事も生ずるのである。市町村の管理する道路に關しては所謂報償契約に依つて事業利益の一部を市町村に納付し、道路占用料を徴收されぬ事業者もあるが何等様な契約を有せざるものも尠くない。現在の事業地區中報償契約を有するもの、數は六十、有せざるもの、數は六十七で、昭和九年度に於て之等全事業者が支拂へる道路占用料及報償金の總

額は二、九五八千圓であつて、之を販賣瓦斯量及口徑五十耗以上の本管延長に割當つる時は夫々一立方米當り四厘五毛及延長一米當り二十錢に相當する。

更に事業收支上重要な興業費減價銷却金であつて、之は要利息資本の増加を防ぎ將來に於ける事業利益を向上せしむる事となるもので、従て銷却額の適否は事業經營上篤と考慮を要する處である。此の點に就ては第六表の示す如く事業利益及銷却金の合計が總収入の三五%を占め、而も資本の大部分が興業費に投ぜられて居る點に鑑みるも首肯せられるのである。今我國瓦斯事業者の從來に於ける興業費減價銷却を見るに、尠きは全然之を計上せぬものがあり、多きは土地を除く固定資産に對し年一〇%以上に及ぶものもあるが、總體を通じ三乃至五%の範圍に在るものが多く、之を昭和九年度の實績に徴するに減價銷却金總計は其の總興業費（土地を除く）に對して三・七%に相當し、又各事業者の銷却率の算術平均は三・八%となつて居る。之を過去の實例に比すれば近年は漸次銷却率の向上する傾向が認められるのであつて、之は我國瓦斯事業が堅實な經營方面に進みつゝある事を語るものと謂ふべきである。勿論銷却金は事業利益との關係上利益の尠いものは銷却率も亦低くのが通例であるが、唯電氣事業と共に瓦斯事業を營む會社に在つては瓦斯事業に依る利益割合から見て銷却金が充分でないものが多く、又市營に屬する瓦斯事業に於ては其の興業資金が公債又は借入金に據るもので、多くは年賦償還の形式を採つて居る爲め其の元金の償還を以て興業費の減價銷却に換へて居るのが普通である。

次に掲ぐるは全國瓦斯事業者の過去五ヶ年の實績に就き、銷却率の大小別に事業地區を表はしたものである。

第九表

年次	銷却率		無銷却		一%以下		二%以下		三%以下		四%以下		五%以下		六%以下		六%超過		計
	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和六年	昭和七年	
同	九	八	七	六	一三	一四	一四	一七	一八	一〇	九	七	一四	一〇二	一〇八	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九
同	九	八	七	六	一〇	一四	一四	一九	二二	一七	九	一二	一八	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九	一〇九

〔註〕 本表に於ては瓦斯事業を専業とする會社の事業地區別銷却率を採つたものである。

五、瓦斯事業利益

我國瓦斯事業の利益状態を見るに近年は一般經濟界不況の影響を受けて四、五年前に比すれば利益率は可成の低下を見るに至り、昭和八年度に於て其の底に達したが昭和九年度に於て幾分恢復の徴を示すに至つた。即ち昭和九年度の純益金總計二三、六四八千圓で投下興業費總額に對し八・四%に當り之を前年度に比ぶれば〇・四%の利益増である。更に瓦斯事業を専業とする夫々の會社に就て見れば、前年度に比して利益配當率の増加したもの二十二社、配當率維持のもの三十二社で配當減のものは僅かに八社である。

今瓦斯事業を専業とする會社に就き過去六箇年間に於ける利益配當率の高低に隨ひ其の數を分てば次の如くである。

第十表

配當率	昭和四年		同五年		同六年		同七年		同八年		同九年	
	一割三分以上	一割以上一割三分未満	八分以上一割未満	五分以上八分未満	五分未満	無配當又は缺損	第一期決算に至らぬもの	事業休止のもの	計	平均配當率	九・二%	八・〇%
昭四年	三	二九	一六	八	四	一	四	一	六五	九・二%	八・〇%	
同五年	二	二二	二〇	一四	三	四	七	一	七二	八・〇%	六・八%	
同六年	一	一七	二一	一三	一〇	〇	四	一	七七	六・八%	六・三%	
同七年	一	一四	二〇	一五	一六	一	六	一	八四	六・三%	五・九%	
同八年	〇	一七	二一	一四	一五	一六	二	一	八六	五・九%	六・二%	
同九年	〇	一八	二〇	一六	一九	二	二	一	八八	六・二%		

〔註〕 平均配當率は第一期決算に至らぬもの及事業休止中のものを除いた各會社の配當率(無配當のものを含む)の算術平均を示すものである。

即ち休業中のものを除く八十七會社中缺損又は無配當のものは主として開業後間もなき會社であつて、相當の年月を経過したもので無配當のものは六社に過ぎない。他は尠くとも二分以上の配當を爲し、五分乃至一割迄のもの最も多く四十

九社(總數の五五%)を占め、一割を超えるものは僅かに五社(二八%)である。之等配當率の總平均は六分二厘であつて、開業後滿三箇年未滿のものを除いた場合の平均配當率は六分五厘、又缺損及無配當のものを除いた平均は七分一厘となる。

以上の利益配當率は大體に於て會社の利益状態を示すものであるが、其の純益率を知る爲めには更に銷却金其他の社内留保金に就て考慮を加へねばならない。仍て今之等留保金を含む粗利益金の興業費及拂込資本に對する割合を示せば凡そ次に示す如くである。

第十一表

事業會社名 (主要事業地區)	粗利益率		實際配當率	事業會社名 (主要事業地區)	粗利益率		實際配當率
	興業費に對する	拂込資本に對する			興業費に對する	拂込資本に對する	
一、興業費千萬元以上のもの							
東京	一〇・〇%	一一・九%	八・〇%	大阪	一四・八%	一六・一%	九・七五%
神戶	一七・五%	一七・九%	一〇・〇%	京都	一七・〇%	二二・〇%	一二・〇%
二、興業費五百萬圓以上千萬元未滿のもの							
東邦 (名古屋)	二二・四%	一五・七%	一〇・〇%	廣島瓦斯電	九・二%	—	(八・〇%)
浪速 (北大阪)	七・五%	一〇・〇%	六・四%	西(福岡)部	一五・四%	一五・三%	九・〇%

事業会社名 (主要事業地区)	粗利		益率		實際配當率
	に對する	費拂込	に對する	資本	
北海 札幌 道	一二・九 [%]	一〇・二	一三・一 [%]	一二・六	八・〇 [%]
關東 横須賀 東	七・六	一〇・九	八・〇	九・〇	九・〇 [%]
新潟 同 瓦	六・八	一〇・三	八・四	△	九・〇
合同 同 津	二・三	二・三	一二・二	二五・五	一一・〇
静岡 同 島	五・〇	五・〇	一・一	一・一	五・〇
日本 水電 鹿兒島	八・七	八・七	一三・八	一三・八	八・〇
葛 市 川 飾	五・三	九・八	六・〇	諏訪	五・四
三、興業費百萬元以上五百萬元未満のもの					
四、興業費五十萬元以上百萬元未満のもの					
五、興業費三十萬元以上五十萬元未満のもの					
事業会社名 (主要事業地区)	粗利	益率	實際配當率		
に對する	費拂込	に對する	資本	實際配當率	
九	一七・四 [%]	一四・〇 [%]	六・〇	九・〇 [%]	
中	五・五	七・〇	一三・二	一・四	
下	一〇・三	一三・二	一三・二	七・〇	
鶴	一四・八	一六・七	一六・七	一〇・〇	
奈	六・一	八・五	八・五	六・〇	
尼	九・八	三八・三	三八・三	一〇・〇	
甲	八・四	一四・二	一四・二	九・〇	
泉	一〇・五	一四・二	一四・二	九・〇	

事業会社名 (主要事業地区)	粗利		益率		實際配當率
	に對する	費拂込	に對する	資本	
和歌山	二四・三	二八・一	一一・二	一一・二	二・〇
仙臺	一四・二	一六・八	一〇・〇	一〇・〇	四・〇
八王子	五・三	七・六	一・五	一・五	六・〇
長岡	一六・三	一五・二	一〇・〇	一〇・〇	七・〇
松本	三・五	四・三	三・〇	三・〇	九・〇
四國 高松	一八・七	一〇・〇	二〇・〇	二〇・〇	二・〇
宇都宮	一二・七	一二・三	△	△	七・〇
別府	三・五	二・六	一・一	一・一	一〇・〇
宇和島	一・八	二・一	一・一	一・一	七・〇
豊橋	二四・二	一七・九	一二・五	一二・五	一〇・〇
三條	九・八	一二・四	九・〇	九・〇	六・〇
桐生	二・九	四・六	三・〇	三・〇	六・〇
高岡	五・一	六・〇	三・二	三・二	四・〇
大田	八・二	八・二	四・〇	四・〇	三・五
武蔵 川越	九・二	八・二	四・〇	四・〇	三・五
六、興業費二十萬元以上三十萬元未満のもの					
高知	五・〇	九・〇	一四・四	一四・四	七・〇
濱松	一九・四	一九・一	一七・四	一七・四	一〇・〇
東電	一・五	一・一	一〇・六	一〇・六	七・〇
日部	一四・二	一四・二	一三・三	一三・三	六・〇
日海	六・三	一六・〇	二五・〇	二五・〇	九・〇
日玉	一・七	二・五	二・五	二・五	二・〇
清浦	一・七	二・五	二・五	二・五	二・〇
高知	五・〇	九・〇	一四・四	一四・四	七・〇
濱松	一九・四	一九・一	一七・四	一七・四	一〇・〇
東電	一・五	一・一	一〇・六	一〇・六	七・〇
日部	一四・二	一四・二	一三・三	一三・三	六・〇
日海	六・三	一六・〇	二五・〇	二五・〇	九・〇
日玉	一・七	二・五	二・五	二・五	二・〇
清浦	一・七	二・五	二・五	二・五	二・〇
高知	五・〇	九・〇	一四・四	一四・四	七・〇
濱松	一九・四	一九・一	一七・四	一七・四	一〇・〇
東電	一・五	一・一	一〇・六	一〇・六	七・〇
日部	一四・二	一四・二	一三・三	一三・三	六・〇
日海	六・三	一六・〇	二五・〇	二五・〇	九・〇
日玉	一・七	二・五	二・五	二・五	二・〇
清浦	一・七	二・五	二・五	二・五	二・〇

事業會社名 (主要事業地區)	粗利		實際配當率	事業會社名 (主要事業地區)	粗利		實際配當率
	に對する費	に拂込資本			に對する費	に拂込資本	
今治	一六・〇%	一七・一%	△ 一〇・〇%	千葉	一一・〇%	一六・一%	九・〇%
宮崎	三・〇	一一・四	四・五	大垣瓦斯電	八・三	—	(九・〇)
播磨	三・一	七・九	—	湘南	五・四	八・二	四・〇
福山 (加古川)	一七・一	二〇・三	△ 一〇・〇	海山	〇・四	〇・八	—
鶴岡	一・七	二・二	—	山形	一二・三	一一・九	七・〇
米子	一・四	二・四	—	柏崎	一九・九	二一・七	一〇・〇
小松	四・一	四・三	三・〇	敷島	一二・二	九・七	四・〇
伊東	五・五	六・二	五・五	熱海	一五・〇	一七・七	一〇・〇
山口	一〇・八	一三・一	八・〇	上野	五・二	四・八	二・七
小田	二一・四	二六・九	一〇・〇	釜取	八・二	七・八	六・〇
足利	一七・〇	一三・二	八・〇	大田	一七・九	二一・〇	八・〇
新田	八・五	八・六	五・〇	銚子	一〇・二	七・八	一・五
桑名	一二・九	一四・三	四・〇	洲本	六・三	六・一	—

七、興業費十萬圓以上二十萬圓未満のもの

八、興業費十萬圓未満のもの

事業會社名 (主要事業地區)	粗利		實際配當率	事業會社名 (主要事業地區)	粗利		實際配當率
	に對する費	に拂込資本			に對する費	に拂込資本	
館林	—	—	—	新津	六・四	六・八	四・〇
岡崎	一三・二	一四・〇	九・五	浦賀	二〇・三	三〇・〇	九・〇
上田	一〇・七	一一・八	七・〇	中根	五・五	六・二	二・五
徳山	七・二	八・七	五・〇	彦根	一九・八	二一・二	八・〇
犬山	一・二	一・〇	—	長濱	一九・五	一六・一	七・〇
坂出	一二・九	一二・〇	五・六	—	—	—	—
總平均	—	—	—	—	一〇・二	一二・〇	六・二

- (註) 一、本表に於ける會社名配列の順序は瓦斯事業興業費の大小の順に依る。
 二、粗利益とは銷却金を含む利益を意味するもので、兼營事業による損益を含みぬものである。
 三、總平均値は括弧を附したるものを除いた全部の算術平均を示すものである。
 四、▲印は缺損を示すものとす。
 五、配當率欄中括弧は電氣事業を兼營するもの、△印は其他の事業を兼營するものを示す。

右表に依れば粗利益金の興業費に對する平均割合は一〇・二%、拂込資本に對する平均割合は一二・〇%、又實際配當率の平均は六・二%で、後二者の差五・八%に相當する額は大體に於て銷却金を含む社内留保金を示すものである。
 尙對興業費粗利益率が對拂込資本粗利益率に比して大なるものは拂込資本額が興業費を超過せる事を意味し、之に反して其の小なるものは拂込資本額が興業費以下なる事を表はすものである。株式資本が興業費を超過せるものは多くは其の

超過額を流動資本に利用して居るものであるが、其の差の著しいものは兼營事業又は他への投資に振向けて居るものであつて、其の資金運用方の良否は會社の収益に影響する處が尠くない。

以上は昭和九年度に於ける各事業者の實績を示すものであるが、銷却率は事業者に依つて夫々相違ある爲め、眞の利益状態を知るには銷却金に就て更に考慮を加ふる必要がある。元來瓦斯事業に在つては其の設備内容は大體相似たものであり、從て其の銷却率も略一定の範圍にあるものと見られるのであつて、普通土地を除く固定資産に對し年三乃至五%に相當する銷却を以て適當と考へられ、昭和八、九年度の實績に依るも三・八%となつて居る。仍て今假りに標準銷却率を土地を除く固定資産に對し年四%（供給設備のみを有するものに就ては年三%）と假定し、瓦斯事業を專業とする會社の昭和九年度の實績に就き、右に相當する銷却金を控除した場合の査定利益率を求め、之を實績利益率と比較して其の大小別に夫々會社數を分類した結果を示せば即ち左の如くである。

第十二表

利益率又は配當率	對拂込資本實績利益率に依る會社數	對拂込資本査定利益率に依る會社數	實際配當率に依る會社數
缺損又は零のもの	五	一三	一
五分未満のもの	一九	二三	一九
五分以上八分未満のもの	一七	一一	一六
八分以上一割未満のもの	一一	一〇	二〇
一割以上一割三分未満のもの	一九	一一	一八
一割三分以上一割五分未満のもの	五	五	一

一割五分以上のもの	九	一二	一
計	八五	八五	八五
平均率	八・七%	七・七%	六・二%

（註）平均率は各社の利益率又は配當率の算術平均を示すものである。

以上査定の結果を實績と比較すれば、缺損と見らるゝもの十三社で八社を増加し、利益率五分未満のもの二十三社で四社を増加せるに對し、利益率五分以上一割三分迄のもの三十二社で十五社を減じ、一割三分以上のものに於て反つて三社を増加して居る。而して之等査定利益率の總平均は七・七%であつて實績利益率の平均八・七%に比し一%尠く、從て積立金等の形に於て眞に社内に留保されたと見らるゝものは、之と平均配當率六・二%との差即ち拂込資本の一・五%に相當する額（利益金の二二%弱）となる。右の如く査定利益率が實績利益率よりも低下せる原因は、新設會社及地方の小會社で成績の充分でないものが相當數ある爲めであつて、之等を除いて考ふれば大體に於て我國瓦斯事業が比較的健實な歩調を辿りつゝあるものと謂ひ得るのである。

六、瓦斯の發熱量及供給壓力

瓦斯の品位は其の有する熱量の大小に係はるものであつて、瓦斯の發熱量は其の實質的價値を表はすのみならず、發熱量及供給壓力の變動大なる時は瓦斯の使用上種々なる不便と障害を來すものであるから、瓦斯事業法に於ては供給瓦斯の發熱量及壓力に關し標準熱量、最低熱量及最低壓力の規定が設けられて居る。標準熱量とは供給瓦斯の發熱量の平均標準

であつて、實際に供給せる瓦斯の發熱量の一月間平均値が此の標準熱量以下に低下する事を許されぬものであり、之が設定又は變更には商工大臣の認可を要する。又最低熱量及最低壓力は字義通り供給瓦斯の發熱量及壓力を常に之以上に維持せねばならぬ最低限度を謂ひ、事業者個々に對し商工大臣から指定されるものである。

現行標準熱量は普通の石炭瓦斯に在つては、一立方メートルに付三、一〇〇乃至四、五〇〇珎カロリー（標準状態に於ける乾燥せる瓦斯を標準とす）の間にあつて、就中三、六〇〇珎カロリー前後の標準熱量を定むる事業者の數最も多く、又天然瓦斯に在つては一、二のものを除き大體六、〇〇〇珎カロリー以上である。元來純石炭瓦斯は四、五〇〇珎カロリー以上の發熱量を有するのが普通であるが、現在供給されて居るものは發熱量の低い水性瓦斯又は混成瓦斯、若くは燃焼性のない煙道瓦斯、空氣等を混入し稀釋されて居る爲め發熱量が低くなつて居るのである。然し發熱量を著しく低下せしむる時は夫丈瓦斯の容積を増大せしむる結果、製造及供給設備も亦從て大なるものを要する事となり、之を供給熱量の上から見れば設備利用率の低下を來す事となるのである。一體我國瓦斯事業者の現行標準熱量は之を諸外國の例に徴して稍低い感があり、之を向上せしむる事は設備利用率の増加並に瓦斯利用範圍擴大の上よりして極めて必要と考へられるのであるが、我國に於ける瓦斯料金は主として容量制である爲め、瓦斯料金と離れて單獨に發熱量のみを高める事が出來難いのである。此の點は熱量制料金の方が便利であつて、料金率に關係なく標準熱量を變更する事が出来る。

次に掲ぐるは現行標準熱量の大小別に事業地區を分類し、各階級別の供給瓦斯量（昭和九年度）を示したもので、之に依れば供給量の上から見て發熱量四、二〇〇珎カロリーの瓦斯が最も多く總量の七十二%を占め、之に次では三、七〇〇珎カロリーの瓦斯一三%である。尤も前者には東京、大阪、名古屋、又後者には神戸、京都の大都市に於ける瓦斯事業を含む爲

め其の供給量の割合が多いのであつて、試みに前記五大都市の瓦斯事業を除いた場合即ち中小都市に於ける瓦斯事業に就て考ふれば、事業地區數及供給量共發熱量三、六〇〇珎カロリーの瓦斯を第一とし、之に次いで三、五〇〇珎カロリーの瓦斯が多い事となるのである。

第十三表

標準熱量	事業地區數	供給瓦斯量	同上割合	主なる事業地區
三、一〇〇 <small>珎</small> 以上	三	一、二一二 <small>千立方</small>	〇・二%	横濱
三、二〇〇 <small>珎</small> 以上	一一	二一、九八九	三・〇%	
三、三〇〇 <small>珎</small> 以上	一八	五、二六八	〇・七%	
三、四〇〇 <small>珎</small> 以上	一七	五、八三一	〇・八%	
三、五〇〇 <small>珎</small> 以上	二五	二九、三一八	四・〇%	横須賀、金澤、廣島、吳
三、六〇〇 <small>珎</small> 以上	三五	四〇、三九九	五・五%	福岡、長崎、佐世保、熊本、小倉、門司、尼崎
三、七〇〇 <small>珎</small> 以上	九	九六、一九二	一三・〇%	神戸、京都、北大阪（浪速瓦斯）、岡山、小樽
三、八〇〇 <small>珎</small> 以上	二	一、一四九	〇・二%	
四、〇〇〇 <small>珎</small> 以上	一	九二四	〇・一%	
四、一〇〇 <small>珎</small> 以上	一	二、一五五	〇・三%	八幡
四、二〇〇 <small>珎</small> 以上	六	五二八、七七三	七・七%	東京、大阪、名古屋、鶴見、堺
四、五〇〇 <small>珎</small> 以上	一	一六五	一	
六、七〇〇 <small>珎</small> 以上	五	四、二七一	〇・五%	

- (註) 一、供給瓦斯量は昭和九年度一箇年の供給量を示すものである。
 二、主なる事業地区として掲げたものは一日平均五千立方メートル以上の瓦斯を供給する地区である。
 三、本表には特種工業用として供給する天然瓦斯を含まず。

最低熱量は瓦斯の製造及供給設備の状況並に技術上の諸點を考慮して決定されるものであつて、事業者によつて夫々相違はあるが現状に於ては其の標準熱量との差は凡そ二乃至五%に相當する範圍に在り、瓦斯の發熱量としては五〇乃至二〇〇瓩カロリーである。尤も其の差五〇瓩カロリー以下及二〇〇瓩カロリー以上のもも一、二あるが、之は何れも天然瓦斯を供給する特殊の事情あるものであつて、其他は總じて小規模のもの及他より瓦斯を購入するものに於て標準熱量との開き大きく、大規模のものに在つては大抵一〇〇瓩カロリー以下である。

次に掲ぐるは標準熱量と最低熱量との差の大小別に事業地区數を示したものである。

第十四表

事業地区數	標準熱量との差	事業地区數	標準熱量との差	事業地区數	標準熱量との差	事業地区數	標準熱量との差
五五	五〇瓩以下	三七	一〇〇瓩以下	一一	一五〇瓩以下	三三	二〇〇瓩以下
							二〇〇瓩超過
						一	

(註) 本表には特種工業用として供給する天然瓦斯の分(五社)を含む。

又最低壓力は供給瓦斯が火口に於て使用上支障なく完全に燃燒し得る程度を標準として定めたものであつて、瓦斯の發熱量の高低に依つて多少の相違はあるが水柱四十瓩前後のもの最も多く、中には間々五十瓩以上のももあり、又特殊工

業用に供給する瓦斯に就ては七十瓩に及ぶものもある。

瓦斯の製造は標準熱量を基準として行はるべきもので、供給瓦斯の發熱量を成可く標準熱量に近接して維持する事は最も望ましい處であるが、實際に當つては種々なる原因に依つて發熱量の變動を來すものである。殊に需用量に急激な變化があつた場合に、之に應じて製造操作が適當に行はれぬ爲め發熱量の變動を生ずる事が多いのであつて、之は小規模の製造所に於て屢々見受くる處である。今昭和八、九年度に於ける全國瓦斯事業者の供給せる瓦斯の發熱量に就て其の變動の狀況を示せば次の通りである。

第十五表

事業地区數	發熱量變動の割合	事業地区數	發熱量變動の割合	事業地区數	發熱量變動の割合	事業地区數	發熱量變動の割合
昭和八年	一%未滿	昭和九年	二%未滿	昭和八年	三%未滿	昭和九年	四%未滿
六		一九		一八		三二	
七		一七		二七		二〇	
						一四	
						五	
						一一	一〇%以上

- (註) 一、本表には特種工業用として供給する天然瓦斯の分を含まず。
 二、發熱量變動の割合は毎月における最高及最低發熱量を十二箇月平均し、其の兩者の開きの一箇年平均發熱量に對する割合を百分比にて表はしたものである。

即ち昭和九年度の實績に依れば發熱量變動の割合四%以上七%未滿のもの七十で最も多く、三%以下のもの四十三、七%以上のもの二十九となつて居り、前年度の實績に比較して變動割合の大なるものが相當減じては居るが、割合五%以上の

もの四十六者を算ふる事は未だ改善の餘地多き事を示すものである。而して發熱量の變動大なる時は瓦斯の使用上に支障あるのみならず、事業者としては指定された最低熱量以上に發熱量を維持する爲めに、製造瓦斯の發熱量の基準を標準熱量よりも著しく高い處に置く事が必要となるのであつて、斯くの如き事は事業の收支上甚だしく不利たるを免れない。尤も大規模の事業者に在つては發熱量變動の割合比較的小であるが、小規模のもの及瓦斯事業者以外から購入する石炭瓦斯竝に天然瓦斯は概して變動割合が大であるから、將來設備の新設、改良竝に技術の進歩に依つて此の點を改善する必要があるものと思はれる。

次に掲ぐるは標準熱量と實際供給熱量との差の大小別に事業地區數を區分し、各階級毎の發熱量變動の割合を示したもので、變動割合の大なるに従つて供給瓦斯の發熱量も亦標準より高くなつて居る事を示して居るのである。

第十六表

標準熱量との差	事業地區數	標準熱量との差	事業地區數	標準熱量との差	事業地區數	標準熱量との差	事業地區數
一〇〇瓩以下	二一	三〇〇瓩以下	三四	一〇〇〇瓩以下	二二	一五〇瓩以下	一九
一〇〇瓩以上	二一	三〇〇瓩以上	三四	一〇〇〇瓩以上	二二	一五〇瓩以上	一九
發熱量變動の割合(平均)	二・一%	三・六%	四・七%	四・九%	五・二%	六・七%	

(註) 本表には特種工業用として供給する天然瓦斯の分を含みます。

七、瓦斯料金

瓦斯料金は瓦斯事業収入の根底を爲すものであつて、而も料金率の如何は直接需用者の利害に關係する爲め、瓦斯事業法

に於ては此の點に關する規定を設けて、瓦斯料金の設定又は變更に就ては商工大臣の認可を受けしむる事と定められて居る。

現行瓦斯料金制度には容量制と熱量制の二者があつて、容量制は消費した瓦斯の容積に應じて料金を徴收するもので一立方尺(又は千立方呎)當りの料金額を定め、需用者の瓦斯メートルの示す消費瓦斯量以上の單位當り料金額を乗じて支拂代金を算出するのである。熱量制料金は消費した瓦斯の熱量に應じて代金を徴收する制度であつて、普通一熱位(一萬瓩カロリ)當りの料金額を定め、需用者の瓦斯メートルの示す消費瓦斯量に瓦斯の標準熱量を乗じたものを以て消費熱量とし、之に單位當り料金額を乗じて支拂代金を算定するのである。

容量制料金と熱量制料金の制度上の相違は以上の通りであるが、容量制に在つては料金と標準熱量とは夫々獨立して居つて兩者の間に連關する處が無い爲め、單に標準熱量のみを變更する場合でも實質上瓦斯料金に影響を及ぼす事を免れない。即ち標準熱量を高めむとせば之に伴つて瓦斯料金の引上げをも考慮せねばならないのであつて、此の點は熱量制料金が料金率に關係なく標準熱量を變更し得るに比して容量制料金の不便とする處である。

我國瓦斯料金の大部分は容量制であつて、熱量制は近年に至つて初めて實施せられたもので、現在此の制度を採用して居るものは東京瓦斯、鶴見瓦斯、東邦瓦斯(名古屋及知多事業地區)の三會社に過ぎないが、將來は漸次其の數を増加する事と思はれる。

(イ) 一般瓦斯料金 瓦斯料金には一般料金と最低責任料金とがあり、一般料金は之を普通料金と特約料金とに區別し得る。普通料金は更に單一制と遞減制とに分たれ、前者は單一料金額を定め瓦斯使用量の多少に關係なく消費量に所定の

料金額を乗じて支拂代金を算出するに對し、後者は一定量以上を使用した場合に料金額を低減するもので、消費量の増加に隨ひ漸次基本料金額より割引するものである。又特約料金は公共用、工業用、營業用、其他特殊大量の需用に對して特別の割引をするもので、消費量に應じて料金率を特約するものである。今現行瓦斯料金制度を綜合分類すれば凡そ次の如くである。



次に全國瓦斯事業地區に付瓦斯料金を單一制及遞減制に區別し、料金額の大小に隨つて其の數を分類すれば次の如くなる。

第十七表

一立方米當瓦斯料金 八錢以上九錢未満	單一制料金					遞減制料金				
	昭和五年	同六年	同七年	同八年	同九年	昭和五年	同六年	同七年	同八年	同九年
三	三	二	二	二	四	二	二	二	三	一

計	單一制料金					遞減制料金				
	昭和五年	同六年	同七年	同八年	同九年	昭和五年	同六年	同七年	同八年	同九年
九錢以上一錢未満	一七	一六	一四	一五	一五	七	八	〇	二	二
一錢以上二錢未満	四	六	七	九	七	四	五	五	六	八
二錢以上三錢未満	一八	二一	二一	二四	二〇	二	四	四	三	一七
三錢以上四錢未満	七	一一	一四	一三	一二	一三	一四	一四	一六	一七
四錢以上	六	五	四	六	六	二二	一七	一七	一四	一三
計	五五	六二	六二	六九	六四	六〇	六〇	六四	六四	六八

以上に依れば單一制と遞減制との數略相半ばし、就中基本料金額が高率なものに於て比較的遞減制の數が多い事が認められる。遞減制料金に於ける料金遞減の内容は素より事業者に依つて相違があり、中には一箇月消費量八又は十立方米を超過するものより、遞次割引をするものもあり、又百五十乃至二百立方米以上の如き比較的多量の消費に對してのみ之を行ふものもあつて一定せぬが、概して基本料金額の割高なものは料金率低減の限界が低い様である。

瓦斯料金は又瓦斯の發熱量と密接な關係があつて、瓦斯の實質的價値は其の有する熱量の大小に依つて評價されるものである。然るに容量制料金に於ては單位容積當りの料金額を定め、瓦斯の發熱量は直接支拂代金に關係せぬ爲め、容量制料金を比較する場合には同時に其の瓦斯の標準熱量を知る必要がある。此の意味に於て容量制料金は標準熱量を基準として換算した一熱位當りの金額、即ち

$$\frac{\text{瓦斯料金(一立方米當)}}{\text{標準熱量(延カロリー)}} \times 10,000$$

の値を以て比較するのが適當である。但熱量制料

金に於ては元來單位熱量(普通一熱位)當りの料金額を定めるものであるから此の必要が無い。
次に掲ぐるは全國瓦斯事業者の事業地區別瓦斯料金を一熱位當りに換算した額を示すものである。

第十八表

事業地區名 (事業者名)	瓦斯料金額 (立方尺當)	標準熱量 (廷カロリー)	一熱位當 瓦斯料金額	三燈用瓦斯メ トル貨貸料	同上貨貸料を 含む一熱位當 瓦斯料金額	備考
東 京	△	九・四三	四、二〇〇	一・五錢	二一・三・四	二八三立方尺超過分割引
大 阪	△	一〇・二四	四、二〇〇	二〇	二二・三・五	
神 戸	△	一〇・二四	三、七〇〇	二〇	二二・九・七	
京 都	△	一〇・二四	三、七〇〇	二〇	二二・九・七	
名 古 屋	△	熱量制	四、二〇〇	二〇	二二・九・五	一二・六熱位超過分割引
二、一箇年供給量百萬熱位以上千萬熱位未滿の事業地區						
横 濱 (市 營)	△	八・三〇	三、二〇〇	一	二五・九	
北 京 (廣島瓦斯電軌)	△	一〇・七七	三、五〇〇	二五	三三・三	二八・三立方尺以上割引
福 岡 (浪速瓦斯)	△	一〇・二四	三、七五〇	二〇	三三・二	一五〇立方尺以上割引
西 部 瓦 斯	△	九・六〇	三、七〇〇	二五	二七・四	六〇立方尺以上割引
廣 島 (廣島瓦斯電軌)	△	九・七七	三、五〇〇	二五	三三・三	八・五立方尺以上割引
小 倉 (九州瓦斯)	△	九・九六	四、二〇〇	一四	二五・一	二八三立方尺超過分割引
鶴 見 (九州瓦斯)	△	九・五〇	三、六五〇	三〇	二九・〇	
横 須 賀 (關東瓦斯)	△	熱量制	四、二〇〇	一七	二六・七	
三、一箇年供給量五十萬熱位以上百萬熱位未滿の事業地區						
熊 本 (西部瓦斯)	△	一〇・二四	三、六五〇	三〇	三一・一	
八 幡 (九州瓦斯)	△	一〇・二四	四、一〇〇	三〇	二八・〇	
佐 保 (西部瓦斯)	△	一二・七〇	三、六〇〇	一五	三六・八	二八三立方尺以上割引
尼 崎 (市 營)	△	一〇・〇〇	三、五〇〇	二五	三一・一	一〇〇立方尺超過分割引
金 澤 (市 營)	△	一〇・二四	三、六五〇	三〇	三一・一	
小 樽 (九州瓦斯)	△	一二・三六	三、七五〇	二〇	三五・〇	
新 潟 (北海道瓦斯)	△	一一・〇〇	三、五〇〇	二〇	三三・四	

事業地名	瓦斯料金	標準熱量	一熱位當	三燈用瓦斯料	同上貨料を 含む一熱位當 瓦斯料金額	備考
福井市	△ 九・七〇	三、七〇〇	二六・二	二〇	二八・二	一五〇立方米以上割引
札幌市	△ 一・一〇	三、七五〇	三三・〇	二〇	三三・〇	
和歌山	△ 一・二〇	三、六〇〇	三三・三	一三	三四・六	料金支拂額五圓以上割引
姫路	△ 一・三〇	三、六五〇	三五・八	一三	三七・一	二八三立方米以上割引
下關	△ 一・三〇	三、二五〇	三四・七	三〇	三七・七	三〇〇立方米以上割引
函館	△ 一・二〇	三、七五〇	三三・〇	二〇	三五・〇	
鹿島	△ 一・一〇	三、四〇〇	三二・四	一八	三四・二	
奈良	△ 一・二〇	三、六五〇	三四・二	一〇	三五・二	二八三立方米以上割引
仙臺	△ 一・一〇	三、五〇〇	三三・三	一〇	三四・〇	三〇立方米以上割引
大津	△ 一・五〇	三、六五〇	三一・五	二五	三四・〇	二八・三立方米以上割引
甲府	△ 一・〇〇	三、六五〇	二九・〇	二五	三一・五	
岸田	△ 一・三〇	三、六〇〇	三六・三	一	三六・三	
戸田	△ 一・〇〇	四、〇五〇	二五・三	三〇	二八・三	五七立方米以上割引

四、一箇年供給量三十萬熱位以上五十萬熱位未滿の事業地區

事業地名	瓦斯料金	標準熱量	一熱位當	三燈用瓦斯料	同上貨料を 含む一熱位當 瓦斯料金額	備考
加茂	△ 一・一〇	六、七〇〇	一四・九	二〇	一六・九	二〇立方米以上割引
今治	△ 一・一〇	三、一五〇	三六・二	三〇	三九・二	
一宮	△ 一・三〇	三、一五〇	三一・三	一〇	三二・三	八五立方米以上割引
松山	△ 一・三〇	三、五五〇	二二・九	二八	二五・七	
高知	△ 一・三〇	三、八五〇	二二・九	二八	二五・七	
富山	△ 一・三〇	三、六五〇	二九・三	二五	三一・六	
徳島	△ 一・三〇	三、六五〇	二八・一	三〇	三一・一	
宇都宮	△ 一・三〇	三、六五〇	二八・一	三〇	三一・一	
津	△ 一・三〇	三、六五〇	二八・一	三〇	三一・一	
九州瓦斯	△ 一・三〇	三、六五〇	二八・一	三〇	三一・一	

五、一箇年供給量十五萬熱位以上三十萬熱位未滿の事業地區

事業地名	瓦斯料金 (立方米當)	標準熱量 (千カロリー)	一熱位當 瓦斯料金額	三燈用瓦斯メ ートル賃貸料	同上賃貸料を 含む一熱位當 瓦斯料金額	備考
靜岡	一二・三〇	三、二五〇	三七・八	二五	四〇・三	一四・一立方米以上割引
尾道	一三・四二	三、五〇〇	三八・三	二五	四〇・八	一四・一立方米以上割引
明石	一三・〇七	三、六五〇	三五・八	一三	三七・一	二八三立方米以上割引
四日市	一二・〇〇	三、六五〇	三二・九	三〇	三五・九	
市川	一三・四二	三、五五〇	三七・八	二五	四〇・三	
葛飾	一四・一三	三、五〇〇	四〇・四	一五	四〇・四	八・五立方米以上割引
千葉	一二・七一	三、五五〇	三五・七	一五	三七・二	
松戸	一二・〇〇	三、六〇〇	三三・三	二〇	三五・三	二五立方米以上割引
三條	九・五〇	三、四五〇	二七・五	二〇	二九・五	五〇立方米以上割引
福山	一三・四二	三、五〇〇	三八・三	二五	四〇・八	二八・三立方米以上割引
長野	一一・三〇	三、三〇〇	三四・二	二五	三六・七	
高松	一二・五〇	三、三五〇	三七・三	一五	三八・八	八五立方米以上割引
久米	一二・三六	三、三〇〇	三七・五	一五	三七・五	一四二立方米以上割引
浦和	一二・五〇	三、四五〇	三六・二	一五	三七・七	

六、一箇年供給量八萬熱位以上十五萬熱位未満の事業地區

事業地名	瓦斯料金 (立方米當)	標準熱量 (千カロリー)	一熱位當 瓦斯料金額	三燈用瓦斯メ ートル賃貸料	同上賃貸料を 含む一熱位當 瓦斯料金額	備考
宇治	一三・〇〇	三、六五〇	三五・六	二五	三八・一	
小田	一四・一三	三、五五〇	三九・八	二五	四二・三	
別府	一二・五〇	三、二〇〇	三九・一	三〇	四二・一	
川越	一三・五〇	三、四五〇	三九・一	二五	四一・六	七〇立方米以上割引
鹽釜	一二・〇〇	三、五〇〇	三四・三	二〇	三六・三	
新津	一四・一三	三、八〇〇	三七・二	一五	三八・七	八・五立方米以上割引
山形	一四・一三	三、四〇〇	四一・六	一〇	四二・六	
福島	一三・〇〇	三、四〇〇	三八・二	一五	三九・七	二五立方米以上割引
八王子	一三・〇〇	三、六五〇	三五・六	二五	三八・一	
足利	一四・一〇	三、五五〇	三九・七	二〇	四一・七	一四〇立方米以上割引
五泉	一一・〇〇	六、七〇〇	一六・四	二〇	一八・四	三〇立方米以上割引
高崎	一四・一三	三、四五〇	四一・〇	一五	四二・五	料金支拂額一〇圓以上割引
新田	一〇・〇〇	三、四五〇	二九・〇	二〇	三一・〇	二〇立方米以上割引
前橋	一一・七三	三、五五〇	三三・〇	一五	三四・五	
宮崎	一四・一三	三、四五〇	四一・〇	一五	四二・五	二八・三立方米以上割引
倉敷	一三・〇〇	三、五五〇	三六・六	一八	三八・四	
倉敷	一三・五〇	三、五五〇	三八・〇	二五	四〇・五	五〇立方米以上割引

事業地(事業者名)	立折料(金)	標準熱量(瓦)	一熱位當(瓦)	三燈用瓦斯(トール)	同上(瓦)	備考
熱海	一三・五〇	三、六五〇	三七・〇	二五	三九・五	一〇〇立方メートル超過分割引
沼津	一二・三〇	三、二五〇	三七・八	二五	四〇・三	
静岡	一二・九〇	三、三〇〇	三九・一	二〇	四一・一	一四立方メートル以上割引
水戸	一四・一〇	三、三五〇	四二・一	二五	四四・六	一四〇立方メートル超過分割引
高岡	一二・七一	三、三〇〇	三八・五	二〇	四〇・五	引一、四一五立方メートル超過分割引
秋田	一二・七一	三、五〇〇	三六・三	三〇	三九・三	
松本	一三・〇〇	三、六五〇	三五・六	二五	三八・一	
桐生	一五・〇〇	三、五五〇	四二・三	二五	四四・八	
宇都宮	一二・五〇	三、三五〇	三七・三	二〇	三九・三	一五〇立方メートル以上割引
清水	一二・四〇	三、六五〇	三四・〇	二五	三六・五	
平塚	一三・〇〇	三、六五〇	三五・六	二五	三八・一	
山梨	一四・〇〇	三、二五〇	四三・一	二〇	四五・一	三立方メートル以上割引
防府	一二・〇〇	三、三五〇	三五・八	一四	三七・二	
大垣	一二・七一	三、三〇〇	三八・五	一〇	三九・五	五六・六立方メートル以上割引
高松	一二・七一	三、三〇〇	三八・五	二〇	四〇・五	七〇・七立方メートル以上割引

七、一箇年供給量八萬熱位未満の事業地区

事業地(事業者名)	立折料(金)	標準熱量(瓦)	一熱位當(瓦)	三燈用瓦斯(トール)	同上(瓦)	備考
銚子	一四・一三	三、五五〇	三九・八	一五	四一・三	料金支拂額二〇圓以上割引
根子	一三・五〇	三、四〇〇	三九・七	一五	四一・二	二八立方メートル以上割引
崎宮	一四・〇〇	三、四五〇	四〇・六	三〇	四三・六	一五立方メートル超過分割引
大宮	一二・五〇	三、四五〇	三六・二	二五	三八・七	五〇立方メートル超過分割引
津山	一二・三六	三、一五〇	三九・二	二五	四一・七	
藤澤	一三・〇〇	三、五五〇	三六・六	二五	三九・一	
半原	一〇・二四	四、五〇〇	三八・〇	二〇	四〇・〇	
島原	一〇・二四	三、三〇〇	三一・〇	三〇	三四・〇	
伊東	一三・五〇	三、六五〇	三七・〇	二〇	三九・〇	
宇都宮	一二・五〇	三、五〇〇	三五・七	二〇	三七・七	二五立方メートル超過分割引
盛岡	一三・四〇	三、六〇〇	三七・二	二〇	三九・二	一〇〇立方メートル超過分割引
上野	一一・三〇	三、二五〇	三四・八	一五	三六・三	料金支拂額三圓五〇錢以上割引
鶴岡	一一・七〇	三、三〇〇	三五・五	一〇	三六・五	一〇〇立方メートル以上割引
加古川	一一・〇〇	三、六〇〇	三六・一	二五	三八・六	八五立方メートル以上割引
丸尾	一二・五〇	三、三五〇	三七・三	一五	三八・八	

事業地区名 (事業者名)	瓦斯料金 (立方米当)	標準熱量 (廷カロリー)	一熱位當 瓦斯料金額	三燈用瓦斯メ ートル賃貸料	同上賃貸料を 含む一熱位當 瓦斯料金額	備考
小松	△ 一二・三六	三、三〇〇	三七・五	二五	四〇・〇	五六・六立方米以上割引
大分	△ 一二・五〇	三、二〇〇	三九・一	三〇	四二・一	
郡山	△ 一四・一三	三、四〇〇	四一・五	一〇	四二・五	一四一立方米以上割引
熊谷	(東部電力) △ 一二・五〇	三、六〇〇	三四・七	一五	三六・二	
洲本	(埼玉瓦斯) △ 一三・〇〇	三、五五〇	三六・六	二五	三九・一	五〇立方米以上割引
長濱	△ 一三・五〇	三、三〇〇	四〇・九	二五	四三・四	三〇立方米以上割引
坂出	△ 一四・〇〇	三、四〇〇	四一・二	二〇	四三・二	
米子	△ 一三・〇〇	三、六五〇	三五・六	二〇	三七・六	
桑名	△ 一四・〇〇	三、三〇〇	四二・四	二五	四四・九	
徳山	△ 一三・〇〇	三、四五〇	三七・七	二五	四〇・二	一五立方米以上割引
上野	△ 一三・〇〇	三、四五〇	三七・七	二五	四〇・二	
中野	(濱松瓦斯) △ 一二・〇〇	三、六五〇	三二・九	二五	三五・四	一〇〇立方米以上割引
平林	(東部電力) △ 一四・一三	三、四〇〇	四一・五	一〇	四二・五	一四一立方米以上割引
館林	(茨城瓦斯) △ 一三・一〇	三、六〇〇	三六・六	二五	三九・一	一〇〇立方米以上割引
土浦	△ 一四・一〇	三、三〇〇	四二・七	二五	四五・二	一四〇立方米以上割引

開業後一箇年未満の事業地区

海	南	△ 一五・八九	三、二五〇	四八・九	一三	五〇・二	料金支拂額五圓以上割引
大	山	△ 一二・七〇	三、五〇〇	三六・三	二〇	三八・三	
玉	島	△ 一四・一三	三、一五〇	四四・九	二五	四七・四	
旭	川	△ 一二・〇〇	三、七五〇	三二・〇	二〇	三四・〇	
延	岡	△ 一一・〇〇	三、五五〇	三一・〇	一八	三二・八	

(註) 一、事業地区は供給区域内の主たる市又は町名を示すもので、事業者名の記載なきものは事業地区と同一名のものである。

- 二、事業地区配列の順序は昭和九年度に於ける供給瓦斯熱量の大小の順に依る。
- 三、△印は遞減制料金を示すもので遞減料金適用の限界は備考欄に記載した。
- 四、▲印は購入石炭瓦斯、×印は天然瓦斯、*印は天然瓦斯と石炭瓦斯との混合瓦斯を供給するものである。
- 五、三燈用瓦斯メートルを含む一熱位當り瓦斯料金額は、普通需用者一戸當りの一箇月平均消費量を十熱位とし、之を以て三燈用瓦斯メートル賃貸料を除いたものを一熱位當り瓦斯料金に加算した額を示すものである。

更に以上に就き一熱位當り料金額の大小に隨ひ事業地区數を分てば次の如くとなる。

第十九表

一熱位當 瓦斯料金額	一四錢以上 一七錢未満	一九錢以上 二五錢未満	二五錢以上 三〇錢未満	三三錢以上 三五錢未満	四三錢以上 四五錢未満	四五錢以上
事業地區數	* 三	△ 五	二三	二八	五六	一六
						一

(註) 一、本表には開業後一箇年未満のものを含まず。

二、*印の三者は何れも天然瓦斯を供給するもの(新潟縣下)である。

三、△印は東京、大阪、堺、諏訪、大牟田の五會社で、堺、大牟田の二者は他より購入せる瓦斯を、又諏訪瓦斯は主として天然瓦斯を供給するものである。

前掲第十八表に依つても推知し得る如く、瓦斯料金は大體に於て供給量の大小に隨つて高低の差を生ずるものであつて勿論供給量大なるものは低率な料金を以て供給し得るのである。今試みに全國瓦斯事業地區を其の供給熱量の大小別に區分し、各階級別の一熱位當り平均料金額を算出すれば次に示す如くとなる。

第二十表

一箇年供給 總熱量	以千萬熱位 以上	以百萬熱位 以上	以五十萬熱位 以上	以三十萬熱位 以上	以十五萬熱位 以上	以八萬熱位 以上	八萬熱位 未満
事業地區數	五	一一	一二	一四	二一	三五	二八
一熱位當 平均瓦斯料金	二四錢五	二八錢〇	三〇錢五	三一錢一	三五錢四	三八錢〇	三八錢一

(註) 本表には天然瓦斯を供給するもの及開業後一箇年未満のものを含まず。

右表に依れば瓦斯料金は供給量の多きに隨つて漸次低下し、第一級に位するものと最低位に屬するものとの間には一熱

位當り平均料金額に於て約十四錢の開きある事を知るのである。以上は基本料金額に就いて考へた場合であるが、此の外遞減、特約等の規定に依つて割引をして居るものが多く、其の内容如何に依つて實際料金額に相違を生ずる爲め、瓦斯料金の高低は單に基本料金額のみに依つて判定する事を得ない。
今此の關係を知る爲め全國瓦斯事業者の昭和九年度の實績に就き、普通料金及特約料金別の一熱位當り平均瓦斯料金を示せば凡そ次の如くである。

第二十一表

事業地區名 (事業者名)	基本料金 (一熱位當)	平均普通料金 (一熱位當)	平均特約料金 (一熱位當)	事業地區名 (事業者名)	基本料金 (一熱位當)	平均普通料金 (一熱位當)	平均特約料金 (一熱位當)
一、一箇年供給熱量千萬熱位以上の事業地區							
東京	舊市 一九・九 舊郡 二一・八 他縣 二五・〇	二〇・七	一五・九	大阪	二二・五	二二・五	一九・六
神戶	二七・七	二七・七	二四・六	京都	二七・七	二七・五	二四・一
名古屋	二七・五	二七・二	一七・四				
二、一箇年供給熱量百萬熱位以上千萬熱位未満の事業地區							
横濱	二五・九	二五・六	一八・八	吳	三〇・八	二八・六	二一・五
北(市)	三一・二	三一・〇	二五・九	廣島(廣島瓦斯電軌)	二八・一	二八・一	一九・四
長(浪速瓦斯)	二七・一	二六・二	一五・九	福(西部瓦斯)	二五・九	二五・九	二〇・三
岡(西部瓦斯)				山			

事業地(事業者名)	基本料金 (一熱位當)	平均普通料金 (一熱位當)	平均特約料金 (一熱位當)	事業地(事業者名)	基本料金 (一熱位當)	平均普通料金 (一熱位當)	平均特約料金 (一熱位當)
廣島(廣島瓦斯電軌)	三〇・八	二七・七	一九・四	八幡(九州瓦斯)	二五・〇	二二・七	二二・八
小倉(九州瓦斯)	二六・〇	二二・二	一八・七	△堺	二五・〇	二四・九	一九・三
横須賀(關東瓦斯)	三三・〇	三三・八	二六・八	△鶴見	二五・〇	二四・九	一九・三
熊本市(西部瓦斯)	二八・一	二七・五	一五・四	八幡(九州瓦斯)	二五・〇	二二・七	二二・八
佐世保(西部瓦斯)	二八・一	二七・七	一九・三	尼崎(九州瓦斯)	三五・三	三五・三	二六・二
金澤(西部瓦斯)	二八・六	二八・一	一八・〇	門司(九州瓦斯)	二八・一	二四・九	一六・五
小樽(北海道瓦斯)	三三・〇	三三・〇	一九・四	新潟(九州瓦斯)	三一・四	三一・三	一七・七
福井(北海道瓦斯)	二六・二	二六・九	二二・五	札幌(北海道瓦斯)	三五・〇	三五・〇	二七・二
和歌山(營井)	三三・三	三二・七	二六・三	姫路(北海道瓦斯)	三五・八	三五・八	二二・九
鹿兒島(日本水電)	三二・四	三二・〇	一五・六	濱松(中央合同瓦斯)	三一・五	三一・一	二七・三
下關(日本水電)	三四・七	三四・三	二二・七	函館(北海道瓦斯)	三三・〇	三二・四	二三・三
仙臺(日本水電)	三四・三	三四・三	二八・七	奈良(北海道瓦斯)	三四・二	三二・六	二七・五

四、一箇年供給熱量三十萬熱位以上五十萬熱位未滿の事業地區

三、一箇年供給熱量五十萬熱位以上百萬熱位未滿の事業地區

五、一箇年供給熱量十五萬熱位以上三十萬熱位未滿の事業地區

△大牟田	二〇・二	一九・八	一四・三	甲府(甲府電力)	二九・〇	二九・〇	二五・一
△岸和田	三六・三	三四・九	二五・三	戸畑(九州瓦斯)	二五・三	二二・一	一八・五
×柏崎	一四・九	一四・一	七・二	岐阜	三六・二	三五・一	一八・二
*長岡	三一・三	三一・〇	一三・七	*諏訪	二二・九	二〇・四	一二・六
豊橋	二九・三	二九・三	二四・八	若松(九州瓦斯)	二八・一	二二・八	—
×加茂(三條瓦斯)	一六・四	一五・四	四・七	今治	三五・九	二七・九	一〇・四
一宮(東邦瓦斯)	三七・七	三七・七	一四・七	松山	四一・九	二九・八	一二・〇
高知	二五・〇	二四・九	二〇・九	富山(日本海電氣)	三二・一	三〇・三	二四・八
徳島(合同電氣)	二七・二	二六・四	—	宇都宮	三四・七	三三・六	—
津(合同瓦斯)	三二・九	三二・九	二〇・〇	静岡	三七・八	三七・八	二六・二
尾道(廣島瓦斯電軌)	三三・三	三五・五	一九・九	明石(中央合同瓦斯)	三五・八	三五・八	二五・〇
四日市(合同瓦斯)	三二・九	三二・九	二一・二	市川(葛飾瓦斯)	三七・八	三七・八	二三・九
鳥取	四〇・四	三四・〇	二〇・一	千葉	三五・七	三五・七	二八・六
松江	三三・三	二八・四	二一・八	*三條	二七・五	二六・三	一二・三
福山市	三八・三	三七・五	一七・一	長野	三四・二	三三・二	—

事業地区名 (事業者名)	基本料金 (一熱位當)	平均普通料金 (一熱位當)	平均特約料金 (一熱位當)	事業地区名 (事業者名)	基本料金 (一熱位當)	平均普通料金 (一熱位當)	平均特約料金 (一熱位當)
高松 (四國水力電氣) △浦和 (埼玉瓦斯)	三七・三	三七・〇	三一・六	久留米 (市營)	三七・五	三二・七	二六・八
宇治山田 (合同瓦斯)	三五・六	三五・六	二一・五	小田原 (武州瓦斯)	三九・八	三九・七	三五・八
別府	三九・一	三六・〇	二六・二	川越	三九・一	三四・五	一五・六
鹽釜	三四・三	二三・三	八・六	×新津 (福島電燈)	三七・二	二六・四	六・八
山形	四一・六	三七・六	二四・五	福島	三八・二	三二・六	—
八王子	三五・六	三四・八	二四・九	×足利 (關東瓦斯)	三九・七	三九・五	三四・三
×五泉 (中浦瓦斯)	一六・四	一六・一	七・九	高崎	四一・〇	四一・〇	三四・一
新發田	二九・〇	二六・九	一一・七	浦和	三三・〇	三二・五	二九・三
前橋 (關東瓦斯)	四一・〇	四〇・八	三七・四	宮崎	三三・〇	二八・六	一六・九
倉敷	三八・〇	二九・五	二〇・二	熱海	三七・〇	三七・〇	三一・〇
沼津 (静岡瓦斯)	三七・八	三七・八	三〇・七	松本	三九・一	三五・一	—
水戸 (茨城瓦斯)	四二・一	四二・一	三四・〇	高松	三八・五	三六・二	一二・九

事業地区名 (事業者名)	基本料金 (一熱位當)	平均普通料金 (一熱位當)	平均特約料金 (一熱位當)	事業地区名 (事業者名)	基本料金 (一熱位當)	平均普通料金 (一熱位當)	平均特約料金 (一熱位當)
秋田 (大日本電力)	三六・三	三六・三	三二・九	松阪 (合同瓦斯)	三五・六	三五・六	二一・二
桐生	四二・三	四二・一	一九・〇	宇和島	三七・三	二五・二	一〇・七
清水	三四・〇	三三・九	二〇・八	平塚 (相模瓦斯)	三五・六	三五・六	二八・五
山口	四三・一	三八・八	二二・七	防府 (下關瓦斯)	三五・八	三五・八	一八・八
大山 (大垣瓦斯電氣)	三八・五	三八・三	三二・九	高松 (市營)	三八・五	三七・五	二五・五
大垣	三九・八	三九・四	三二・三	彦根	三九・七	三八・三	二五・九
銚子	四〇・六	四〇・六	一七・七	大宮	三六・二	三四・五	八・七
岡崎	三九・二	三九・二	一九・一				
津山	—	—	—				

七、一箇年供給熱量八萬熱位未満の事業地区

事業地区名 (事業者名)	基本料金 (一熱位當)	平均普通料金 (一熱位當)	平均特約料金 (一熱位當)	事業地区名 (事業者名)	基本料金 (一熱位當)	平均普通料金 (一熱位當)	平均特約料金 (一熱位當)
藤澤 (湘南瓦斯)	三六・六	三六・六	—	半田 (東邦瓦斯)	三八・〇	三八・〇	二二・〇
鳥原 (九州瓦斯)	三一・〇	二二・八	—	伊東	三七・〇	三四・八	二二・七
宇都宮 (市營)	三五・七	三一・二	—	盛岡	三七・二	三七・〇	三〇・〇
上野原	三四・八	三一・四	二九・二	鶴岡	三五・五	三〇・八	—
加古川 (播磨瓦斯)	三六・一	三六・一	—	丸亀 (四國水力電氣)	三七・三	三七・三	—
小松	三七・五	三五・八	二一・二	大分 (別府瓦斯)	三九・一	三七・〇	二一・〇
郡山 (東部電力)	四一・五	四一・〇	二三・五	熊谷 (埼玉瓦斯)	三四・七	三四・七	二六・四

事業地区名 (事業者名)	一箇年供給熱量			事業地区名 (事業者名)	一箇年供給熱量		
	基本料金 (一熱位當)	平均普通料金 (一熱位當)	平均特約料金 (一熱位當)		基本料金 (一熱位當)	平均普通料金 (一熱位當)	平均特約料金 (一熱位當)
洲本	三六・六	三四・一	二二・五	長濱	四〇・九	四〇・九	二六・三
坂出	四一・二	二九・九	一三・一	米子	三五・六	三一・八	二〇・四
桑名	四二・四	四二・四	一七・九	徳山	三七・七	三七・〇	二九・六
上野	三七・七	三六・六	二九・〇	中泉 (濱松瓦斯)	三二・九	三二・九	一八・二
土平 (東部電力)	四一・五	四一・二	—	館林	三六・四	三三・三	二二・六
土浦 (茨城瓦斯)	四二・七	四二・七	三一・六	海島	四八・九	四七・〇	二七・八
犬山	三六・三	三四・九	一五・五	玉島 (津山瓦斯)	四四・八	四四・八	三五・二

- (註) 一、事業地区は供給地区内の主たる市又は町名を示すもので、事業者名の記載なきものは事業地区と同一名のものである。
 二、事業地区配列の順序は昭和九年度に於ける供給瓦斯の總熱量の大小の順に依る。
 三、△印は購入石炭瓦斯、×印は天然瓦斯、*印は天然瓦斯と石炭瓦斯との混合瓦斯を供給するものである。
 四、平均普通料金額は最低責任料金支拂額を含むものである。
 五、平均特約料金額は公共用、工業用、營業用、従業員用及其他の特種用に對する料金の外、一箇月消費量三百立方米以上の大量消費に對する普通料金を含むものである。
 六、一熱位當り瓦斯料金は凡て標準熱量を基準として換算した値である。

以上示す處に依れば實際料金は基本料金に比して夫々相違があり、殊に大量の消費に對する特約料金は相當低廉である。今之を供給量の大小別に事業地区を區分し、各區分毎の平均値を求むる時は凡そ次に示す如くとなる。

第二十二表

項目	一熱位當 基本料金		普通料金 均當		特約料金 均當	
	金額	低減割合	金額	低減割合	金額	低減割合
一箇年供給熱量	千以上	二四・五	二四・四	〇・四%	一九・六	二〇・〇%
	百以上	二八・〇	二七・一	三・二%	二〇・八	二五・七%
	五十以上	三〇・五	二九・八	二・三%	二一・〇	三一・一%
	三十以上	三一・一	三〇・一	三・二%	二一・九	二九・六%
	十五以上	三五・四	三二・九	七・〇%	二一・〇	四〇・七%
	八以上	三八・〇	三五・八	五・八%	二三・八	三七・三%
	八未満	三八・一	三六・二	五・〇%	二四・一	三六・七%

(註) 本表には天然瓦斯を供給するもの及開業後一箇年未滿のものを含まず。

即ち普通料金平均額は〇・四乃至七%、特約料金平均額は二〇乃至四〇%方基本料金額よりも低下して居り、就中基本料金額の高きものは其の割引率も亦大である事を知るのである。而して普通料金平均額は事業の規模の大なるに隨つて相當低率となつて居るが、特約料金平均額は規模の大小に依る差違が尠く、五大都市に於ける一熱位當り十九錢六厘に對し最も小都市に於けるものは二十四錢一厘であつて其の差僅かに四錢前後に過ぎない。之は特約料金が主として工業用、營業用等の生産業に對する瓦斯料金である爲め、他種燃料との關係上其の料金は都市の大小に左右せらるゝ事が比較的尠い結果と認められ、從て右表に掲ぐる特約料金平均額は現在に於ける大量需用に對する瓦斯料金の標準を示すものと考えられるのである。右の如き特別割引は瓦斯の販売増加を策する上に於て極めて必要と認められるのであつて、今後益々其の量

を増加するに至るものと思はれるが、其の料金率低減の程度は一般需用者の利益を阻害せぬ限度に於て容認せらるべきものである。

(口) 最低責任料金 最低責任料金制度は一箇月の瓦斯使用量が規定量以内、又は一箇月の支拂代金が規定額以下の場合に一定金額を徴収するものであつて、瓦斯事業者が製造及供給設備に固定した資本に對する最低限度の保證を需用者に負はしむる趣旨に依るものである。而して新規の事業者に在つては殆ど全部が此の制度を採用して居り、又從來本制度の無かつた事業者に於ても、比較的人家の稠密でない區域に瓦斯の供給を行ふ様な場合に新たに責任料金制度を設くる事がある。現在の百三十四事業地區中本制度を持たぬものは僅かに十一箇所であつて、殊に近來の不況時に際し瓦斯の需用量減退し、休止又は消費量僅少な需用者の數が漸次増加する傾向にある爲め、本制度は益々其の必要を感ずるに至つた。

而して現行最低責任料金制度の内容を見るに、概ね取付瓦斯メートル一箇當り又は需用者一戸當りの一箇月責任使用量を定め、瓦斯の消費量が之に満たざる場合、之に相當する料金額を徴収するものが多く、其他瓦斯メートル一箇當り又は需用者一戸當りの一箇月最低支拂金額を規定するもの、或は孔口當りの責任使用量又は最低支拂金額を定め、取付孔口の座敷に應じて之を徴収するものもある。其他斯様な一般規定の外に特別の需用者に對して各別に最低責任料金を定むる事があつて、之は需用者の負擔すべき瓦斯引用工事を事業者が支辨し、或は特殊器具の無料貸付を爲す様な場合、又は一定量以上の消費者に對して瓦斯料金の特別割引を行ふ場合に、其の保證として特別の最低責任料金を約束するが如きものである。最近は又此の特別最低責任料金の限度を十五乃至二十立方厘米程度とし、引續き毎月之れ以上の使用を契約せる向に對し瓦斯料金を割引するが如き方法も行はれて居る。

今現行最低責任料金を其の額に依つて分類し、各階級別の事業地區數を示せば次の通りである。

第二十三表

最低責任使用量(一箇月に付)	事業地區數	最低責任料金額(一箇月に付)	事業地區數
最低責任使用量無きもの	一一	最低責任料金無きもの	一一
三立方厘米未満	一四	五十錢未満	一七
五立方厘米未満	二四	一圓未満	四五
八立方厘米未満	一六	一圓五十錢未満	四〇
一〇立方厘米未満	四三	二圓未満	一九
一五立方厘米未満	一六	二圓五十錢未満	三
一五立方厘米以上	一一		一
計	一三五		一三五

(註) 最低責任使用量又は最低責任料金額は瓦斯メートル一箇當り又は需用者一戸當りの一箇月最低使用量又は支拂金額を示すもので、孔口當りの責任料金を定むるものは二孔座分を取り、金額又は熱位を以て定むるものは之を容積に換算の上分類した。

以上に依れば一箇月の最低責任使用量五乃至十立方厘米、金額にして五十錢乃至一圓五十錢のもの八十五で最も多く、五十錢未満及一圓五十錢以上のものは前者十七、後者二十二である。

次に最低責任料金額の大小と需用者普及率、一戸當り消費量及供給量の大小との関係を知る爲め、各事業者の昭和九年の實績を綜合すれば凡そ次の如くである。

第二十四表

一箇月の最低責任料金額	事業業數	最低責任使用量	需用者普及率	普通需用者一箇月使用量	最低使用量以下の需用者割合	全戸數割當一戸當普通消費量
最低責任料金無きもの	一〇	立方米	一八・五%	一九・七	%	一・二五
五十錢前後のもの	二〇	四・四	一九・四	一九・三	七・一	一・四七
一圓前後のもの	三〇	八・六	一五・五	一九・七	一五・二	一・〇八
一圓五十錢以上のもの	二二	一五・〇	一三・九	二四・四	一二・三	一・二六

(註) 一、本表に於ては六大事業地区及天然瓦斯供給地区を含みます。

二、全戸數割當一戸當り普通消費量は供給区域内の總戸數にて大量需用の分を除いた供給瓦斯の一箇月平均總熱量を除いたものである。

右に依れば最低責任料金額の大なるに隨つて需用者普及率漸次低下するに對し、一戸當り消費量は大體一箇月一立方米程度であつて、唯責任料金額一圓五十錢以上のもの平均消費量稍多く二四・四立方米となつて居る。又責任使用量以下の需用者數は責任料金額五十錢程度のものに於て最も少く總需用者の七〇%程度に過ぎないが、責任料金額一圓前後のものに於ては其の割合一五・二%を示し、一圓五十錢以上のものに在つては前者よりも割合低く、一二・三%である。之は後者の責任料金額高き爲め負擔力の低い需用者の數が少い結果と認められるのであつて、此の點は一方需用者普及率低く

一、一戸當り消費量高き事實よりも推察されるのである。更に普通需用者の總需用量を供給区域内の總戸數に割當た値を採つて比較すれば、右表最下段に示す如く最低責任料金五十錢程度のもの一・四七熱位で最も良く、之に次では責任料金一圓五十錢以上のもの一・二六熱位及責任料金無きもの一・二五熱位で兩者略相等しく、責任料金一圓前後のものは其の値最も低く一・〇八熱位である。仍て以上を結論すれば最低責任料金額は五十錢前後を有利とするものゝ如く、殊に需用者普及率良好であつて而も責任使用量以下の需用者割合が極めて少い事は注目すべき點である。

要するに本制度は事業に對する一種の安全保證であつて、其の内容の如何は瓦斯の普及竝に一戸當り消費量の大小に影響する處が少くないので事業者としては輕視する事を得ない點である。

八、瓦斯料金以外の瓦斯供給條件

(イ) 瓦斯メートル賃貸料 瓦斯メートル賃貸料は需用者に取付けた瓦斯メートルの大小に隨つて其の賃貸料を徵收する制度であつて、之は變形的な一種の瓦斯料金と看する事が出来る。我國瓦斯事業者の大部分は概ね此の制度を採用して居り全事業地区中瓦斯メートル賃貸料を採らぬものは横濱市瓦斯局、泉州瓦斯(岸和田)、島取瓦斯、久留米市瓦斯局の僅か四者のみである。之等賃貸料は瓦斯事業者に依つて夫々相違はあるが、普通の需用者に用ひらるゝ三燈用瓦斯メートルを標準に採る時は一箇月賃貸料十錢を最低とし、三十錢を最高とし、大體に於て十五錢乃至二十五錢の範圍に在るもの最も多く、又三燈用以上の大型瓦斯メートルの賃貸料は三燈用を基準として一燈を増す毎に五錢増を普通とする。

次に掲ぐるは全國瓦斯事業地区を瓦斯メートル賃貸料(三燈用)の大小に隨つて分類し、各階級毎の事業地区數及賃貸料の總平均額を表はしたものである。

第二十五表

事業地 區 數	三燈用瓦斯メートル賃貸料	一〇錢	至一三錢乃至一五錢	至一七錢乃至二〇錢	至二三錢乃至二五錢	至二八錢乃至三〇錢	平均
一一	一〇	一三	一七	二〇	二三	二八	二〇
二六	一三	一七	二〇	二三	二五	二八	二〇
三六	一七	二〇	二三	二五	二八	三〇	二〇
四二	二〇	二三	二五	二八	三〇	三三	二〇
一七	二〇	二三	二五	二八	三〇	三三	二〇
二〇	二三	二五	二八	三〇	三三	三六	二〇

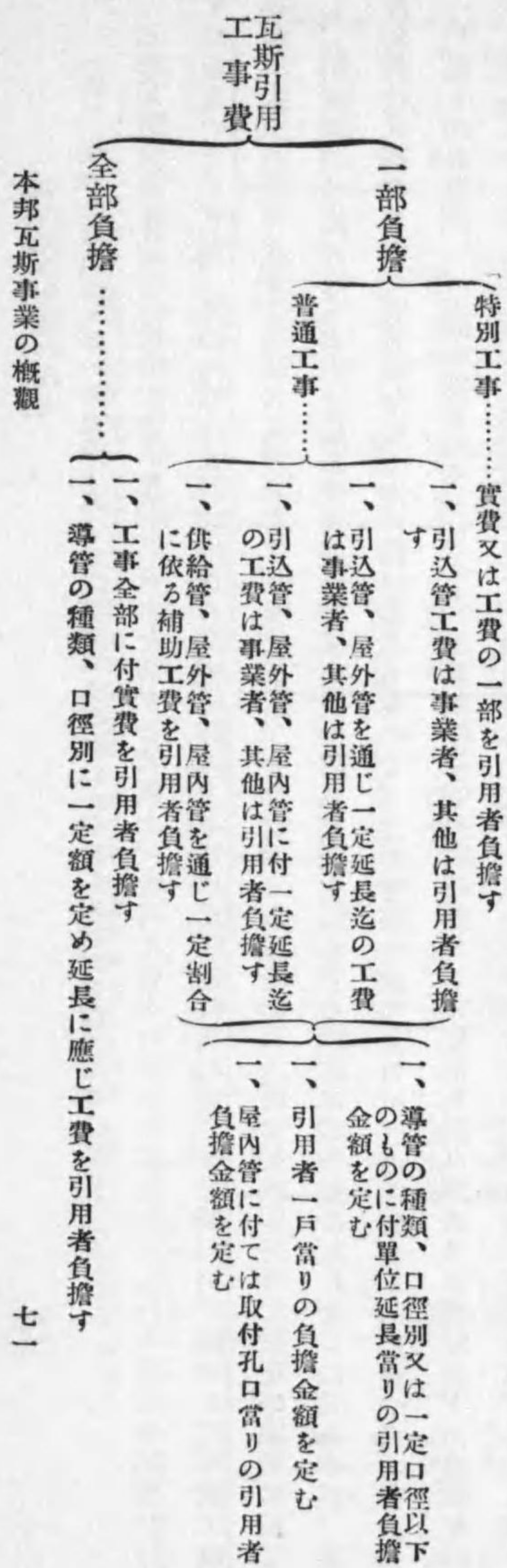
元來瓦斯メートルは瓦斯の計量設備として瓦斯事業者に於て當然必要とするものであつて、本賃貸料制度は瓦斯メートルに關する費用、即ち修理費、銷却費、及買入價格に對する金利を瓦斯料金と區別し、瓦斯メートルの大小に應じて需用者に負擔せしむるものであるが、瓦斯の消費の有無に拘らず之を徴收するものであるから一種の定額料金とも見られるのである。然し斯様な費用は事業者夫々の事情に依つて左右される事が尠い譯であるから、其の賃貸料額も自ら一定の範圍を出でぬものと考へられるのであつて、現状に於ては三燈用瓦斯メートルの賃貸料は二十錢前後を普通とする。而して瓦斯メートル賃貸料を徴收せず又は賃貸料額極めて低廉なものは、其の費用の全部又は一部を瓦斯料金中に包含せしめて居るものと見られ、之に反して賃貸料額が普通程度以上に高いものは瓦斯料金の一部を之の中に轉嫁せしめて居るものと謂ひ得るのである。故に瓦斯料金を比較する場合には此の點を考慮に置く事が必要であつて、之には普通需用者の一箇月平均瓦斯使用量を熱量を以て表はし、之を以て瓦斯メートル賃貸料を除し之を單位熱量當りの瓦斯料金に加算したものを比較するのが適當と考へる。前掲第十八表第六段の數字は普通需用者一箇月の平均瓦斯消費量を十熱位(發熱量三、六〇〇瓦カローリーの瓦斯二十八立方米に相當す)とし、之を以て三燈用瓦斯メートル賃貸料を除し之を一熱位當りの料金に加算した額を示すもので、更に之を規模の大小別に隨つて區分し各階級毎の平均を求めれば次に示す通りである。

第二十六表

事業地 區 數	一箇年供給熱量	千萬熱位以上	百萬熱位以上	五十萬熱位以上	三十萬熱位以上	十五萬熱位以上	八萬熱位以上	八萬熱位未滿
五	二六錢二	一一	一二	一四	二一	三五	二八	二八
二六	二九錢九	一二	一四	二一	三五	四〇錢一	四〇錢二	四〇錢二

(註) 本表に於ては天然瓦斯を供給するもの及開業後一箇年未滿のものを含みます。

(ロ) 瓦斯引用工事費 瓦斯料金及瓦斯メートル賃貸料以外の瓦斯供給條件中主なものには瓦斯引用工事費であつて、之は瓦斯引用者個々の爲めに施設する導管其他の設備費の全部又は一部を其の引用者に負擔せしむるものである。其の内容は事業者に依つて夫々趣を異にして居るが、今現行の瓦斯引用工事費に付之を總括すれば凡そ左に掲ぐる通りである。



(註) 表中全部負擔又は一部負擔とあるは工事費の全部又は一部を引用者が負擔する事を表はす。

元來瓦斯事業に於ては供給設備に多額の資本を要する關係上、成可く資本の固定を尠からしむる爲め本制度が行はれて居るものであるが、其の内容は瓦斯需用者の利害に關係する爲め瓦斯事業法に於ては瓦斯引用に關する工事費に就ても亦商工大臣の認可を要する事に定められて居る。而して從來認可されたものは大體に於て引込管工費を事業者に於て負擔し、引用者の負擔となるものは屋外管及屋内管工費に限り實費を超えざる範圍に於て定められたものであるが、其の程度如何は瓦斯需用者の普及増加に至大の關係があるもので、之を實際に就て見るに其の低廉なものに至つては普通引用者一戸當りの負擔額一、二圓に過ぎぬものもあり、又新規需用者獲得の爲め一定期間を限り無料又は規定以下の金額を以て工事を行ふものも尠くない。其他引用工事費を分割徴收し、或は一定の賃貸料を以て引用設備の貸付を爲すものも間々見受くる處である。

九、瓦斯需用者數及需用者普及率

昭和九年度下半期末に於ける瓦斯需用者數は一、九〇七、〇三〇戸で其の中六大事業地區（東京、大阪、京都、神戸、名古屋、横濱）に於ける引用戸數は一、五四八、六二〇戸で總數の八二%に相當する。而して前年度に對する需用者増加總數は三八、五六〇戸で、六大事業地區に於ける増加は三四、九六〇戸であるから其他の事業地區に就ては三、六〇〇戸増であつて、大體に於て昭和八年度よりも好調を示して居るが、地方の小都市に於ては依然として増加率微々たるものがあり中には相當の減少を見た處もある。即ち百三十二事業地區の中需用者數の減少せるもの五十六で、其の減少戸數は五、七〇〇戸である。尤も此の中には從來の休止需用者を整理した數が相當含まれて居るから、同年度に於ける純減少は遙かに

少いものと思はれる。

次表は昭和元年以降の瓦斯需用者數、其の増加數及増加率を示すものである。

第二十七表

年次	瓦斯需用者數			前年度に對する増減			同上増減率		
	全事業地區	六大事業地區	其他の事業地區	全事業地區	六大事業地區	其他の事業地區	全事業地區	六大事業地區	其他の事業地區
昭和元年	七九五、二二六	六〇三、三七〇	一九一、八五六	一一一、三三九	九二、四八三	一九、六五六	一六・四%	一八・二%	一一・四%
同二年	九三五、六八八	七三九、〇三五	二一四、六五三	一五八、四六三	一三五、六六五	二二、七九七	一九・九%	二二・五%	一一・九%
同三年	一、二二三、三四	九五四、四九五	二五八、六三九	二五九、四四六	二二五、四六〇	四三、九八六	二七・三%	二九・三%	二〇・五%
同四年	一、四七〇、五八〇	一、一七〇、〇八七	三〇〇、四九三	二五七、四四六	二二五、五九二	四一、八五四	二一・三%	三二・六%	一六・二%
同五年	一、六三〇、四五六	一、二九七、三四九	三三三、一〇七	一九九、八七六	一七二、二六三	三三、六一四	一〇・九%	一〇・九%	一〇・九%
同六年	一、七三六、三三四	一、三七三、二八二	三五六、〇四二	一九五、八六八	一七五、九三三	一九、九三五	五・九%	五・九%	六・〇%
同七年	一、七九〇、九八六	一、四三七、三八二	三三三、六〇四	六四、六六三	六四、一〇〇	五六三	三・七%	四・七%	二・〇%
同八年	一、八五八、八五〇	一、五三三、六三二	三二五、二一八	七四、七六四	七六、三三〇	△一、四一六	四・三%	五・三%	〇・四%
同九年	一、九七〇、三三三	一、五四八、六二八	三二一、七〇三	四一、一八一	三四、九五六	六、三三五	二・三%	二・三%	一・八%

(註) 一、六大事業地區は東京、大阪、神戸、名古屋、京都及横濱の六地區を指すものである。

二、△印は減少を示すものとす。

三、昭和九年度の需用者増加數少きは東京瓦斯會社に於て休止需用者四萬九千戸を整理した爲めである。

本邦瓦斯事業の概観

本邦瓦斯事業の概観

瓦斯需用者増加の状況は右の通りであるが、之を其の事業地區に於ける需用者普及状況の上から見れば六大都市及其の附近の都市を除いては普及率比較的低く、一〇乃至二〇%の間にあるもの最も多く一〇%以下のものも尠くない。需用者普及率の大小は各種の原因に依るものであるが、普及率の低い事は一面尙發展の餘地の多い事を語るものと見らるゝのであつて、此の點は事業者として省慮すべき處である。

今需用者普及率の大小別に事業地區を分類すれば次に示す如くである。

第二十八表

需用者普及率	事業地區數	事業地區 (事業者名)
一〇%以下	二七	函館(北海道瓦斯)、盛岡、山形、鶴岡、仙臺、郡山(東部電力)、水戸(茨城瓦斯)、土浦(同上)、前橋(關東瓦斯)、桐生、高岡、松本、静岡、一宮(東邦瓦斯)、岐阜、岡崎、宇治山田(合同瓦斯)、桑名、玉島(津山瓦斯)、宇部(市營)、米子、高松(四國水力電氣)、丸龜(同上)、別府、大分(別府瓦斯)、宮崎、鹿兒島
一五%以下	四三	札幌(北海道瓦斯)、秋田(大日本電力)、平(東部電力)、高崎(關東瓦斯)、館林、大宮、熊谷(埼玉瓦斯)、千葉、銚子、市川(葛飾瓦斯)、平塚(相模瓦斯)、*新津、*加茂(三條瓦斯)、*五泉(中浦瓦斯)、小松、長野、上田、*諏訪、清水、濱松、中泉(濱松瓦斯)、豊橋、半田(東邦瓦斯)、大山、四日市(合同瓦斯)、松阪(合同電氣)、上野、岸和田(泉州瓦斯)、海南、津山、尾道

二〇%以下	三三	(廣島瓦斯電軌)、福山、山口、下關、徳山、松山、坂出、宇和島、高知、久留米(市營)、大牟田、佐世保(西部瓦斯)、鳥原(九州瓦斯) 小樽(北海道瓦斯)、鹽釜、宇都宮、川越(武州瓦斯)、八王子、横須賀(關東瓦斯)、小田原、浦賀、藤澤(湘南瓦斯)、新潟、高田(市營)、三條、富山(日本海電氣)、沼津(静岡瓦斯)、大垣(大垣瓦斯電氣)、長濱、彦根、津(合同瓦斯)、姫路(中央合同瓦斯)、明石(同上)、加古川(播磨瓦斯)、洲本、防府(下關瓦斯)、鳥取、松江(市營)、徳島(合同電氣)、今治、小倉(九州瓦斯)、門司(同上)、若松(同上)、八幡(同上)、戸畑(同上)、熊本(西部瓦斯)
二五%以下	一一	福島(福島電燈)、足利、長岡、新發田、金澤(市營)、伊東、和歌山、倉敷、吳(廣島瓦斯電軌)、廣島(同上)、福岡(西部瓦斯)、長崎(同上)
三〇%以下	五	浦和(埼玉瓦斯)、福井(市營)、甲府(甲府電力)、尼崎、北大阪(浪速瓦斯)
四〇%以下	三	名古屋(東邦瓦斯)、熱海、奈良
五〇%以下	四	横濱(市營)、京都、堺、*柏崎
六〇%以下	二	神戸、岡山

本邦瓦斯事業の概観

需用者普及率	事業地	事業業者名
七〇%以下	三	東京、大阪、鶴見

〔註〕

一、*印は天然瓦斯を供給する地区である。

二、普及率は昭和九年度下半年乃至十年度上半期に於て各事業者の調査せる数字を基とせるものである。

更に六大都市及地方別平均普及率を掲ぐれば左の通りである。

第二十九表

及事業地	事業地	需用者戸数	普及率	及事業地	事業地	需用者戸数	普及率
東京	一	八二六、五三九 ^戸	六五・六%	關東	二一	四九、四〇七 ^戸	一四・三%
大阪	二	三七七、一七四	六五・〇	北陸	一八	三九、〇一六	一七・六
京都	一	一〇〇、八一五	四三・六	東海	一五	二五、二四五	一四・四
神戶	一	一三三、四四八	五五・三	近畿	一八	八〇、五〇二	一八・五
名古屋	一	七三、四二〇	三二・一	中國	一六	六一、六九九	一七・一
横濱	二	六五、一四五	四五・七	四國	八	一五、〇一七	一二・四
北海道及東北	一二	二六、五二八	一一・七	九州	一六	六〇、九九九	一三・八

〔註〕一、本表に於ては休業中のもの及開業後一箇年未滿のものを含まず。

二、地方別に於て長野縣は北陸に、山梨縣は東海に編入した。

三、大阪の需用戸数には東、西兩淀川區の分を、又横濱の需用戸数には鶴見區の分を含むものである。

即ち以上の二表に依れば東京及大阪の需用者普及率は六五%以上で略相等しく、他の四大都市に於ては名古屋事業地區の三二・一%を除いては何れも四〇%以上に及んで居るが、地方の中小都市に在つては四、五%のものを除き其の普及状況甚だ悪しく、概ね三〇%以下で其の中北海道及東北地方の一・七%最も低く、近畿地方の一八・五%が最良である。

需用者普及率の良否は文化程度の高低、他種燃料の價格の廉否、瓦斯料金其他の供給條件の適否等各種の原因に依り相違を來す事勿論であるが、特に事業者の努力並に經營方針の如何に基く處大なるものありと信ずる。而して普及率の良好でないものは事業獨占の本質に鑑みるも需用者の増加に努むべきであつて、此の點特に事業者の注意を促し度い處である。

十、瓦斯需用量

瓦斯の需用を其の供給量の上より見る時は昭和九年度に於ける販賣瓦斯量七三七、八九五千立方米（其の總熱量二九九、一五〇千熱位）、一日平均二、〇二一立方米で、其中六大事業地區に於ける販賣量六一六、三五四千立方米（其の總熱量二五二、五五四千熱位）に達し總量の八三・五%に相當する。之を前年度に比較すれば總販賣量に於て三八、八〇二千立方米即ち五・五%の増加である。次表は昭和元年以降に於ける年次別瓦斯販賣量を示すもので、昭和七、八年度に亘つて減少を見たが昭和九年度に於て漸く恢復の徴を示すに至つた。

第三十表

年次	瓦斯販賣量			前年度に對する増減			同上増減率		
	全事業區	六大事業區	其他の事業地區	全事業區	六大事業區	其他の事業地區	全事業區	六大事業區	其他の事業地區
昭和元年	千立方 四三、九三三	千立方 三三、三五八	千立方 七、五七五	千立方 一五、五二四	千立方 一六、二一八	千立方 六、〇〇四	三・八%	四・九%	〇・八%
同二年	四八、一九〇	四〇、七三三	八、四一七	六〇、三三三	五五、四一五	四、八八一	一四・三%	一六・〇%	六・三%
同三年	五六、三三三	四七、一九七	九、四〇三	八三、〇三三	七〇、四二四	一二、六一八	一七・三%	一七・五%	一五・五%
同四年	六四、九六九	五四、三六三	一〇、四三七	八〇、七三二	七〇、四二五	一〇、三三三	一四・二%	一四・九%	一一・〇%
同五年	六九、五五六	五八、三七九	一一、一三七	五二、五三七	三七、七五七	一三、七九〇	八・〇%	六・九%	一三・二%
同六年	七三、四三七	六二、四八一	一一、七四六	三三、七一一	三二、一〇一	一、六一〇	五・〇%	五・三%	三・一%
同七年	七二、七九九	五八、四九四	一四、二八五	三三、四三六	二七、五六七	五、八七一	四・三%	四・五%	三・二%
同八年	六九、〇九三	五八、三七一	一〇、七二二	三、六七七	一、七四三	一、九三三	〇・五%	〇・三%	一・七%
同九年	七三、八九五	六六、三五四	一三、五四一	三六、八〇三	七、一八三	五、六一九	五・五%	五・七%	四・八%

(註) 一、六大事業地區は東京、大阪、神戸、名古屋、京都及横濱の六地區を指すものである。
二、△印は減少を示すものとす。

更に瓦斯の需用を其の消費者方面より見る時は、普通需用者の消費量六三二、三八〇千立方メートルに對し、營業用、工業用、其他の特殊消費量一〇五、五一五千立方メートルで兩者の割合は八六對一四となつて居り、工業方面の需用は近時軍需品關係工業の繁忙に隨ひ著しく増加を來すに至つた。

工業用としては紡織及機械工業並に金屬及化學製品工業の方面に於ける需用多く、其他食料品の製造に使用せらるゝ量も尠くない。之等大量の需用者に就ては一般供給の場合に比して資金の固定する程度尠く、採算上有利な爲め近來は此の方面に對して特に考慮される様になつて來たが、之れには瓦斯燃燒裝置の改善と其の効率の向上とが必要と考へられるのであつて、今後は之等裝置器具の進歩に伴れて益々其の需要を増加し得るものと思はれる。

次に掲ぐるは特別大量需用者に供給せる瓦斯量割合の大小別に事業地區を區分したものである。

第三十一表

大量需用者の消費瓦斯量割合	事業地區數	事業地	事業者名
五%以上	一〇	鶴岡、鹽釜、福島(福島電燈)、平(東部電力)、土浦(茨城瓦斯)、宇都宮、足利、館林、浦和(埼玉瓦斯)、熊谷(同上)、八王子、小田原、藤澤(湘南瓦斯)、三條、加茂(三條瓦斯)、新發田、長野、甲府(甲府電力)、中泉(濱松瓦斯)、伊東、半田(東邦瓦斯)、大垣(大垣瓦斯電氣)、津(合同瓦斯)、四日市(同上)、宇治山田(同上)、松阪(合同電氣)、桑名、上野、奈良、京都、加古川(播磨瓦斯)、洲本、海南、玉島(津山瓦斯)、尾道(廣島瓦斯電軌)、防府(下關瓦斯)、宇部(市營)、米子、丸龜(四國水力電氣)、徳島(合同電氣)、高知、若松(九州瓦斯)、八幡(同上)、鳥原(同上)、大分(別府瓦斯)、宮崎、鹿兒島(日本水電)	秋田(大日本電力)、高崎(關東瓦斯)、銚子、市川(葛飾瓦斯)、東京、鶴見、福井(市營)、神戸、松江(市營)、高松(四國水力電氣)
5%未満	四七		
5%以上 10%未満	一〇		

大量需用者の消費瓦斯量割合	事業地区数	事業地区名
一〇%以上 一五%未満	一五	仙臺、水戸(茨城瓦斯)、前橋(關東瓦斯)、横濱(市營)、平塚(相模瓦斯)、高田(市營)、富山(日本海電氣)、松本、沼津(静岡瓦斯)、長濱、彦根、岡山、津山、鳥取、大牟田
一五%以上 二〇%未満	一一	柏崎、上田、諏訪、濱松、豊橋、岐阜、北大阪(浪速瓦斯)、倉敷、廣島(廣島瓦斯電軌)、宇和島、別府
二〇%以上 三〇%未満	一九	函館(北海道瓦斯)、盛岡、郡山(東部電力)、新潟、高岡、金澤(市營)、清水、熱海、大阪、岸和田(泉州瓦斯)、堺、尼崎、姫路(中央合同瓦斯)、明石(同上)、徳山、山口、今治、門司(九州瓦斯)、久留米(市營)
三〇%以上 四〇%未満	一一	札幌(北海道瓦斯)、山形、桐生、川越(武州瓦斯)、千葉、名古屋(東邦瓦斯)、岡崎、犬山、下關、坂出、松山
四〇%以上 五〇%未満	八	横須賀(關東瓦斯)、長岡、小松、静岡、和歌山、福山、小倉(九州瓦斯)、戸畑(同上)
五〇%以上	一一	小樽(北海道瓦斯)、大宮、浦賀、新津、五泉(中蒲瓦斯)、一宮(東邦瓦斯)、吳(廣島瓦斯電軌)、福岡(西部瓦斯)、長崎(同上)、佐世保(同上)、熊本(同上)

(註) 一、*印は天然瓦斯を供給する地区である。

二、本表に於ては開業後一箇年未満のものを含まず。

三、大量需用者は一箇月三百立方メートル以上を消費するものを採用した。

次に需用者一戸當り平均需用量に就て見るに、昭和六年以降同八年に至る間は累年低下の趨勢を示したが、昭和九年度に於ては幾分向上を來し、之を實蹟に就て見るに一日平均消費量一立方メートル未満の事業地区八十九で前年度に比し九を減じ、一日平均消費量一立方メートル以上の地区四十三で十二の増加となつて居る。

第三十二表

一戸當り日平均消費量	事業地区数				
	昭和五年	同六年	同七年	同八年	同九年
〇・六立方メートル未満	一三	二二	三四	三四	一七
〇・六以上〇・八立方メートル未満	三三	三七	三四	三九	四四
〇・八以上一・〇立方メートル未満	二八	三二	二七	二五	二八
一・〇以上一・二立方メートル未満	一七	一一	一三	一三	一七
一・二以上一・五立方メートル未満	一四	一二	八	一二	一五
一・五立方メートル以上	四	一	六	六	一一

(註) 本表に於ては開業後一箇年未満のものを含まず。

右は瓦斯の需用を容量的に見た場合の總括的消費量に就て分類したもので大量消費者の需用量を含むものであるが、瓦

斯の消費量は其の發熱量の大小に依つて相違を來すものであるから、各事業地區に於ける需用狀況を檢討する爲めには一戸當り平均需用量を消費熱量に採り、且大量需用者を除いた普通需用者の一戸當り消費量に就て知る事が必要である。更に一戸當り消費量の多寡は其の都市の大小、瓦斯料金率の高低、需用者普及率の良否等に密接な關係があるもので、今之等の關係を知る爲め全國瓦斯事業地區を其の供給区域内總戸數の大小別に區分し、各事業地區に於ける瓦斯需給の狀況を示せば凡そ次表に掲ぐる如くである。

第三十三表

事業地區 (事業者名)	供給区域内 の總戸數	一箇年供給 總熱量	需用者 普及率	區域内全戸數割當		大量需用 者消費量 割合	普通需用者需用狀況		
				戸當一箇月消費量	普通需用者消費量		一戸當一箇一熱位當平一戸當一箇月消費量均瓦斯料金月支拂代金	一熱位當平一戸當一箇月消費量均瓦斯料金月支拂代金	
東 京	1,277,100	1,547,721	65.6%	10.3%	9.5%	7.7%	14.4	20.6	2.98
大 阪	539,100	5,063.2	67.2%	7.8%	5.9%	23.5%	10.5	23.5	2.37
神 戸	440,000	1,600.1	55.3%	5.5%	5.0%	9.1%	9.8	27.4	2.70
京 都	311,000	1,304.3	43.6%	4.7%	4.5%	3.6%	10.8	27.5	2.85
名 古 屋	318,800	1,283.9	33.1%	4.9%	3.0%	37.3%	9.0	27.1	2.45
横 濱	313,600	5,345.3	42.3%	3.3%	3.0%	11.9%	7.3	25.5	1.82

二、總戸數四萬以上十萬未満の事業地區

函 館 (北海道瓦斯)	43,440	477.2	8.7%	0.9%	0.4%	30.0%	7.8	32.2	2.54
横 濱 (關東瓦斯)	41,140	1,062.9	19.6%	2.5%	1.2%	47.8%	7.5	33.5	2.53
北 京 (浪速瓦斯)	8,139.0	2,165.3	29.7%	2.3%	1.8%	18.3%	6.2	30.8	1.91
廣 島 (廣島瓦斯電軌)	7,630.0	1,667.4	20.6%	1.8%	1.5%	17.4%	9.6	27.5	2.74
吳 門 (同)	48,900	3,033.1	23.8%	5.7%	1.9%	63.5%	8.3	28.3	2.36
福 岡 (西部瓦斯)	53,630	2,093.2	20.5%	3.5%	1.6%	50.3%	8.7	28.3	2.54
八 幡 (九州瓦斯)	41,990	954.0	17.7%	1.8%	1.8%	0	10.7	20.3	2.17
長 崎 (西部瓦斯)	42,870	1,676.6	20.6%	3.2%	1.7%	61.4%	7.0	26.1	1.84

三、總戸數二萬以上四萬未満の事業地區

小 樽 (北海道瓦斯)	29,210	884.8	17.3%	2.5%	1.0%	59.0%	7.6	32.6	2.53
札 幌 (同)	38,150	615.4	12.9%	1.3%	0.9%	32.5%	6.9	32.8	2.27
仙 臺	38,890	438.5	9.2%	0.9%	0.8%	10.6%	9.2	33.8	3.04
鶴 岡	23,480	1,097.7	61.0%	3.9%	3.5%	9.9%	7.3	24.9	1.82
新 潟	26,080	737.9	19.4%	2.3%	1.8%	23.1%	7.6	30.7	2.36
金 澤	38,560	900.0	23.7%	1.9%	1.5%	20.5%	6.4	27.4	1.76
静 岡 (市)	35,730	229.0	5.5%	0.5%	0.3%	41.9%	7.7	27.3	2.71

事業地 区 (事業者名)	供給区域内 の総戸数	一箇年供給 總熱量 千熱位	需用者 普及率 %	區域内全戸數割當一 月消費量均瓦斯料金月支拂代金		大量需用 者消費量 %	普通需用者需用狀況
				全需用 量割當 熱位	普通需用 量割當 熱位		
濱松	25,700	4,331	13.0	1.38	1.13	18.8	87.9
豊橋	22,200	3,445	14.9	1.33	1.02	17.1	78.1
岐阜	21,500	3,687	7.8	1.08	0.89	17.3	78.0
岸和田 (泉州瓦斯)	21,500	3,937	12.9	1.19	0.93	17.3	77.3
堺	21,500	1,523.5	4.6	3.59	2.78	23.0	76.3
尼崎	21,400	1,011	26.6	2.33	1.65	23.6	69.3
和歌山	21,100	6,025	30.3	1.78	1.06	40.2	63.0
岡山	21,100	1,668.2	54.4	4.18	3.63	13.3	57.7
下關	21,100	4,886	14.5	1.43	0.87	39.5	62.5
高知	21,000	2,750	12.5	1.06	1.06	0	75.3
小倉 (九州瓦斯)	21,000	1,166.3	19.3	4.59	2.45	46.5	13.2
門司 (同前)	21,000	890.6	17.8	3.07	2.33	27.4	12.6
佐世保 (西部瓦斯)	21,000	933.0	14.3	2.73	0.97	64.6	76.1
熊本市 (同前)	21,000	994.5	16.8	2.39	1.06	55.6	73.7
鹿島 (日本水電)	21,000	4,668	8.1	1.23	1.02	48.8	61.5

四、總戸數一萬二千以上二萬未満の事業地區

事業地 區	供給区域内 の総戸数	一箇年供給 總熱量 千熱位	需用者 普及率 %	全需用 量割當 熱位	普通需用 量割當 熱位	大量需用 者消費量 %	普通需用者需用狀況
盛岡	12,100	687	6.0	0.48	0.35	26.3	49.9
山形	12,000	1,345	6.9	0.91	0.58	36.3	84.9
千葉	12,000	1,299	10.2	1.33	0.88	33.7	94.4
市川 (葛飾瓦斯)	12,000	2,101	11.6	0.90	0.82	8.4	61.6
水戸 (茨城瓦斯)	12,000	1,026	8.7	0.58	0.52	11.0	57.0
宇都宮	11,900	2,140	15.1	1.02	1.06	1.4	75.0
前橋 (関東瓦斯)	11,800	1,140	8.9	0.56	0.48	13.7	60.0
高崎 (同前)	11,700	1,174	12.6	0.73	0.68	7.5	53.9
桐生	11,600	951	7.2	0.61	0.44	34.5	57.3
長岡	11,000	3,594	22.4	2.48	1.40	43.6	64.3
富山	11,000	2,744	16.8	1.18	1.06	10.1	63.2
福井 (日本海電氣)	11,000	718.0	27.5	3.13	2.83	9.6	10.5
長野 (市野)	11,000	1,653	10.4	0.90	0.90	0	84.9
松本	11,000	1,047	9.0	0.57	0.51	10.7	55.1
諏訪	11,000	3,375	13.4	1.66	1.41	15.2	106.7

事業地 (事業者名)	供給区域内 の総戸数	一箇年供給 熱量 千熱量	需用者 普及率	区域内全戸数割當一 戸當一箇月消費量		大量需用 者消費量 割當率	普通需用者需用狀況	
				全需用 量割當	普通需用 量割當		一戸當一箇月 消費量均瓦斯料 金	一戸當一箇 月支拂代金
甲府電力	一八、一〇〇	三九六八	二五・三%	一・八三	一・七六	三八%	七・一九	二七・五
岡崎	一五、六〇〇	八三八	五〇	〇・四五	〇・三三	三八・六	五・二二	四〇・五
四日市	二二、八〇〇	二二・一	一六・九	一・五〇	一・五〇	〇	五・八五	三三・三
奈良	二一、〇〇〇	二二・八	一四・八	一・五一	一・五一	〇	八・七〇	三三・〇
姫路	一五、三〇〇	四六二六	三五・〇	二・五二	二・四〇	四・五	七・六七	三一・二
尾道	一三、五〇〇	五三八二	二〇・〇	三・三一	二・六一	二・二	六・四九	三五・九
宇部	一七、五〇〇	二〇・七	一三・六	一・三三	一・三三	〇	七・七〇	三五・三
松山	二〇、〇〇〇	二八・九三	一一・一	一・一一	〇・八〇	〇	八・〇三	三〇・二
高松	一九、一六〇	一五・九三	九・七	〇・六九	〇・六三	八・八	六・五六	二九・四
丸亀	一四、五〇〇	六・〇八	七・〇	〇・三五	〇・三五	〇	五・一八	三六・五
徳島	一八、五〇〇	二五・五三	一九・四	一・二九	一・二九	〇	六・〇六	二六・二
若松	一五、〇〇〇	三二・七七	一五・六	一・七三	一・七三	〇	一一・七四	二六・七
戸田	一三、一〇〇	三三・七三	一五・七	二・四五	一・四七	四・〇	九・四六	二二・九
久米	一六、四〇〇	一五・五・八	一三・二	〇・七九	〇・六〇	二・四	四・五八	二四・八

五、總戸數八千以上一萬二千未満の事業地區

大牟田	一九、五七〇	四二・七	一〇・一	一・七六	一・五〇	一四・五	一四・二八	二・二二
別府	一三、五〇〇	一四・三四	八・六	〇・八八	〇・七四	一六・二	八・八〇	三五・八
宮崎	一三、七〇〇	一一・七	四・七	〇・六八	〇・六八	〇	五・九〇	二八・三
秋田	一〇、八〇〇	九・七六	一一・一	〇・七五	〇・六八	八・九	八・五三	三〇・〇
福島	八、七〇〇	一三・三	一一・一	一・二八	一・二八	〇	七・一四	三一・五
郡山	一〇、〇〇〇	五六・〇	五・七	〇・四七	〇・三六	二・三九	六・〇六	二・三四
八王子	一〇、九〇〇	一一・四	一七・一	〇・六六	〇・六六	〇	七・三九	二・五三
平塚	八、九〇〇	九・二	一一・一	〇・九四	〇・八二	二・二六	六・七七	三・三九
小田原	八、八〇〇	一四・五七	一七・三	一・三八	一・三八	〇	四・九二	三・九一
銚子	九、三〇〇	八・五三	一一・一	〇・七六	〇・七〇	八・五	四・一〇	三・九〇
大宮	八、三〇〇	三三・四	一一・四	二・二二	〇・七四	六・六六	五・七三	三・四三
足利	八、九七〇	一一・四	二・三	一・一六	一・一六	〇	五・一〇	三・八二
高岡	一〇、八七〇	九・九七	九・八	〇・七七	〇・六一	二〇・七	六・〇六	三・四六
沼津	八、六〇〇	一〇・六九	一五・九	一・〇三	〇・九二	一〇・九	五・一八	三・七五
清水	一一、九〇〇	九・四七	一一・二	〇・六八	〇・五三	二四・二	五・〇一	三・三七

事業地区 (事業者名)	供給区域内 の総戸数	一箇年供給 熱量 千熱位	需用者 普及率 %	区域内全戸數割當一		大量需用 者消費量 %	普通需用者需用狀況	
				戸當一箇月消費量	普通需用 量割當		一月當一箇一熱位當平均瓦斯料金月支拂代金	一月當一箇一熱位當平均瓦斯料金月支拂代金
一 (東邦瓦斯) 宮	11,400	289.5	9.7	2.2	0.90	126.3	19.7	249
半 (同) 前田	9,900	74.5	10.2	0.63	0.63	62.7	38.0	238
大 (大垣瓦斯電氣) 垣	9,800	87.8	15.3	0.74	0.74	59.6	37.6	224
宇 (合同瓦斯) 山田	10,700	149.1	9.2	1.26	1.26	58.4	36.1	221
明 (中央合同瓦斯) 石	10,300	234.9	19.2	1.82	1.34	72.6	35.7	259
福 (市) 山	11,300	182.9	15.0	1.34	0.72	75.4	36.5	275
松 (市) 江	10,500	184.6	17.8	1.46	1.36	60.3	26.5	160
鳥 (市) 取	9,100	199.8	16.1	1.81	1.56	85.0	33.3	282
今 (市) 治	10,400	296.2	17.6	2.36	1.78	79.8	27.7	221
宇 (別府瓦斯) 分	11,500	99.9	11.1	0.69	0.55	50.2	25.9	130
大 (別府瓦斯) 分	11,100	57.6	4.5	0.43	0.43	9.1	36.8	335
藤 (湘南瓦斯) 深	7,800	71.0	16.5	0.83	0.83	73.0	35.8	261
鶴 (同) 岡	7,100	64.0	9.8	0.75	0.75	76.0	30.4	231

六、總戸數五千以上八千未満の事業地区

川 (武州瓦斯) 越	6,810	141.1	18.4	1.73	1.00	71.3	34.0	243
浦 (埼玉瓦斯) 和	7,910	152.7	27.2	1.59	1.59	44.7	36.2	162
熊 (同) 前	7,030	54.9	22.2	0.65	0.65	50.0	34.6	173
三 (市) 條	6,020	184.5	17.9	2.52	2.52	81.3	24.6	200
高 (市) 田	5,910	87.7	18.6	1.33	1.08	53.0	36.8	198
上 (市) 田	7,700	66.8	11.3	0.72	0.61	48.5	30.5	148
彦 (市) 根	5,310	83.8	19.0	1.32	1.12	52.1	38.0	198
桑 (市) 名	7,700	47.5	9.3	0.52	0.51	56.1	43.0	241
松 (合同電氣) 阪	7,100	96.5	11.1	1.12	1.12	51.2	35.7	183
海 (合同電氣) 南	6,210	23.9	2.0	0.30	0.30	46.0	48.9	225
加 (播磨瓦斯) 川	7,200	62.3	15.9	0.71	0.71	45.6	35.3	161
倉 (同) 敷	7,500	122.5	20.2	1.34	1.03	75.0	28.1	221
津 (同) 山	7,700	78.6	13.4	0.84	0.73	55.6	39.6	220
防 (下關瓦斯) 府	5,800	89.0	18.6	1.28	1.28	41.3	36.1	149
山 (同) 口	7,000	91.0	14.3	1.08	0.66	54.6	36.8	201
米 (同) 子	7,900	47.6	9.5	0.50	0.50	50.2	31.5	158

事業地区 (事業者名)	供給区域内 の総戸数	一箇年供給 熱量	需用者 普及率	区域内外戸数割當		大量需用 割合	普通需用者需用状況 一戸當一箇月消費量均瓦斯料金 一熱位當一戸當一箇月支拂代金		
				区域内外全割當	普通消費割當				
鹽釜 (平)	四,五〇〇	千熱位 一四〇・九	一八・四%	二・六〇	二・六〇	〇%	七・六〇	二一・六	一・六四
浦賀 (東部電力)	四,八〇〇	三五・九	一一・五	〇・五五	〇・五五	〇	五・三七	三九・九	二・二四
土浦 (茨城瓦斯)	四,四〇〇	一一・七	一八・三	二・一八	〇・七八	六四・二	四・五七	二九・五	一・三五
館林 (新)	五,〇〇〇	三〇・四	九・一	〇・五一	〇・五一	〇	五・八一	四一・〇	二・三八
新津 (加)	三,八〇〇	一四・五	一一・九	〇・六八	〇・六八	〇	四・九九	三二・七	一・六三
加茂 (三條瓦斯)	三,七〇〇	二九・九	一三・七	六・五四	六・五四	〇	二・四〇	一四・四	三・〇九
五箇 (中蒲瓦斯)	二,七五〇	一一・三	一三・一	三・五八	一・五七	五六・一	一〇・〇	一六・一	一・六二
新田 (新)	四,二〇〇	二六・六	二二・六	二・三二	二・三二	〇	五・九三	二五・五	一・五一
柏崎 (小)	四,六五〇	三〇・九	四二・二	六・六五	五・五三	一六・八	一三・四〇	一四・二	一・〇〇
小松 (熱)	三,六四〇	六・七	一一・六	一・三九	〇・八二	四一・〇	七・一九	三三・八	二・三六
熱海 (伊)	二,八五〇	一〇・一	三三・三	三・三二	二・五三	二二・六	九・〇三	三七・三	三・三七
伊東 (中)	三,六八〇	七・一	二二・六	一・六一	一・六一	〇	四・六五	三四・四	一・六〇
中泉 (濱松瓦斯)	四,四三〇	四〇・二	一四・二	〇・七	〇・七	〇	四・八四	三二・九	一・五九

事業地区	供給区域内 の総戸数	一箇年供給 熱量	需用者 普及率	区域内外全割當	普通消費割當	大量需用 割合	普通需用者需用状況 一戸當一箇月消費量均瓦斯料金 一熱位當一戸當一箇月支拂代金		
犬山	二,七〇〇	三二・五	一一・三	〇・六九	〇・四八	三〇・七	四・二九	三三・一	一・四三
上野	四,七三〇	四五・七	一三・〇	〇・八一	〇・八一	〇	五・四三	三六・三	一九・七
長濱	四,八六〇	五二・九	一八・三	〇・八九	〇・八〇	一〇・三	四・三七	四一・六	一・八二
洲本	四,五七〇	五四・二	一八・一	〇・九九	〇・九九	〇	五・〇〇	三〇・四	一・五三
玉島 (津山瓦斯)	四,四〇〇	一五・六	七・一	〇・二八	〇・二八	〇	二・五九	四四・八	一・二六
徳山	四,五四〇	四七・四	一〇・八	〇・八七	〇・三三	二九・二	五・一〇	三五・五	一・八一
坂出	四,四〇〇	四九・四	一〇・七	〇・九三	〇・六五	三〇・二	七・三〇	三九・三	二・一四
鳥原 (九州瓦斯)	四,一七〇	七三・五	一三・四	一・四七	一・四七	〇	二・〇〇	二〇・六	二・四七

(註) 一、事業地区は供給区域内の主たる市又は町名を示すもので、事業者名の記載なきものは事業地区と同一名のものである。
 二、供給区域内の総戸数は各事業者の報告を基としたもので、其の調査時期は昭和九年度下半年期乃至十年度上半期である。
 三、一箇年供給熱量は昭和九年度に於ける実績を採用した。
 四、需用者普及率は総戸数調査時に於ける需用者戸数を基として算定したものである。
 五、区域内全戸割當一戸當り消費量は供給区域内の総戸数を以て一箇月平均供給熱量(全需用量及普通需用者需用量別)を除いたものである。
 六、大量需用者消費量割合は一箇月使用量三百立方メートル以上の需用者の消費量合計の供給量に對する割合を百分比にて表はしたものである。
 七、普通需用者の需用状況は一戸當り一箇月使用量三百立方メートル以下の需用の中、公共用、營業用、従業員用等を除いたものに就て調査した數字である。
 八、一熱位當り平均料金は供給瓦斯的發熱量の實踐平均値を基準として換算したもので、最低責任使用量以下の需用者の支拂へる空賣収入を含む平均値である。

各事業地区に於ける瓦斯の需給状況は右表の示す通りであるが、更に之等數値を綜合分析して我國瓦斯事業の瓦斯需給關係に就き考察すれば凡そ次の如くである。

第三十四表

事業地区の大小	需用者普及率				事業地区數	普及率	普通需用者の需用狀況			区域内全戸數割當	普通需用量割當
	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上			一戸當一箇月消費量	平均熱位當一月支拂代金	一戸當一箇月消費量		
總戸數千戸以下	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・四	九・〇	五・三三	三・八一	〇・五一	〇・五二
總戸數千戸以上	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・一	一・二四	五・三六	三・五・六	〇・八一	〇・六八
平均	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・五三	二・四・六	六・三二	三・二・三	一・九一	一・〇〇
總戸數千戸以下	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・六	七・二	六・四四	三・六・〇	〇・六四	〇・五三
總戸數千戸以上	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・一	一・一・九	六・五五	三・四・五	〇・九一	〇・八七
平均	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・三・四	二・四・八	七・二二	三・一・四	二・二四	一・九二
總戸數千戸以下	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・五三	二・四・六	六・三二	三・二・三	一・九一	一・〇〇
總戸數千戸以上	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・三・四	二・四・八	七・二二	三・一・四	二・二四	一・九二
平均	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・三・四	二・四・八	七・二二	三・一・四	二・二四	一・九二

事業地区の大小	需用者普及率				事業地区數	普及率	普通需用者の需用狀況			区域内全戸數割當	普通需用量割當
	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上			一戸當一箇月消費量	平均熱位當一月支拂代金	一戸當一箇月消費量		
總戸數千戸以下	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・四	九・〇	五・三三	三・八一	〇・五一	〇・五二
總戸數千戸以上	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・一	一・二四	五・三六	三・五・六	〇・八一	〇・六八
平均	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・五三	二・四・六	六・三二	三・二・三	一・九一	一・〇〇
總戸數千戸以下	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・六	七・二	六・四四	三・六・〇	〇・六四	〇・五三
總戸數千戸以上	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・一	一・一・九	六・五五	三・四・五	〇・九一	〇・八七
平均	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・三・四	二・四・八	七・二二	三・一・四	二・二四	一・九二
總戸數千戸以下	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・五三	二・四・六	六・三二	三・二・三	一・九一	一・〇〇
總戸數千戸以上	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・三・四	二・四・八	七・二二	三・一・四	二・二四	一・九二
平均	一〇%未滿	一五%未滿	二〇%未滿	二〇%以上	一	一・三・四	二・四・八	七・二二	三・一・四	二・二四	一・九二

(註) 本表に於ては天然瓦斯のみを供給する事業地区及開業後一箇年未滿のものを含まず。

以上示す處に依れば都市の大なるに随つて瓦斯料金率は低下し、之に對して一戸當り消費量及一箇月支拂代金は増加を示して居り、又同一程度の事業地区に於ても消費量の多いものは大體に於て料金率も亦低くい事が窺はれるのである。又普通需用者の支拂ふ一箇月瓦斯代金は都市の大小に依り高低の差あるも凡そ二圓乃至二圓五十錢程度であつて、此の事實は現在に於ける普通需用者の負擔力が略一定の範圍に在る事を示すものであるが、此の金額を増加せしむる事は可なり大幅の料金値下を爲さざる限り現在程度の料金を以てしては相當困難な事と思はれる。然れ共瓦斯料金の低下するに隨ひ需用者普及率及一戸當り消費量の向上する事は前表の示す通りであつて、其の結果は總販賣量の増加を期待し得る事となるのである。尙一戸當り消費量と瓦斯料金との關係に就て第三十四表(イ)、(ロ)の示す處に依れば、料金率の低下するに隨ひ一戸當り消費量は増加を來して居るが、同表(ハ)に於ては必ずしも然らずして料金率の低下せるに拘らず一戸當り消

費量は増加せざる事實を見るのである。此の點は一見矛盾せる如くであるが、第三十四表は需用者普及率の大小別に事業地區を區分し各區分毎の平均値を表はしたものであつて、普及率の増大するに伴れて需用者の素質も亦低下し、従て一戸當り消費量の減少を見るに至つたものと察せられる。故に之等に對しては尙一層低廉な料金を以てする必要があるものと思はれるのであつて、此の點は同表（ハ）の普及率一五乃至二〇%の事業地區の平均數字に於て見らるゝ如く、料金が相當低廉なる時は一戸當り消費量も亦増加せる事實に照しても首肯し得らるゝのである。

需用者普及率の増大に伴ふ需用者の素質の低下は一般的に考へ得られる點であるが、元來普及率の増加は瓦斯供給量増加の素因となるものであつて、且瓦斯事業の本質に鑑みるも勿せに爲し能はざる處である。第三十三表及第三十四表中供給區域内の總戸數に割當たる一戸當り一箇月消費量は各事業地區に於ける瓦斯供給量の大小の關係を表はすものであつて、此の値は需用者普及率及一戸當り消費量の増加するに随ひ著しく向上する事を知るのである。之を實際に就て見るに事業地區に依つて夫々相違はあるが、大體に於て都市の大なるに随つて其の値増昇し、戸數二萬戸以下の事業地區に於ける平均値は全需用量割當一・一五熱位及普通需用量割當一・〇〇熱位なるに對し、戸數二萬戸を超える事業地區に於ては夫々一・一二熱位及一・四三熱位、又六大都市に在つては六・一六熱位及五・二三熱位となつて居る。尤も右は都市の大小別平均値であつて、小都會に在つても之等の値高く普通需用量の割當二・五熱位以上に及ぶものがあり、又之に反して著しく低く、甚だしきは〇・四熱位以下の處もある。之等の値は需用者普及率及一戸當り消費量の増加竝に工業用其他大量消費者の獲得に依つて向上せしめ得るものであつて、其の結果は投下資本の活動率を向上せしめ事業成績を良好ならしむる事となるのである。

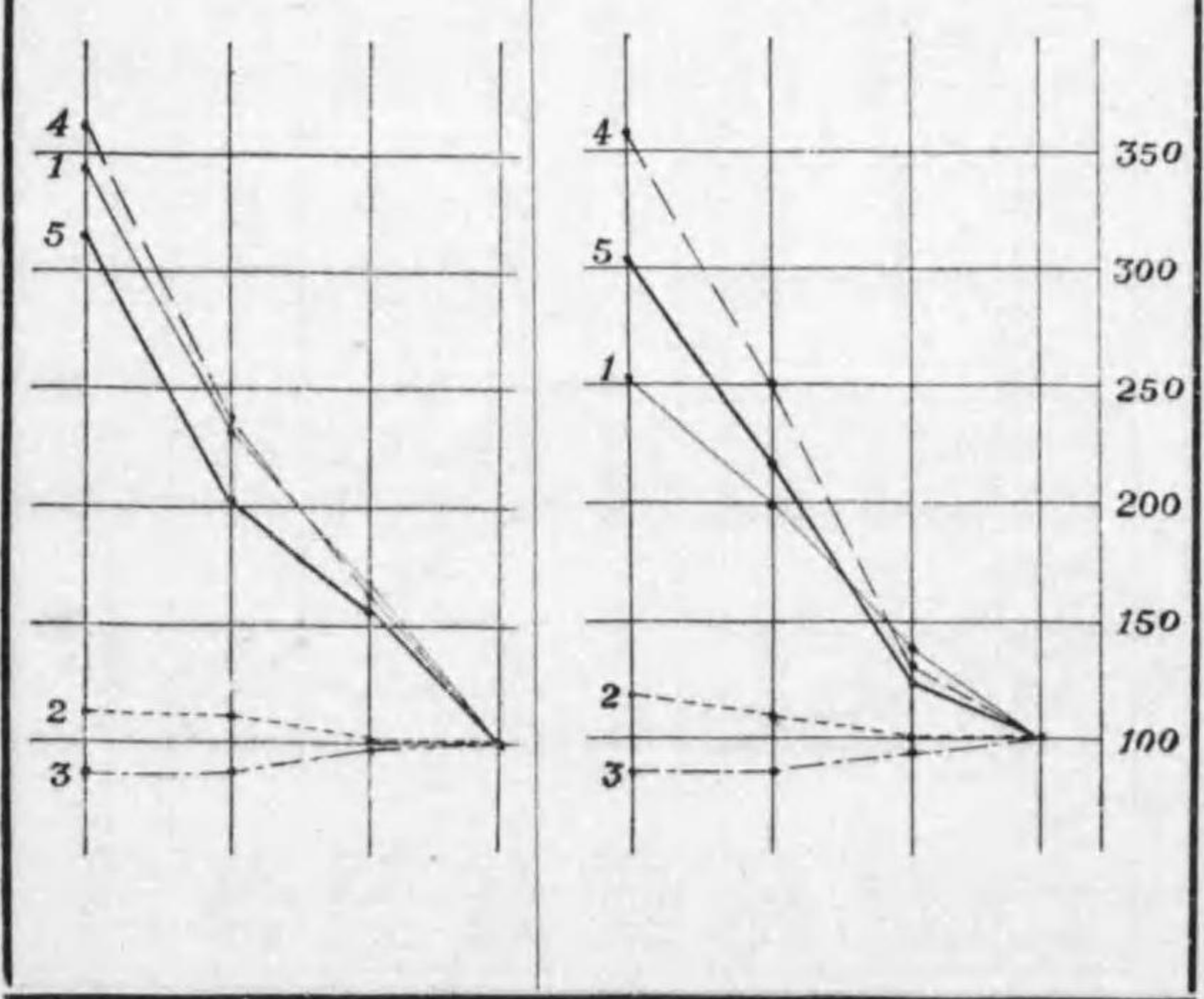
瓦斯販賣量の増加に就ては各事業地區の事情に依り一概に論ずる事は困難であるが、以上述べた結果より推論すれば瓦

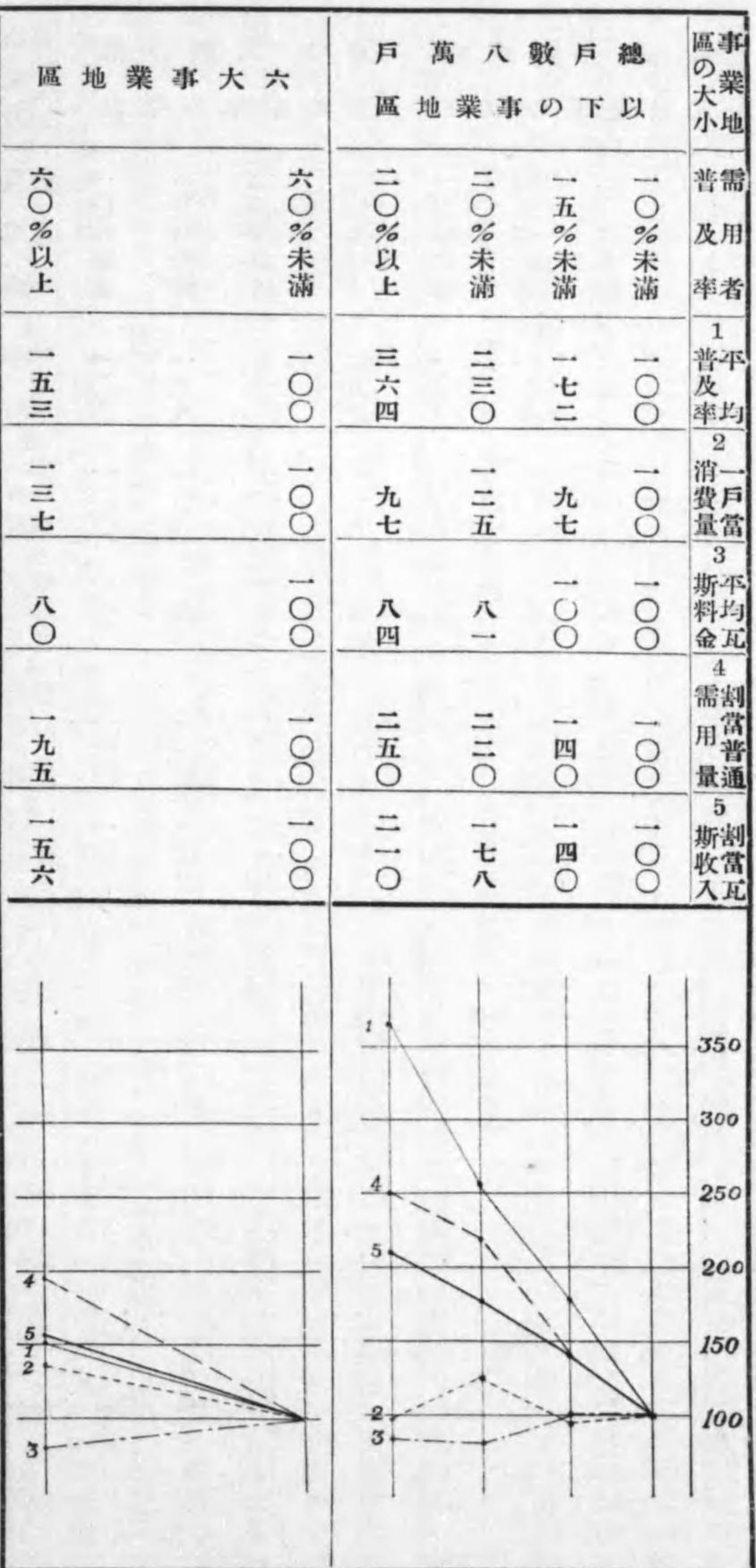
斯料金の如何が之に關する處極めて深きものがある。従て瓦斯事業者としては特に此の點に思慮を置き、他事業地區に於ける需給狀況を検討して自己の事業經營上に資する事は極めて大切な事と考へられる。

今比較に便ならしむる爲め事業地區の大小別に第三十四表記載の數値を指數にて表はせば凡そ次の如くとなる。

第三十五表

事業地區の大小					事業地區の大小					
需用者普及率					需用者普及率					
平均普及率					平均普及率					
一戸當り消費量					一戸當り消費量					
平均瓦斯料金					平均瓦斯料金					
割當普通需用量					割當普通需用量					
割當瓦斯收入					割當瓦斯收入					
總以下	總以下	總以下	總以下	總以下	總以下	總以下	總以下	總以下	總以下	總以下
一〇%未滿	一〇%未滿	一〇%未滿	一〇%未滿	一〇%未滿	一〇%未滿	一〇%未滿	一〇%未滿	一〇%未滿	一〇%未滿	一〇%未滿
一五%未滿	一五%未滿	一五%未滿	一五%未滿	一五%未滿	一五%未滿	一五%未滿	一五%未滿	一五%未滿	一五%未滿	一五%未滿
二〇%未滿	二〇%未滿	二〇%未滿	二〇%未滿	二〇%未滿	二〇%未滿	二〇%未滿	二〇%未滿	二〇%未滿	二〇%未滿	二〇%未滿
二〇%以上	二〇%以上	二〇%以上	二〇%以上	二〇%以上	二〇%以上	二〇%以上	二〇%以上	二〇%以上	二〇%以上	二〇%以上
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三	一三三
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三	九三
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇





(註) 本表は第三十四表記載の各数値を事業地区の大小別に指数にて表はし且之を圖示したもので、最下段の割當瓦斯収入(5)は事業地区内の總戸數に割當たる一戸當り瓦斯販賣収入額(特殊需用及大量消費の分を含まず)の比を示すものである。今總戸數八千戸以下の事業地区を例に採れば、需用者普及率二〇%以上のものは普及率一〇%未満のものに比し平均普及率に於て一五三%、一戸當り消費量に於て一九%大きく、一熱位當り瓦斯料金は一五%低く、其の結果として瓦斯販賣量に於て、二五五%、瓦斯販賣収入に於て二〇二%大となつて居る。

次に掲ぐるは一日平均五百熱位以上の瓦斯を供給する事業地区に於ける供給量及需用者一戸當り平均需用量に就き過去五箇年間の變遷を示したものである。

第三十六表

事業地区 (事業者名)	昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	供給量 立方米	一日平均 需用量 立方米	供給量 立方米	一日平均 需用量 立方米	供給量 立方米	一日平均 需用量 立方米	供給量 立方米	一日平均 需用量 立方米	供給量 立方米	一日平均 需用量 立方米
東京	九六、八九四	一、四八八	一〇五、一八五	一、四八八	九七、二九八	一、二九八	一〇五、二二	一、二二五	一〇〇、〇四三	一、二二七
大阪	三〇、八九五	一、四八八	二九、七三三	一、四八八	二九、六七五	一、四八八	三〇、九二六	一、四八八	三三、九〇六	一、四八八
神戸	一〇、七五二	一、四八八	一〇、九一八	一、四八八	一〇、五三三	一、四八八	一〇、九二〇	一、四八八	一一、七二五	一、四八八
京都	九、三七八	一、四八八	九、四一九	一、四八八	九、四三〇	一、四八八	九、九七〇	一、四八八	九、六三九	一、四八八
名古屋	九、五一九	一、四八八	八、八三〇	一、四八八	八、九二九	一、四八八	八、三〇〇	一、四八八	八、三六〇	一、四八八
横濱	三、七三七	一、四八八	三、七八八	一、四八八	三、七五〇	一、四八八	四、〇一〇	一、四八八	四、五五五	一、四八八
廣島	一、四八二	一、四八八	一、三七九	一、四八八	一、六三三	一、四八八	一、九四〇	一、四八八	二、三九四	一、四八八
瓦斯電軌	一、四八二	一、四八八	一、三七九	一、四八八	一、六三三	一、四八八	一、九四〇	一、四八八	二、三九四	一、四八八

本邦瓦斯事業の概観

事業地 (事業者名)	昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	供給量 立米	一日平均 需用量 立方米	供給量 立米	一日平均 需用量 立方米	供給量 立米	一日平均 需用量 立方米	供給量 立米	一日平均 需用量 立方米	供給量 立米	一日平均 需用量 立方米
福岡 (西部瓦斯)	一三,四〇四	〇・四六三	一四,一九三	〇・四八四	一五,三二九	〇・四九二	一六,一一〇	〇・五〇三	一五,六六六	〇・五〇九
北大 (浪速瓦斯)	一三,七二四	〇・五六〇	一三,五六七	〇・四八七	一三,二二九	〇・四七五	一四,〇八四	〇・四三八	一五,六六一	〇・四七二
長崎 (西部瓦斯)	九,九四二	〇・二二六	一〇,三三七	〇・二八八	一一,二二九	〇・三二六	一一,八二七	〇・三三二	一二,六二九	〇・三三五
岡山 (廣島瓦斯電軌)	一三,四七七	〇・四九七	一二,四九三	〇・三八一	一二,〇六〇	〇・三七五	一一,九九二	〇・三七九	一二,二九三	〇・三六四
廣島 (廣島瓦斯電軌)	一四,八八二	〇・三〇一	一四,〇二九	〇・九五一	一二,六三六	〇・八八二	一一,四四〇	〇・九二二	一二,九四九	〇・九五三
△堺	一〇,一九五	〇・三六五	九,八六一	〇・七二四	九,六八二	〇・七二四	九,三三〇	〇・七二七	九,八八九	〇・六九五
小倉 (九州瓦斯)	五,二五〇	〇・一八三	五,四七二	〇・四九二	六,三八〇	〇・五九一	七,九一〇	〇・七〇四	八,七三二	〇・七三九
△鶴見 (須賀)	四,四六四	〇・二七三	四,八六七	〇・六五四	五,七四七	〇・五三二	六,一八八	〇・四八五	七,二八	〇・五二五
横須賀 (關東瓦斯)	六,五五八	〇・一〇八	七,一四〇	〇・九六八	六,五三〇	〇・八四〇	七,三〇一	〇・九一一	八,一三三	〇・一〇〇五
熊本 (西部瓦斯)	六,一三八	〇・一四六	六,七七九	〇・一七六	六,九二二	〇・一七四	七,四二二	〇・二六二	七,四九九	〇・二七

本邦瓦斯事業の概観

事業地 (事業者名)	昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	供給量 立米	一日平均 需用量 立方米	供給量 立米	一日平均 需用量 立方米	供給量 立米	一日平均 需用量 立方米	供給量 立米	一日平均 需用量 立方米	供給量 立米	一日平均 需用量 立方米
△八幡 (九州瓦斯)	六,四三五	〇・九六四	六,五八四	〇・八二四	六,一一七	〇・七二二	五,八八六	〇・七八二	五,九〇四	〇・七三二
佐世保 (西部瓦斯)	六,〇三四	〇・五五五	六,一三九	〇・五〇四	六,五〇〇	〇・五二七	六,八六六	〇・五八四	六,九九〇	〇・六五〇
金澤 (市)	七,二五七	〇・七九二	七,一九一	〇・八四六	六,八五九	〇・七三二	六,三三八	〇・七一一	六,七七八	〇・七八二
門司 (九州瓦斯)	四,九五四	〇・四三三	五,一七七	〇・四三三	五,七八六	〇・四八二	六,四四八	〇・五三三	六,六六二	〇・五〇三
小樽 (北海道瓦斯)	五,二三五	〇・一三〇	五,一五四	一・〇八五	五,〇七七	一・〇五七	六,五二七	一・三五四	六,四三三	一・五〇〇
新潟 (市)	四,〇二九	〇・七八〇	四,一〇七	〇・七六二	四,〇一〇	〇・七三七	四,四二九	〇・八三二	五,六五八	一・〇九八
福井 (市)	四,二〇九	〇・九二七	四,二二六	〇・三六〇	四,五四六	〇・三六七	四,六五九	〇・三六六	四,九四四	〇・三六六
札幌 (北海道瓦斯)	三,九五八	〇・一〇二	四,〇九四	〇・九四五	四,一〇七	〇・九〇三	四,三三三	〇・九三四	四,四八三	〇・九三八
和歌山 (中央合同瓦斯)	四,八九三	〇・二八九	四,七六四	〇・七八四	四,七八五	〇・七八〇	四,五五二	〇・七七三	四,五三八	〇・七七三
姫路 (中央合同瓦斯)	四,二七一	〇・九二七	三,八七二	〇・七二一	三,五六二	〇・七〇九	三,六五五	〇・七七五	三,九九二	〇・八五八
下関	四,二三四	〇・八七五	四,〇四五	〇・二九七	三,八八五	〇・二九六	三,七七四	〇・三一九	四,一一〇	一・〇〇〇
函館 (北海道瓦斯)	四,六二三	〇・九七四	四,一三六	〇・八二三	四,〇四〇	〇・七九三	三,九九二	〇・七八〇	三,四八三	〇・七五四

本邦瓦斯事業の概観

事業地区 (事業者名)	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	供給量 立方米	供給量 立方米	供給量 立方米	供給量 立方米	供給量 立方米
鹿兒島 (日本水電)	一、八六七	一、八二五	二、一三八	三、三五四	三、七〇五
奈良	四、七八八	四、三六三	三、八八四	三、五五六	三、四〇〇
仙臺	三、三六二	三、四一四	三、一九五	三、三〇六	三、二七七
濱松	三、八三三	三、六三〇	三、二八〇	三、一四三	三、一六四
△大牟田	二、五〇八	二、三三八	二、一六五	二、〇五四	二、〇三三
甲府 (甲府電力)	五、一一八	四、四一七	三、七〇〇	三、九四四	二、八二三
岸和田 (泉州瓦斯)	三、三九一	二、六一一	二、六三三	二、七五〇	二、九二三
戸畑 (九州瓦斯)	一、七三〇	二、〇四三	二、二二八	二、四五一	二、五三三
×柏崎	一、四三四	一、三五〇	一、五二二	一、三〇七	一、五二六
岐阜	二、五八一	二、六一七	二、九七六	二、七八二	二、七二〇
常需用量 立方米	〇・九六二	〇・九四三	〇・九六六	〇・九三二	〇・九三七
一日平均 供給量 立方米	〇・二六七	〇・二七七	〇・三二六	〇・三二六	〇・三二七

本邦瓦斯事業の概観

事業地区 (事業者名)	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年
	供給量 立方米	供給量 立方米	供給量 立方米	供給量 立方米	供給量 立方米
長岡	二、四八一	二、四八九	二、三六六	二、五四二	二、七六一
*諏訪	三、九九九	三、一九三	二、三六六	二、二一九	二、三六二
豊橋	三、七〇一	三、三〇〇	二、九七七	二、五七七	二、四九七
若松 (九州瓦斯)	二、二二七	二、一九〇	二、四八四	二、五〇二	二、三六九
×加茂 (三條瓦斯)	—	六四四	一、〇〇六	一、二〇五	一、一三六
今治	三、四二一	二、四五四	二、五九七	二、七〇八	二、五四六
一宮 (東邦瓦斯)	一、五四〇	一、四四九	一、五七三	一、七〇三	一、七五七
松山	二、四〇一	二、四五六	二、三三二	二、二七六	二、四三三
高山	一、〇九九	一、一九六	一、四四九	一、六〇六	一、八七九
富山 (日本海電)	二、一〇〇	二、〇〇九	一、七一〇	一、九一一	二、〇三六
徳島 (合同電氣)	一、九七〇	二、一三九	二、三〇三	二、二二〇	二、一四三
宇都宮	二、七三六	二、四〇二	二、〇三三	一、八八一	一、九七五
津 (合同瓦斯)	一、八八六	一、八一八	一、七二七	一、七七一	一、七七一
常需用量 立方米	〇・九六二	〇・九四三	〇・九六六	〇・九三二	〇・九三七
一日平均 供給量 立方米	〇・二六七	〇・二七七	〇・三二六	〇・三二六	〇・三二七

事業地 区 (事業者名)	昭和五年		昭和六年		昭和七年		昭和八年		昭和九年	
	供給量 立 方 米	一日平均 需用量 熱 位	供給量 立 方 米	一日平均 需用量 熱 位	供給量 立 方 米	一日平均 需用量 熱 位	供給量 立 方 米	一日平均 需用量 熱 位	供給量 立 方 米	一日平均 需用量 熱 位
静岡	1,837	0.855	1,713	0.794	1,759	0.808	1,822	0.857	1,909	0.911
尾道 (廣島瓦斯電軌)	2,005	0.935	2,038	0.935	1,855	0.870	1,658	0.803	1,779	0.863
明石 (中央合同瓦斯)	1,013	1.011	1,944	0.985	1,523	0.783	1,524	0.824	1,663	0.875
四日市 (合同瓦斯)	1,639	0.716	1,863	0.852	1,667	0.831	1,932	0.856	1,639	0.903
市川 (葛飾瓦斯)	1,460	0.822	1,739	0.777	1,620	0.687	1,590	0.679	1,677	0.700
鳥取	1,910	0.936	1,947	0.964	1,450	1.037	1,422	1.048	1,535	1.065
千葉	1,942	1.535	1,651	1.321	1,658	0.830	1,569	1.277	1,471	1.194

(註) 一、事業地は供給地内の主たる市又は町名を示すもので、事業者名の記載なきものは事業地と同一名のものである。
 二、事業地配列の順序は昭和九年度に於ける供給瓦斯熱量の大小の順に依る。
 三、△印は購入石炭瓦斯、×印は天然瓦斯、*印は天然瓦斯と石炭瓦斯との混合瓦斯を供給する地区である。
 四、一日一戸當り需用量欄中右行の数値は一日平均需用量を容量(立方メートル)にて表はし、左行の数値は熱量(熱位)にて表はしたものである。

十一、瓦斯製造量及勘定外瓦斯量

昭和九年度に於て瓦斯事業者の製造した瓦斯量は七五二、六五二立方メートルで、其の内訳は石炭瓦斯七一六、四八八立方メートル、混成瓦斯二六、七八五立方メートル及水性瓦斯九、三七九立方メートルである。此の外天然瓦斯五、九八三立方メートル及瓦斯事業者以外から購入した瓦斯四五、〇八九立方メートルがあるから、以上合計八〇三、七二五立方メートルに達し之を總熱量を以て表はせば三二七、一四七千熱位となる。之を前年度と比較すれば總熱量に於て三七、一〇三立方メートル即ち四・八%増で、其の内訳は石炭瓦斯五二、二二七立方メートル増、混成瓦斯三、六七二立方メートル減、水性瓦斯一四、六二八立方メートル減、天然瓦斯二三立方メートル増、購入瓦斯三、一五三立方メートル増となつて居り、混成及水性瓦斯の製造量が著しく減少を示して居るが、之はコークスの需要旺盛な爲め成可く之等低熱瓦斯の製造を差控へた結果と認められる。

而して昭和九年度に於ける販賣瓦斯量は七三七、八九五立方メートルであつて、前記の製造量及購入量合計八〇三、七二五立方メートルとの差六五、八三〇立方メートルは自家消費及勘定外瓦斯の合計量である。其の中純勘定外瓦斯量は六一、七〇〇立方メートルで製造及購入總量の七・七%に相當する。勘定外瓦斯の生ずる原因の主なるものは温度の變化に基く瓦斯容積の收縮、瓦斯溜、導管、瓦斯メートル等よりの漏洩、製造所に於ける基メートル及需用者取付瓦斯メートルの指針の誤差、並に其の検針日時の相違等であつて、今全國瓦斯事業者の製造及購入量、販賣量並に自家消費及勘定外瓦斯量の總計數を掲ぐれば次に示す通りである。

第三十七表

本邦瓦斯事業の概観

年次	製造及購入瓦斯量 (日平均)		販賣瓦斯量 (日平均)		自家消費及勘定外瓦斯量 (日平均)		同上の製造及購入量に對する割合
	昭和五年	昭和六年	昭和五年	昭和六年	昭和五年	昭和六年	
昭和五年	二、〇七一、〇〇〇 ^{立方米}	二、〇七六、〇〇〇 ^{立方米}	一、九二六、〇〇〇 ^{立方米}	一、九二六、〇〇〇 ^{立方米}	一四五、〇〇〇 ^{立方米}	一四五、〇〇〇 ^{立方米}	七・〇%
同 六年	二、一九六、〇〇〇	二、一九六、〇〇〇	二、〇一〇、〇〇〇	二、〇一〇、〇〇〇	一八六、〇〇〇	一八六、〇〇〇	八・四
同 七年	二、一〇八、〇〇〇	二、一〇八、〇〇〇	一、九二四、〇〇〇	一、九二四、〇〇〇	一八四、〇〇〇	一八四、〇〇〇	八・七
同 八年	二、〇九九、〇〇〇	二、〇九九、〇〇〇	一、九一四、〇〇〇	一、九一四、〇〇〇	一八五、〇〇〇	一八五、〇〇〇	八・八
同 九年	二、二〇一、〇〇〇	二、二〇一、〇〇〇	二、〇二一、〇〇〇	二、〇二一、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	八・二

(註) 本表の數字は開業後一箇年未滿のものを含まず。

即ち總計的に見た場合の自家消費及勘定外瓦斯量の製造及購入量に對する割合は八・二%で前年度よりも〇・六%減となつて居るが、瓦斯事業者個々に付勘定外瓦斯量割合を見る時は次表に示すが如く甚だしい懸隔があつて、少きものは五%以下であるが多きものは二〇%以上にも及んで居り、大體に於て五乃至一五%の間に在るものが多いのである。

第三十八表

勘定外瓦斯量割合	事業地			
	昭和六年	同 七年	同 八年	同 九年
五%未滿	二九	二五	二五	二三
五%以上一〇%未滿	四〇	四三	三九	四一

(註) 平均率は各事業地區に於ける勘定外瓦斯量割合を算術平均したものである。
右に依れば勘定外瓦斯量割合一〇%以上のもの六十八で全事業地區數の半ば以上に當り、殊に近年は瓦斯事業者數の増加に伴ひ勘定外瓦斯量割合の大なるものが増加して來た事が認められるのであつて、此の點は事業者として特に戒心を要する處である。次に掲ぐるは勘定外瓦斯量割合の大小別事業地區を示すものである。

第三十九表

勘定外瓦斯量割合	事業地區(事業者名)
一〇%以上一五%未滿	鶴見、小田原、柏崎、伊東、名古屋(東邦瓦斯)、一宮(同上)、半田(同上)、岐阜、津(合同瓦斯)、
一五%以上二〇%未滿	四日市(同上)、宇治山田(同上)、松阪(合同電氣)、松江(市營)、福岡(西部瓦斯)、長崎(同上)、
二〇%以上	佐世保(同上)、熊本(同上)、小倉(九州瓦斯)、門司(同上)、若松(同上)、八幡(同上)、鳥原(同上)、宮崎
平均率	九・八%
平均率	九・九%
平均率	一〇・五%
平均率	一一・〇%

勘定外瓦斯量割合	事業地	事業者名
五%以上一〇%未満	札幌(北海道瓦斯)、小樽(同上)、山形、福島(福島電燈)、大宮、浦和(埼玉瓦斯)、熊谷(同上)、市川(葛飾)、東京、藤澤(湘南瓦斯)、高田(市營)、三條、新發田、富山(日本海電氣)、小松、長野、上田、諏訪、清水、熱海、犬山、長濱、彦根、桑名、京都、大阪、岸和田(泉州瓦斯)、堺、神戸、尼崎、姫路(中央合同瓦斯)、加古川(播磨)、岡山、倉敷、福山、徳山、宇部(市營)、鳥取、今治、高知、戸畑(九州瓦斯)	
一〇%以上一五%未満	盛岡、鹽釜、土浦(茨城瓦斯)、高崎(關東瓦斯)、桐生、川越(武州瓦斯)、銚子、横濱(市營)、横須賀(關東瓦斯)、新潟、長岡、新津、五泉(中蒲瓦斯)、高岡、金澤(市營)、福井(市營)、松本、静岡、沼津(静岡瓦斯)、岡崎、上野、北大阪(浪速瓦斯)、明石(中央合同瓦斯)、和歌山、吳(廣島瓦斯電軌)、山口、下關、防府(下關瓦斯)、米子、高松(四國水力電氣)、丸龜(同上)、坂出、徳島(合同電氣)、松山、久留米(市營)、別府、大分(別府瓦斯)、鹿児島(日本水電)	
一五%以上二〇%未満	函館(北海道瓦斯)、秋田(大日本電力)、足利、前橋(關東瓦斯)、浦賀、平塚(相模瓦斯)、濱松、中泉(濱松瓦斯)、豊橋、大垣(大垣瓦斯電氣)、奈良、洲本、海南、津山、玉島(津山瓦斯)、廣島(廣島瓦斯電軌)、尾道(同上)、宇和島、大牟田	

二〇%以上二五%未満	鶴岡、仙臺、郡山(東部電力)、宇都宮、千葉、八王子、加茂(三條瓦斯)、甲府(甲府電力)
二五%以上	平(東部電力)、水戸(茨城瓦斯)、館林

(註) 本表に於ては開業後一箇年未満のものを含まず。

十二、瓦斯製造原料

石炭瓦斯製造の主原料は石炭であつて、瓦斯の得率が多く而も適當な硬度のコークスを得る爲めには瓦斯製造用石炭は揮發分多く且粘結性である事が必要である。本邦中部以北の瓦斯製造所に於ては主として北海道炭を、中部以南に於ては主に九州炭を使用する。之等石炭は大部分粉炭であつて、唯直立式レトルト窯及完全瓦斯化装置に對しては一部切込炭が用ひられる。昭和九年度に於て全國瓦斯事業者の使用した原料石炭の數量は一、四六一、〇〇〇噸であつて、前年度に比し六〇、〇〇〇噸の増加である。今之等石炭の銘柄別數量を示せば次の通りである。

第四十表

銘柄	柄	數	量	銘柄	柄	數	量
大	夕	張	二二六、七〇〇 ^噸	新	夕	張	三四七、六〇〇 ^噸
大	夕	張	一五七、〇〇〇	歌	志	内	二九、六〇〇
				滿	の	浦	七三、一〇〇 ^噸
							七〇、二〇〇

本邦瓦斯事業の概観

嘉穂	二六、五〇〇 <small>噸</small>	吉	一二、〇〇〇 <small>噸</small>	中	一二、八〇〇 <small>噸</small>
平山	六、三〇〇	松	四五、七〇〇	共	三九七、二〇〇
尾	三一、五〇〇	崎	二五、一〇〇	計	一、四六一、〇〇〇
		戸		他	
		島		里	
		限			

瓦斯製造用石炭の有する揮發分の多少は瓦斯の産氣量に關係する爲め重要視せらるゝ處であるが、今最近數年間に於ける石炭一噸當り平均産氣量を示せば凡そ左の通りである。

第四十一表

項目	昭和五年	同 六年	同 七年	同 八年	同 九年
石炭消費量(噸)	一、三〇九、六〇〇	一、三二五、一〇〇	一、二八一、五〇〇	一、四〇二、〇〇〇	一、四六一、〇〇〇
瓦斯製造量(千立方米)	六二五、八四六	六六三、五八四	六五三、一〇四	六九四、七一九	七四三、二七三
石炭一噸當り平均産氣量(立方米)	四七八	五〇一	五〇九	四九六	五〇八

(註) 一、石炭一噸當り産氣量は純石炭瓦斯と混成瓦斯とを合せた産氣量を示すもので水性瓦斯を含まぬものである。
二、開業後一箇年末滿のものに就ては本表の數字より之を除外した。

以上の數値は石炭一噸より發生した瓦斯の容積を示すものであるが、發生瓦斯の容積は其の發熱量の如何に依つて著しい相違があり、且各事業者の供給する瓦斯の發熱量は夫々異なつて居るから、之を總體的に比較する場合には石炭一噸か

ら發生した瓦斯の總熱量即ち産氣熱量を探つて考へるのが妥當である。今水性瓦斯及完全瓦斯化瓦斯を除いた一般石炭瓦斯に就て昭和九年度に於ける平均産氣熱量を求むれば石炭一噸當り二〇四熱位(平均産氣量五〇〇立方米、平均發熱量四、一〇八瓩カロリー)であつて、之を個々の事業者に就て見れば一八〇乃至二二〇熱位の間に在るものが最も多い。勿論此の數値は標準状態に於ける乾燥せる瓦斯の發熱量を探つて算出したものであるから、常溫を標準とすれば之より約一割方は低くなるものと思はれる。以上の産氣熱量は之を諸外國の例に比して幾分高い感があるが、之は製造方法の相違の外に主として本邦産の瓦斯用石炭の揮發分が諸外國のものに比して多い爲めではないかと思はれる。産氣熱量は發生裝置の型式、其の操作方法、石炭の種類等の相違に依つて異なる事勿論であるが、地方の小事業者の中には産氣熱量低く、一五〇熱位以下のものも見受けられる。之等は瓦斯製造設備又は製造作業上に缺陷があるものと考へられるのであつて、斯くの如きものは速かに適當な改善策を講ずる事が必要である。尤も近時小規模の製造所に於て行はれて居る半成コークスを製造して炙坩燃料に使用するが如き方法に依る時は、瓦斯の發生量に著しい相違を來すものであるから産氣熱量を比較する場合には之等の諸點に注意しなければならない。

石炭以外の原料としては水性瓦斯及混成瓦斯製造用コークスがあるが、最近コークスの需要が急激に増加した爲め之等低熱瓦斯の製造は成可く手控へられた傾向があり、従てコークスの使用量は毎年減少を示し昭和九年度の使用量は八、八七〇噸であつて、前年度に比し六、八八〇噸を減じて居る。

十三、瓦斯製造副生物

石炭瓦斯の製造に際して生ずる副生物中主なるものはコークス及コールタールで、之に次では硫酸アムモニアである。

今最近數年間に於ける之等副生物の産出量及其の原料石炭に對する産出割合を掲ぐれば次の如くである。

第四十二表

副生物の種類	昭和五年		同 六年		同 七年		同 八年		同 九年	
	産出量(噸)	産出割合	産出量(噸)	産出割合	産出量(噸)	産出割合	産出量(噸)	産出割合	産出量(噸)	産出割合
コークス	五八三、八三三	四四・六%	六六〇、八九六	四九・八%	六五八、九七六	五一・四%	七二六、八六七	五一・九%	七五五、〇五〇	五一・七%
タール	六二、七八二	四七・九	七二、〇四〇	五四・三	六五、九〇七	五一・四	七三、九三七	五二・八	七五、五〇五	五二・六
硫酸アムモニア	七、八五〇	七、八五〇	九、〇二五	九、〇二五	九、一八一	九、一八一	一〇、五七八	一〇、五七八	一一、四六三	一一、四六三

(註) 一、本表に於ける數値は開業後一箇年未滿のもの、産出量を含みぬ値である。

二、コークス産出量は炙坩燃料として使用された分を除いた純産量を示すものである。

三、コークス及タール産出割合は石炭瓦斯及混成瓦斯の製造に使用した總石炭量に對して算定した値である。

即ち昭和九年度に於けるコークスの純産量(炙坩燃料に使用した分を除く)は七五五、〇〇〇噸で、其の石炭一噸當りの得率は五一・七%となつて居り、數年前に比して得率の増加を來して居る。之は最近コークスの需要が増加したに對し此の需要に應ずる爲め製造方法を變更し、或は從來炙坩燃料として使用したコークスを石炭其他の燃料を以て代用する等の方法に依つてコークスの増産を圖つた結果と認められる。右純産量の中四一五、〇〇〇噸が瓦斯コークス、三四〇、〇〇〇噸が冶金コークスであつて、冶金コークスは近時鐵工業の繁忙に伴れて需要旺盛な爲め漸次生産増加の趨勢に在る。

次に掲ぐるは瓦斯製造所に於て昭和九年度内に産出せるコークスの府縣別數量を示すものである。

第四十三表

府 縣	數 量	府 縣	數 量	府 縣	數 量	府 縣	數 量
北海道	八、四七九	千葉県	一、三六八	廣 島	二一、〇六四		
岩 手	二七一	神奈川県	八、二一七	山 口	二、六八四		
秋 田	二二八	東京都	一、五三三	鳥 取	七七九		
山 形	五八四	新潟県	一七三、八四六	香 川	八八四		
宮 城	一、四九六	富 山	三、五二六	德 島	六八三		
福 島	六一六	石 川	七六〇	愛 媛	二、八四〇		
茨 城	三七二	福 井	二、五七七	兵 庫	四四、〇六一		
栃 木	一、三七〇	長 野	一、五五三	京 都	三二、一一九		
群 馬	一、二一一	山 梨	八三〇	和 歌 山	一、五二一		
埼 玉	一、三五五	静 岡	一、二四四	長 崎	一、五八九		
		愛 媛	三、〇〇九	廣 島	六、〇三六		

府 縣	數 量	府 縣	數 量	府 縣	數 量
熊 本	二、六三五 ^噸	宮 崎	四七三 ^噸	計	四一五、〇〇三 ^噸
大 分	九一七	鹿 兒 島	一、二二三	* 計	三四〇、三〇八

(註) 一、コークス産出量は炙坩燃料用を差引いた純産量を示すものである。

二、*印は冶金コークスを示すものである。

元來石炭瓦斯製造に於けるコークスの得率は使用せる石炭の六五%前後を普通とし、其の昭和九年度の實績は六六・六%であるから、コークスの純産率を五一・七%とせば大約一五%が炙坩燃料に消費された譯で、此の外〇・八%に相當する石炭が炙坩燃料に使用されて居る。以上は總體的に見た場合であるが、個々の事業者に就て見れば其の炙坩燃料消費割合には可成りの差があり、尠きは二〇%以下であるが普通二〇乃至三〇%の間にあるものが多く、三〇%以上のものも亦尠くない。尤も炙坩燃料は發生爐の型式、構造並に作業の方法に依つて其の消費量に相違を來すものであるが、原料石炭に對する消費割合は發生爐の大きさに比して瓦斯製造量が之に伴はざる場合には著しく増加を示す結果となるのである。殊に小規模の事業者に於ては之が爲め受くる影響大であるから、瓦斯供給量より見て適當な規模の發生爐を持つ事が必要である。

コークタールの産出量は總計七五、五〇〇^噸で、使用石炭一噸當り五二・六立の産出割合となつて居る。コークタールの處分に就いては瓦斯事業者自ら其の分留處理を行つて居るもの尠く、僅かに東京瓦斯會社一者あるのみである。

硫酸アムモニアは瓦斯中のアムモニアを硫酸を以て固定して得らるゝもので、此の設備を有する瓦斯製造所は十箇所あつて何れも大工場に屬し、其他瓦斯液より硫酸アムモニアを採取する設備を持つものが數箇所ある。又瓦斯中に含有するベンゾールを回収する装置を設けて居るものが二箇所あつて、其の昭和九年度の生産量は約九〇〇^噸である。

十四、瓦斯製造所及製造能力

瓦斯製造所は一事業地區に於て一箇所を有するもの多く、二以上の製造所を有するものは東京、大阪、京都の如き大都市に限られて居る。東京、大阪の如き廣大な區域に瓦斯を供給するには、供給の圓滑を期する爲め分散して製造所を設くる事が従前は便利と考へられて居たが、近時は供給所を分設して製造所より高壓にて瓦斯を輸送する方式が多く採用される傾向になつて來た。

現在最大の製造能力を有する瓦斯製造所は東京瓦斯會社千住製造所(能力四二三、〇〇〇^{立方}米)で、之に次では同社の大森製造所(能力二五四、〇〇〇^{立方}米)、大阪瓦斯の岩崎製造所(能力二五三、七〇〇^{立方}米)、東京瓦斯の鶴見製造所(能力二四九、〇〇〇^{立方}米)、大阪瓦斯の舍密工場(能力一七〇、五〇〇^{立方}米)、神戸瓦斯の西製造所(能力一六九、九〇〇^{立方}米)等が大規模製造所である。其の小なるものに至つては一日の製造能力七、八百^{立方}米に過ぎぬものもある。

瓦斯製造所の製造能力は供給區域内に於ける需用量の増加に伴つて増加するもので、次表は此の増加の趨勢を表はす爲め昭和元年以降の全國瓦斯製造所に就き、其の製造能力別區分を年次別に示したものである。

第四十四表

本邦瓦斯事業の概観

計	一日製造能力									
	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	
一、〇〇〇立方米未滿	六	七	一〇	八	一二	一四	二〇	一九	一八	
二、〇〇〇立方米未滿	二四	二五	二六	三二	三六	三七	三七	三九	三九	
三、〇〇〇立方米未滿	一七	一七	二一	一九	二〇	一九	一九	二〇	二四	
五、〇〇〇立方米未滿	九	一二	一一	一四	一四	一六	一六	一四	一二	
一〇、〇〇〇立方米未滿	一九	一五	一五	一五	一五	一四	一四	一六	一六	
三〇、〇〇〇立方米未滿	九	九	九	八	八	八	八	八	八	
五〇、〇〇〇立方米未滿	〇	〇	〇	一	一	〇	一	一	一	
一〇〇、〇〇〇立方米未滿	二	四	二	二	二	三	三	三	三	
一〇〇、〇〇〇立方米以上	七	七	九	一〇	一〇	一〇	九	九	一〇	
計	九三	九六	一〇三	一〇九	一一八	一二一	一二七	一二九	一三一	

瓦斯製造所の能力は瓦斯の發生能力と精製能力の二者の中其の小なるものに依つて限定されるのであるが、大體に於て精製能力が發生能力に比して餘裕あるものゝ方が多い。元來之等の能力は装置の型式、構造、大さ等に依つて異なるのみならず、更に使用石炭の種類、操作方法の如何に依つても相違を來すものであつて、現在瓦斯事業者が其の製造所に就て定めて居る製造能力は、其の事業者の從來に於ける實績を基礎として決定されたもので特に一定の基準に據つたものでは

ない。従て現在では装置の型式構造が同様であつて其の能力を異にして居るものがある。此の點に就ては適當な能力算定の標準を定める事が極めて必要と考へられるので、帝國瓦斯協會技術部會に於ては先年來研究の結果、我國に於て最も多く採用されて居る水平式瓦斯發生爐の發生能力を算定する一般標準を決定して最近之を發表するに至つたが、更に引續き乾式脫硫器の精製能力を算定すべき一般標準に就ても目下調査研究中であるから、之等基準が決定された曉には現在の製造能力も合理的に訂正更改せらるゝ事と思はれる。

瓦斯製造所の製造能力は其の平均製造量に對して幾分の餘裕を必要とするものであつて、其の程度は幾何を適當とするかは其の事業地區に於ける需用の狀況に依つて夫々事情を異にし、且瓦斯溜容量の大小は最大需用時に於ける供給に對して直接關係を及ぼす爲め、以上の製造能力餘裕量に就て一定の標準を定める事は困難であるが、今試みに昭和九年度の實績に就き各製造所の製造能力と其の平均製造量との對比を製造能力の大小別に算定すれば、次表に示すが如く餘裕能力は大體に於て製造能力の一割五分以上を必要とするものゝ如くである。

第四十五表

項目	製造所の能力(一日)									
	千五百立方米未滿	三千立方米未滿	六千立方米未滿	一萬五千立方米未滿	三萬立方米未滿	三萬以上				
製造所數	四一	三七	一五	一四	八	一三				
平均製造能力(立方米)	一、〇八七	二、一四二	四、三五〇	七、三〇八	一七、六一三	一六四、七五二				

本邦瓦斯事業の概観

一一六

平均製造量 (立方米)	六七一	一、三二六	二、九〇〇	五、三九八	一三、三三七	一三四、九一五
餘裕能力の割合	三八・三%	三八・一%	三三・三%	二六・一%	二四・三%	一八・一%

(註) 本表は瓦斯製造所を其の製造能力の大小別に分類し、各階級別平均製造量に對する餘裕能力を表はしたものである。尚上表に依れば製造能力小なるもの程餘裕能力の割合大きく、更に之を數年間の數字に付調査するに規模大なるものは其の餘裕能力の割合常に低く、時に一時的に増加を見る事あるも漸年減少するに對し、規模小なるものは餘裕割合大なるに拘らず之が低下を見る事なく略同じ割合を示して居る事を知るのであつて、之は地方小瓦斯事業の進展遅々たる事を裏書するものである。

瓦斯事業者の中には自ら瓦斯の製造を爲さずして他より瓦斯を買入れ、又は製造所を有するも不足分或は天然瓦斯の如き特種瓦斯を購入して之を供給するものがある。今之等のものに就き其の事業地區、購入先、一日平均購入量(昭和九年度)を示せば次に掲ぐる通りである。

第四十六表

瓦斯事業者	瓦斯購入先	事業地區	瓦斯の種類	一日平均瓦斯購入量 <small>(立方米)</small>
△東京瓦斯株式會社	京濱コークス株式會社	東京市	石炭瓦斯	一一四、九四六
鶴見瓦斯株式會社	東京瓦斯株式會社	横濱市内鶴見區	同	七、二三九

埼玉瓦斯株式會社	大宮瓦斯株式會社	浦和市	同	一、二九三
堺瓦斯株式會社	大阪瓦斯株式會社	堺市	同	一〇、七五四
九州瓦斯株式會社	日本製鐵株式會社八幡製鐵所	八幡市	同	六、〇九九
大牟田瓦斯株式會社	三井鐵山株式會社三池染料工業所	大牟田市	同	二、四八七
柏崎瓦斯株式會社	日本石油株式會社	柏崎町	天然瓦斯	一、五九三
△長岡天然瓦斯株式會社	同	長岡市	同	三、四四一
△三條瓦斯株式會社	同	三條市、加茂町	同	一、六〇一
△新潟瓦斯株式會社	同	新潟市	同	一、三九三
新津天然瓦斯株式會社	同	新津町	同	九四八
中蒲瓦斯株式會社	同	五泉町	同	五八三

(註) △印は供給瓦斯の一部を買入るゝもので、(特)は特殊工業用に供給せる瓦斯量を示すものである。

右の中瓦斯事業者から瓦斯を購入して居るものは鶴見瓦斯、堺瓦斯及埼玉瓦斯の三者であつて、他は瓦斯事業者以外のものより餘剰瓦斯又は天然瓦斯を購入するものである。瓦斯事業者が他の瓦斯事業者に瓦斯を供給する事は其の製造所の餘裕能力を利用し得る爲め、資本の二重投下を防ぎ瓦斯の製造原價を低下せしめ得る點に於て意義ある事と考へられるのであつて、瓦斯事業者としては此の方面に就ても思慮を廻らすべき必要がある。

天然瓦斯を供給する事業者は新潟縣に多く其の數六者を算し、他は長野縣及千葉縣に夫々一者(諏訪天然瓦斯、千葉天

然瓦斯)がある。之等天然瓦斯は何れもメタンを主成分とするものであつて、其中新潟縣に於けるものは石油井より噴出する天然瓦斯で、日本石油會社の供給する分は之より揮發油を採取したる後各瓦斯事業者に送られるものである。天然瓦斯は其の發熱量相當高く且比較的低廉な料金率を以て供給し得る爲め、一般家庭用以外に工業用燃料として多量に使用せられて居り、中には一般用に對して石炭瓦斯を供給する外に、特殊工業用として天然瓦斯を供給する事業者も二三ある(長岡天然瓦斯、三條瓦斯、新潟瓦斯)。

十五、瓦斯工作物

(イ) 瓦斯發生装置 本邦の瓦斯製造所に於ける瓦斯發生爐の中最も多いのは水平式レトルト窯で、小規模の工場では有底水平式、大工場では貫通水平式が普通用ひられて居る。作業上に於ては貫通水平式が有利であるが、裝排炭に特別の機械設備を要する爲め小工場で採用する事が困難である。然し最近では中規模の製造所に於て長さ四・八米前後の貫通水平式を採用する向が多くなつて來た。此の外大工場では直立式レトルト窯を設備して居る所があり、又冶金コークスを製出する目的の爲め骸炭爐を備へてゐる所も尠くない。更に大製造所に於ては豫備發生装置として、或は石炭瓦斯の稀釋及コークス處理の爲めの装置として水性瓦斯發生爐を設備して居る所が多く、又コークスの生産を調節する一方法として完全瓦斯化装置を有するものもある。骸炭爐は近時冶金コークスの需用頓に増加した爲め増設の計畫を樹つるもの多く、昭和九年度に於て増設の許可を受けた室式窯は東京瓦斯會社の一日の能力一〇四爐、大阪瓦斯會社の三三五爐及廣島瓦斯電軌會社の四八爐がある。

今昭和十年十一月末に於て全國瓦斯製造所に現存する瓦斯發生爐の發生能力を其の種類別に示せば次の通りである。

第四十七表

發生爐の種類	窯	數	レトルト數	發生能力(一日)
水平式レトルト窯 (有底)		二八四基	一、九七八本	三四六、八八三
水平式レトルト窯 (貫通)		一七五基	一、五〇二本	一、九、五九六
直立式レトルト窯		二九基	七、一〇六本	六、五九、二〇六
室式窯		一七聯	二、三九本	三、六、八五〇
水性瓦斯發生爐		三一基	四〇〇室	三、八三、五九〇
完全瓦斯化装置		二〇基		七、六五、二六四
低温乾燥備装置		一基		五、一三、五四六
				三、八一、三三四
				二、八三、三二〇
				二、二〇〇

(註) *印は休止中のものを示す。

更に水平式レトルト窯以外の瓦斯發生装置に就き製造所別に其の型式、窯數及能力を掲ぐれば左の如くである。

第四十八表

發生爐の種類	事業者名(工場名)	發生爐の型式	窯數(レトルト數)	發生能力(一日)
直立式レトルト窯	東京瓦斯(千住、芝)	グローバー・ウェスト式	二一基(一六〇本)	一六一、〇〇〇 ^{立方米}
	東京瓦斯(千住)	ウッダール・ダックカム式	二基(四四本)	一九八、〇〇〇

發生爐の種類	事業者名(工場名)	發生爐の型式	窯數(レトルト數)	發生能力(一日)	
室式窯	東邦瓦斯(名古屋)	クレンネ式	七基(三五本)	二四、五九〇 ^{立方米}	
	東京瓦斯(大森、砂町、鶴見)	コッパース式	八聯(二一〇室)	四八五、〇〇〇	
	大阪瓦斯(岩崎)	コッパース式	二聯(五六室)	一一三、二六〇	
	大阪瓦斯(舍密)	ソルベー式	二聯(五二室)	三八、五〇〇	
	大阪瓦斯(舍密)	ヒエット式	一聯(二〇室)	八五、〇〇〇	
	東邦瓦斯(名古屋)	岡本式	一聯(二四室)	一二、三〇〇	
	廣島瓦斯電軌(阿賀)	黒田式	二聯(二二室)	二七、六〇〇	
	北海道瓦斯(鹽谷)	ソルベー式	一聯(一六室)	三、六〇〇	
	水性瓦斯發生爐	東京瓦斯(千住、大森)	ハンフレー・グラスゴー式	六基	一二〇、〇〇〇
		東京瓦斯(大森)	パマーグ式	二基	四〇、〇〇〇
東京瓦斯(砂町)		U・G・I式	二基	四〇、〇〇〇	
東京瓦斯(鶴見)		東京型	六基	一二〇、〇〇〇	
大阪瓦斯(岩崎、舍密)		U・G・I式	四基	一二八、五〇〇	
大阪瓦斯(岩崎)		ピンチ式	二基	一六、九九〇	

完全瓦斯化装置	事業者名(工場名)	型式	基數	發生能力(一日)
完全瓦斯化装置	京都瓦斯(第一、第二)	ルツチェ式	七基	二七、八四〇
	東邦瓦斯(名古屋)	テルウキック・フレッシュヤード式	二基	二〇、二一〇
	東京瓦斯(千住)	パマーグ式	二基	五〇、〇〇〇
	東京瓦斯(大森)	ストラッヘ式	二基	五〇、〇〇〇
	東京瓦斯(大森)	東京型	三基	七五、〇〇〇
	東京瓦斯(鶴見)	クライザー式	二基	五〇、〇〇〇
	神戸瓦斯(西)	ターリー式	四基	五六、六三〇
	横浜市	パワーガス式	七基	九九、七〇〇
	尼崎瓦斯	*ターリー式	二基	二、八三二
	大阪瓦斯(舍密)	*下村式	一基(四本)	二、二〇〇

(註) *印は休止中のものを示す。

(ロ) 瓦斯溜 瓦斯溜は瓦斯の供給上最も必要な設備の一であつて、瓦斯事業法に於ては瓦斯製造所には其の製造能力の二分の一以上に相當する容量の瓦斯溜を設備する事に規定されて居る。昭和十年十一月末現在に於ける瓦斯溜總數は二百五十二基であつて、其の中製造所にあるもの百九十六基(内レリーフ・ホルダー十八基)、製造所外にあるもの三十八基となつて居る。今之を其の容量の大小別に區分すれば次に示す如くである。

本邦瓦斯事業の概観

第四十九表

瓦斯溜容量	製造所の瓦斯溜(レリーフ・ホルダーを除く)	レリーフ・ホルダー	供給所の瓦斯溜	合計
五〇〇立方米以下	一一	三	三	一七
一、〇〇〇立方米	五〇	五	九	六四
二、〇〇〇立方米	五七	六	六	六九
五、〇〇〇立方米	三七	四	九	五〇
一〇、〇〇〇立方米	一三	一	一	一四
三〇、〇〇〇立方米	一三	一	二	一五
六〇、〇〇〇立方米	七	一	四	一一
六〇、〇〇〇立方米超過	八	一	四	一二
計	一九六	一八	三八	二五二

製造所及供給所に在る瓦斯溜は瓦斯の圓滑な供給を行ふ爲め一時之を貯ふる目的に備へられるもので、レリーフ・ホルダーは水性瓦斯發生装置の如き間歇的瓦斯發生装置に附屬して其の緩衝装置として設けられるものである。我國瓦斯事業者の有する瓦斯溜は昭和三年東京瓦斯會社に於て無水槽瓦斯溜を建設する迄は總て有柱式水槽瓦斯溜であつたが、現在では東京瓦斯會社に無水槽瓦斯溜が四基ある。之等瓦斯溜の中最大のものは東京瓦斯鶴見製造所に在る容量一四一、六〇

〇立方米のもの二基(有水槽式及無水槽式)であつて、之に次ぐものは同社の大森製造所に在る一一三、二〇〇立方米(無水槽式)一基である。此の外一〇〇、〇〇〇立方米及九九、一〇〇立方米のもの各一基、八四、九〇〇立方米のもの七基(内一基は無水槽式)、五六、六〇〇立方米乃至五八、〇〇〇立方米のもの五基(内一基は無水槽式)等が大容量の瓦斯溜で、何れも東京、大阪、神戸等の大都市に存在する。

瓦斯溜保全の狀況に關しては瓦斯事業法施行以來瓦斯中の有害成分に對する制限、並に管理上に於ける取締に依つて其の狀態も著しく改善せらるゝに至つたが、中には建設以來相當の年數を経過したのもあつて、之等に對しては常に深甚の注意を拂ひ其の修理改善に遺憾なきを期さねばならない。

(ハ) 其他の瓦斯工作物 瓦斯發生装置及瓦斯溜以外の瓦斯工作物は主として瓦斯の精製及供給に關するものであつて、昭和九年度に於て實施された新設備としては瓦斯の脫水設備がある。石炭瓦斯は通常水蒸氣を以て飽和されて居つて、溫度の低下に因つて含有水蒸氣の凝縮を招くものであるが、瓦斯中の水蒸氣が溫度の變化に因つて凝縮を起さぬ程度に之を除去する事は、導管、瓦斯メートル等の供給設備の腐蝕破損を尠なからしめ、且供給上の事故障害を防止する上に於て著しい効果がある。歐米諸國では以前から此の方法が行はれて居るが、我國に於ては東京瓦斯會社が初めて之を行ふに至つた。又此の外に小事業者としては旭川瓦斯會社に此の設備がある。

十六、瓦斯供給方式

瓦斯を高壓にて輸送し供給区域内の各所に設置せる整壓器にて低壓と爲し、低壓管に依つて瓦斯を需用者に供給する事は以前から行はれて居たが、供給地域の擴大に隨ひ近年益々此の供給方式を採用する者が多くなつて來た。尤も此の方法

に於ても製造瓦斯の全部を高壓にて製造所外に送出するものは尠く、大抵は低壓及高壓の兩者を併用するのが普通である。中には低壓供給を主とするも需用者の分布状況に依つて供給区域内の或部分に於て特に需用の多い場合には其の方面に高壓瓦斯を輸送し、整壓器に依つて壓力を低下し之を低壓管に補給して居る例も多く、又製造所から供給所の瓦斯溜へ高壓にて直送し、或は製造所が供給地と離れて居る爲め製造所よりの瓦斯を一應高壓として供給地へ送るものも尠くない。次表は昭和元年以降の瓦斯供給方式別事業地區數を示したもので、高壓供給方式が近年著しく其の數を増加した事が認められるのである。

第五十表

項目	年次								
	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年
高壓及低壓併用	二〇	二〇	二〇	二三	二六	三二	三四	三八	三八
低壓	七六	七七	八三	八二	九一	九一	九五	九四	九六
計	九六	九七	一〇三	一〇五	一一七	一二三	一二九	一三二	一三四

我國瓦斯事業者の施設せる瓦斯導管の延長を見るに、内徑五〇耗以上の本管の總延長は一四、八二六、〇〇〇米で、其の中低壓管一三、九一四、〇〇〇米、高壓管九一、二〇〇〇米となつて居る。之等導管の需用者一戸當り總平均延長は七・八米であるが、之を各事業者個々に就て見るに其の間に著しい相違があつて、短かきは五米前後のものがあり又長きは三十米に達するものもあるが、大體に於て一〇米前後のものが多い。需用者一戸當り導管延長は供給區域の廣狹、需用者分布状

況の粗密に依つて其の長短の差を生ずるものであるが、之を需用者普及率の上から考ふれば概して普及率良好なものは一戸當り導管延長も亦短かいのが普通である。唯兩者共に低い數値を示して居るものがあるが、之は其の事業者の現供給範圍が供給區域中の一部に限られて居る爲めと考へられる。

十七、主任技術者

瓦斯事業法に於ては一日の製造能力五千立方メートル以上の瓦斯製造所には甲種免狀を有する主任技術者を、同じく五千立方メートル未満の瓦斯製造所及供給所には甲種又は乙種免狀を有する主任技術者を選任して、専ら技術に關する業務を擔當せしむるよう規定されて居る。此の制度は瓦斯事業の技術的進歩に著しい効果を與へたもので、殊に中小規模の事業者に在つては之が爲めに事業成績の向上したるものも尠くない。即ち技術の進歩に依つて製造及供給上に於ける諸缺陷が改善された結果、事業利益を増加せしめ其の發展を促した處多大である。主任技術者の甲種免狀は高等工業學校程度以上の學校卒業生、乙種免狀は甲種工業學校程度以上の學校卒業生で在學中瓦斯事業の技術に關する學科を修得し、且一年以上瓦斯製造所に於て瓦斯の製造及其他の技術的實務に従事した經驗を有する者に對して交付されるものである。又實務の經驗はあるも以上の學歴を持たぬ者に對しては、其の學識を認定する爲め商工省に於て毎年試験を行ひ、之を通過した者に免狀を交付する事になつて居る。

今昭和十年十一月末現在に於ける主任技術者免狀交付數を掲ぐれば次の通りである。

- 甲種免狀交付數 三五四通 (内詮術試験を経た者に對し 一一一通)
- 乙種免狀交付數 二八八通 (内詮術試験を経た者に對し 一七〇通)

本邦瓦斯事業の概観

十八、瓦斯事業經營の許可

大正十四年十月瓦斯事業法が施行せられて以來、我國各都市に於ては瓦斯使用の要望漸次高まり、既設の瓦斯事業に在つては著しく需用者數の増加を見るに至り、又從來瓦斯の供給の無かつた都市に於ては新たに瓦斯事業經營の企畫せられたものが仲々多い。即ち昭和十年十一月末迄に瓦斯事業經營の許可を與へられたものは七十八に達し、其中現に事業を開始して居るもの四十、休業中のもの一、工事中のもの八で、一旦許可を得たが會社の設立困難な爲め、其の許可を取消され又は失効となつたものが二十一件に及んで居る。

今之等瓦斯事業經營の許可を受けたものに就き、昭和十年末に至る迄の經過を掲ぐれば次に示す通りである。

第五十一表

府縣	商號	事業經營地	許可年月日	備考
千葉	葛飾瓦斯株式會社	松戸市	大正一五、七、一五	昭和 三、九、二〇開業
新潟	柏崎瓦斯株式會社	柏崎町	一五、七、二三	二、八、二〇
愛媛	宇和島瓦斯株式會社	宇和島市	一五、一二、八	四、五、二七
三重	上野瓦斯株式會社	上野町	昭和 二、四、一九	三、四、二二
神奈川	相模野瓦斯株式會社	平塚市	二、四、一九	四、一二、二八
埼玉	武州瓦斯株式會社	川越市	二、五、五	三、二、二四

三重	合同瓦斯株式會社(宇治山田支店)	宇治山田市	二、六、一	三、一、一
茨城	茨城瓦斯株式會社(土浦支店)	土浦町	二、八、二三	三、九、三
岡山	倉敷瓦斯株式會社	倉敷市	三、一、六	四、七、二六
三重	合同電氣株式會社(松阪支店)	松阪市	三、一、二七	四、一二、二五
高知	高知瓦斯株式會社	高知市	三、三、三〇	四、六、六
新潟	三條瓦斯株式會社	三條市	三、五、二九	三、一二、二九
埼玉	大宮瓦斯株式會社	大宮町	三、七、一三	五、四、一二
兵庫	但馬瓦斯株式會社	豊岡町	三、八、一五	八、五、二
東京	八王子瓦斯株式會社	八王子市	三、八、二七	五、四、一七開業
長野	飯田瓦斯株式會社	飯田町	三、九、一五	八、四、一六失効
群馬	伊勢崎瓦斯株式會社	伊勢崎町	三、一〇、二〇	五、一一、一五許可取消
兵庫	洲本瓦斯株式會社	洲本町	三、一一、九	七、七、三一開業
群馬	館林瓦斯株式會社	館林町	三、一二、四	六、九、一七
埼玉	埼玉瓦斯株式會社	浦和市	三、一二、四	六、八、一
静岡	清水瓦斯株式會社	熊谷市	三、一二、四	八、二、二七
静岡	清水瓦斯株式會社	清水市	四、二、一五	五、一〇、一
福井	武生瓦斯株式會社	武生町	四、二、二三	六、一、二〇許可取消

本邦瓦斯事業の概観

府縣	商號	事業經營地	許可年月日	備考
靜岡	熱海瓦斯株式會社	熱海町	昭和四、三、一六	昭和五、七、一五開業
兵庫	播磨瓦斯株式會社	高砂町	昭和四、三、一六	八、七、八
島根	松江瓦斯株式會社	松江町	四、三、二九	五、四、一
宮城	鹽釜瓦斯株式會社	鹽釜町	四、四、二六	五、一、一五
石川	山中瓦斯株式會社	山中町	四、四、二二	五、四、一〇開業
靜岡	濱松瓦斯株式會社(中遠支店)	見付町	四、五、二七	五、二、二〇開業
香川	坂出瓦斯株式會社	坂出町	四、六、八	六、一〇、一三
愛知	瀬戸瓦斯株式會社	瀬戸町	四、六、八	五、八、一二許可取消
福井	敦賀瓦斯株式會社	敦賀町	四、七、三	七、六、二
栃木	栃木瓦斯株式會社	栃木町	四、一、二八	七、一、一二
大分	中津瓦斯株式會社	中津市	四、一、二五	七、六、二
愛知	西尾瓦斯株式會社	西尾町	四、一、二五	七、六、二
宮崎	宮崎瓦斯株式會社	宮崎市	四、一、二七	六、四、三開業
岩手	盛岡瓦斯株式會社	盛岡市	五、一、一八	五、一、二六
千葉	成田瓦斯株式會社	成田町	五、一、二一	六、一、二許可取消

本邦瓦斯事業の概観

府縣	商號	事業經營地	許可年月日	備考
三重	三州瓦斯株式會社	富田町	五、三、一	八、九、一四
鳥取	米子瓦斯株式會社	米子市	五、三、一三	八、三、二八
山梨	宇部瓦斯株式會社	宇部市	五、三、一三	五、一、三開業
滋賀	湖南瓦斯株式會社	大津市、滋賀町	五、四、九	七、二、二三許可取消
福岡	飯塚瓦斯株式會社	飯塚市	五、四、一五	八、一〇、二
靜岡	伊東瓦斯株式會社	伊東町	五、五、二八	七、一〇、一九
神奈川	湘南瓦斯株式會社	藤澤町	五、六、二七	七、一、七開業
山口	萩瓦斯株式會社	萩市	五、七、二八	七、四、二二
岡山	笠岡瓦斯株式會社	笠岡町	五、七、二八	七、六、二許可取消
和歌山	田邊瓦斯株式會社	田邊町	五、八、五	一〇、三、一八失効
新潟	三條瓦斯株式會社	加茂町	五、八、一八	八、五、六許可取消
青森	青森瓦斯株式會社	青森市	五、一〇、二一	五、二、二七開業
北海道	旭川瓦斯株式會社	旭川市	五、一〇、二七	一〇、二、六工事施行許可
山口	徳山瓦斯株式會社	徳山市	六、一、二九	九、九、四開業
新潟	見附天然瓦斯株式會社	見附町	六、二、一八	七、二、九開業
福島	若松瓦斯株式會社	若松市	六、五、二五	九、五、八許可取消
				八、九、一四許可取消

本邦瓦斯事業の概観

府縣	商號	事業經營地	許可年月日	備考
新潟	新發田瓦斯株式會社	新發田町	昭和六、六、一八	昭和七、二、一七開業
愛知	犬山瓦斯株式會社	犬山町	六、八、一三	七、一〇、二〇
新潟	中蒲瓦斯株式會社	五松町	六、九、一六	八、八、二二
山口	宇部瓦斯株式會社	宇部市	七、二、二三	七、二、二四
群馬	伊勢崎瓦斯工業株式會社	伊勢崎町	七、六、一三	八、一〇、一〇許可取消
宮崎	延岡瓦斯株式會社	延岡市	七、七、一	九、九、一開業
千葉	千葉天然瓦斯株式會社	大多喜町、原町、勝浦町、御宿町、大原町、長者町、勝浦町、御宿町、那古町、船形町	八、九、二	一〇、一〇、五開業
千葉	房州瓦斯株式會社	房州町	八、一〇、一〇	一〇、二、二七開業
福井	昭和三井瓦斯株式會社	敦賀町	九、九、一	九、一、二七許可取消
滋賀	近江瓦斯株式會社	大津市	九、二、三	九、一〇、三三許可取消
千葉	責任成田瓦斯購買利用組合	成田町	九、二、三	九、四、二一
北海道	釧路瓦斯株式會社	釧路市	九、五、八	一〇、二、一九會社成立
千葉	責任東金瓦斯購買利用組合	東金町	九、五、八	九、二、四許可取消
静岡	網代瓦斯株式會社	網代町、多賀村	九、七、九	一〇、七、三會社成立

本邦瓦斯事業の概観

佐賀	唐津瓦斯株式會社	唐津市	九、九、二九	會社未成立
宮崎	都城瓦斯株式會社	都城市	九、一二、二三	一〇、九、二三工事施行許可
佐賀	有限佐賀市瓦斯購買利用組合	佐賀市	一〇、一、二五	一〇、一、一四開業
北海道	室蘭瓦斯株式會社	室蘭市	一〇、三、一五	會社未成立
京都	丹後瓦斯株式會社	新舞鶴町	一〇、四、一九	一〇、九、一五會社成立
愛知	責任安城瓦斯購買利用組合	安城市	一〇、八、二三	
栃木	責任栃木瓦斯株式會社	栃木町	一〇、一〇、一六	
奈良	責任丹波市町瓦斯購買利用組合	丹波市町	一〇、一〇、二三	一〇、一二、二八開業
京都	福知山瓦斯株式會社	福知山町	一〇、一一、二六	
福井	敦賀瓦斯株式會社	敦賀町	一〇、一二、一九	

本邦瓦斯事業状況一覽表

第一號表 瓦斯事業者名、製造所々在地及供給區域

府縣名	事業者名	本社又は主要營業所所在地	瓦斯製造所所在地	供給區域	事業許可及開業年月日	昭和九年度營業期間
北海道	北海道瓦斯株式會社	(東京市麹町區丸ノ内一ノ六) 札幌市北四條東五丁目三七	同上	札幌市の全部 琴似村の一部	明治四、一〇 大正元、九	九、一、一 九、三、三
北海	小樽營業所	(同前) 小樽市入舟町八丁目一〇	忍路郡鹽谷村大字鹽谷 一、一三〇	小樽市	明治四、一〇 大正元、三	九、一、一 九、三、三
道	函館營業所	(同前) 函館市萬代町二〇三	同上	函館市、龜田村	明治四、一〇 大正元、〇	九、一、一 九、三、三
旭川	旭川瓦斯株式會社	旭川市南四條通一九丁目	旭川市三、五五六	旭川市一團 永山村字牛別	昭和五、一〇、七 九、九、四	九、九、四 九、三、三
岩手	盛岡瓦斯株式會社	盛岡市六日町一一五	同市下厨第六五地割	盛岡市	昭和五、一、八 五、三、六	八、二、一 九、二、三〇
秋田	大日本電力株式會社 秋田瓦斯製造所	(東京市京橋區銀座四ノ三) 秋田市川尻町川口境二	同上	秋田市、川尻村	明治四、五 五、一	八、二、一 九、二、三〇
山形	山形瓦斯株式會社	山形市香澄町吹張七	同上	山形市	同上	八、二、一 九、二、三〇
形	鶴岡瓦斯株式會社	鶴岡市與力町一三	同上	鶴岡市の大部	同上	八、二、一 九、二、三〇

府縣名	事業者名	本社又は主要營業所所在地	瓦斯製造所所在地	供給區域	事業許可及開業年月日	昭和九年度營業期間
宮城	仙臺瓦斯株式會社	仙臺市清水小路二〇	同上	仙臺市	昭和四、四、二 四、二、二	八、二、一 九、二、三〇
城	鹽釜瓦斯株式會社	宮城縣鹽釜町築港埋立地	同上	鹽釜町	同上	八、二、一 九、二、三〇
福	福島電燈株式會社	福島市大字福島字置賜町七	五 福島市大字福島字矢劍	福島市、杉妻村	明治四、一 四、二	八、二、一 九、二、三〇
島	東部電力株式會社 郡山瓦斯製造所	(京橋區銀座四ノ三ノ二) 郡山市字東宿二五	同上	郡山市	大正元、八 二、二	八、二、一 九、二、三〇
茨	同 平瓦斯製造所	(同前) 福島縣石城郡平町佃町三二	同上	平町	同上	八、二、一 九、二、三〇
城	茨城瓦斯株式會社	水戸市奈良屋町二〇五	同上	水戸市の全部 東茨城郡の一部	明治四、三 大正二、〇	九、一、一 九、三、三
木	同 土浦支店	(同前) 茨城縣土浦町不動免三、四一八	同上	土浦町、眞鍋町	昭和二、八、三 三、九、三	九、一、一 九、三、三
枳	宇都宮瓦斯株式會社	宇都宮市今泉町七九八	同上	宇都宮市の全部 河内郡の一部	明治四、七 四、四	八、二、一 九、二、三〇
木	足利瓦斯株式會社	足利市伊勢町南仲通六一	同上	足利市	同上	八、二、一 九、二、三〇
群	關東瓦斯株式會社	(東京市芝區田村町一ノ一) 高崎市江木町	同上	高崎市	大正二、六、三 四、三	八、二、一 九、二、三〇
同	同 前橋出張所	(同前) 前橋市前代田町一三	同上	前橋市	同上	八、二、一 九、二、三〇
同	同 桐生出張所	桐生市常盤町一三五	同上	桐生市	昭和二、九、八 三、三、八	八、二、一 九、二、三〇
馬	館林瓦斯株式會社	群馬縣邑樂郡六郷村大字新宿一九九ノ一	同上	館林町の全部、多々良村及六郷村の各一部	同上	八、二、一 九、二、三〇

本邦瓦斯事業の概観

名縣府	事業者名	本社又は主要營業所所在地	瓦斯製造所所在地	供給區域	事業許可及開業年月日	昭和九年度營業期間
武州	武州瓦斯株式會社	川越市大字脇田字長井町三〇三	川越市	川越市の大部	明治二、二、二四	一〇、一、三一
埼玉	大宮瓦斯株式會社	埼玉縣北足立郡大宮町大字大宮三、五〇八	同上	大宮町の大部	明治三、七、二二	八、一、三一
埼玉	埼玉瓦斯株式會社	(東京市芝區田村町一丁目) 埼玉縣木崎村大字針ヶ谷二四	(同上)	浦和市の大部、六辻村及與野町の各一部	明治三、八、一	八、一、三一
埼玉	熊谷營業所	(同前) 埼玉縣熊谷町四七九	同上	熊谷町	明治三、二、二四	八、一、三一
千葉	千葉瓦斯工業株式會社	千葉市寒川三五〇	同上	千葉市の大部	大正六、五、一一	九、一、三一
千葉	銚子瓦斯株式會社	銚子市内濱町一、五四八	同上	銚子町、本銚子町	明治二、一、一一	九、一、三一
千葉	葛飾瓦斯株式會社	市川市眞間二〇	市川市二六一	市川市、葛飾町、船橋町、松戸町、東京市江川區小岩町	昭和三、九、二〇	八、一、三一
東京	東京瓦斯株式會社	東京市麴町區丸ノ内二丁目六	(一)芝區南濱町 (二)荒川區子住町 (三)深川區上大島町 (四)大森區大森六丁目 (五)城東區北砂町 (六)横濱市鶴見區安善	東京市(舊小岩町を除く)、北多摩郡の一部、神奈川県川崎市鶴見區の一部、埼玉縣川口市の大部	明治八、二〇	九、一、三一
東京	八王子瓦斯株式會社	八王子市八日町三〇	八王子市明神町字石神一、六九二	八王子市	昭和三、八、二七	八、一、三一

本邦瓦斯事業の概観

名縣府	事業者名	本社又は主要營業所所在地	瓦斯製造所所在地	供給區域	事業許可及開業年月日	昭和九年度營業期間
神奈川	横濱市瓦斯局	横濱市中區山下町	同市神奈川區西平沼町二丁目	横濱市(鶴見區を除く) 横須賀市、鎌倉町、逗子町の全部、大船町の一部	明治四、七、一一	一〇、三、三一
神奈川	關東瓦斯株式會社	(東京市芝區田村町一、一) 横須賀市若松町八八	同上	横濱市の一部	大正元、二、一一	八、一、三一
神奈川	鶴見瓦斯株式會社	東京市麴町區丸ノ内一丁目六	(横濱市鶴見區鶴見町一、〇八五)	川崎市の一部	明治二、四、一一	九、一、三一
神奈川	小田原瓦斯株式會社	神奈川縣足柄下郡足柄村萩窪二二七	同上	小田原町の全部	明治二、二、一一	九、一、三一
神奈川	浦賀瓦斯製造株式會社	神奈川縣三浦郡浦賀町大ヶ谷一四八	同上	浦賀町	明治六、三、一一	八、一、三一
神奈川	相模瓦斯株式會社	平塚市平塚新街一五〇	同上	平塚市、大磯町の全部	昭和四、二、二六	九、一、三一
神奈川	湘南瓦斯株式會社	神奈川縣藤澤町鶴沼一、九〇六	鎌倉郡片瀬町片瀬大源	藤澤町、片瀬町、腰越町の全部	明治五、六、二七	八、一、三一
新潟	新潟瓦斯株式會社	東京市京橋區寶町三丁目七	新潟市元下島町四、六五二	新潟市	明治四、三、一一	九、一、三一
新潟	長岡天然瓦斯株式會社	長岡市西神田町二丁目七四七	同上	長岡市の全部	大正七、七、一一	九、一、三一
新潟	高田市瓦斯課	高田市本町	新潟縣中頸城郡春日村	高田市の全部	大正七、七、一一	九、一、三一
新潟	柏崎瓦斯株式會社	新潟縣刈羽郡柏崎町比角三一四	同上	柏崎町の全部、枇杷島村の一部	昭和二、八、二〇	八、一、三一
新潟	新津天然瓦斯株式會社	新潟縣新津町字新町一、四三〇	同上	新津町	大正四、三、一一	九、一、三一

府縣名	事業者名	本社又は主要營業所所在地	瓦斯製造所所在地	供給區域	事業許可及開業年月日	昭和九年度營業期間
新	三條瓦斯株式會社	三條市田島町九七二	同上	三條市	昭和 三、五、二九	九、二、一 一〇、一、三
新	加茂町供給所	新潟縣加茂町大字加茂子刈 (同前)	(同上)	加茂町	五、八、八 五、二、七	九、二、一 一〇、一、三
新	新發田瓦斯株式會社	新潟縣北蒲原郡新發田町	同郡五十公野村上杉原	新發田町の全部 猿橋村の一部	六、六、八 七、二、七	九、二、一 一〇、一、三
新	中蒲瓦斯株式會社	新潟縣五泉町大字五泉一四	(同上)	五泉町、村松町の全部	六、九、六 八、八、三	九、二、一 九、二、三
富	日本海電氣株式會社	富山市星井町八四	富山市稻荷三七	富山市	明治 三、九、二	八、二、一 九、二、三
山	高岡瓦斯株式會社	高岡市横田八七七	同上	高岡市	三、三、四 三、七、一	八、二、一 九、二、三
石	金澤市電氣水道局	金澤市下本多町	同市古道二番丁三五	金澤市の全部 石川郡、河北郡の各一部	明治 三、九、七	九、二、一 一〇、一、三
川	小松瓦斯株式會社	石川縣小松町宇土居原町三	同上	小松町	大正 二、二、一	九、二、一 九、二、三
川	山中瓦斯株式會社 (休業中)	石川縣山中町トの七	同上	山中町	昭和 五、四、三	九、二、一 九、二、三
福	福井市瓦斯局	福井市手寄上町四五	同上	福井市の全部 西藤島村、圓山西村、 木田村、和田村、圓山 東村の各一部	明治 四、九、一	九、二、一 一〇、一、三

府縣名	事業者名	本社又は主要營業所所在地	瓦斯製造所所在地	供給區域	事業許可及開業年月日	昭和九年度營業期間
長	長野瓦斯株式會社	長野市大字鶴賀五六八	同市鶴賀清水一、〇八	長野市の全部	大正 五、九、五	九、二、一 一〇、一、三
長	松本瓦斯工業株式會社	松本市南深志仲町五三七	同市渚町	松本市	元、五、五 二、五、五	八、二、一 九、二、三
野	上田瓦斯株式會社	上田市大字常入一、九四三	同上	上田市の全部	二、九、七 二、九、七	九、二、一 一〇、一、三
野	諏訪瓦斯株式會社	長野縣諏訪郡平野村一〇、〇一〇	同上	平野村、川岸村、上諏訪 町、下諏訪町、豊田村、 文出區、湊村の全部	二、一〇、六 二、一〇、六	九、二、一 一〇、一、三
梨山	甲府電力株式會社	甲府市櫻町一	(一)同市日向町一 (二)同市伊勢町五六八	甲府市、里垣村の全部 相川村の一部	明治 四、三、三	八、二、一 九、二、三
梨山	静岡瓦斯株式會社	静岡市森下町二丁目六三	同上	静岡市の全部	明治 四、三、三	八、二、一 九、二、三
靜	沼津支社	(同前)	同上	沼津市の全部、駿東郡 及田方郡の各一部、三 島町の全部	大正 五、五、七	九、二、一 一〇、一、三
靜	濱松瓦斯株式會社	濱松市砂山町一八三	同上	濱松市	明治 四、三、三	八、二、一 九、二、三
靜	中遠支社	(同前)	同上	見付町、中泉町、梅原村	昭和 四、五、七	八、二、一 九、二、三
靜	清水瓦斯株式會社	清水市辻一、二五三	静岡縣安部郡有度村澁	清水市	四、二、一 五、一〇、一	八、二、一 九、二、三
熱海	熱海瓦斯株式會社	静岡縣熱海町伊豆山一〇五	同上	熱海町大字熱海及伊豆 山	四、三、一 五、七、一	八、二、一 九、二、三
伊東	伊東瓦斯株式會社	静岡縣伊東町松原八六	同町湯川字横磯五四二	伊東町の全部	五、二、一 七、二、一	八、二、一 九、二、三

本邦瓦斯事業の概観

府縣名	事業者名	本社又は主要營業所所在地	瓦斯製造所所在地	供給區域	事業許可及開業年月日	昭和九年度營業期間
東邦	東邦瓦斯株式會社	名古屋市市中區御器所町字高繩手三〇	同上	名古屋市、東春日井郡、愛知郡の各一部	明治四〇、三、一〇	九、四、一
愛	一宮營業所	(同前) 一宮市上本町通一ノ四四	同上	今伊勢村の一部	四三、二、一	九、四、一
同	知多營業所	(同前) 愛知縣知多郡半田町字西勘内七〇	同上	半田町、成岩町の全部	四三、六、二	九、四、一
豐橋	豐橋瓦斯株式會社	豐橋市花田町手棒五一	同上	豐橋市の大部	四三、二、一	八、二、一
知	岡崎瓦斯株式會社	岡崎市康生町五二一	同上	岡崎市の全部	四三、一、一	八、二、一
犬山	犬山瓦斯株式會社	愛知縣丹羽郡犬山町字中野	同上	犬山町	昭和六、八、二	八、二、一
岐阜	岐阜瓦斯株式會社	岐阜縣稲葉郡加納町坂井町五六	同上	岐阜市の全部	大正一四、二、一	八、二、一
早	大垣瓦斯電氣株式會社	大垣市南寺内町三八	同上	大垣市	明治四、八、一	八、二、一
滋	長濱瓦斯株式會社	滋賀縣長濱町大字南吳服四〇七	同上	長濱町の全部	大正元、二、一	九、一、一
賀	彦根瓦斯株式會社	滋賀縣犬上郡青波村大字安清七八	同上	彦根町の全部、青波村の一部	元、八、一	九、一、一

府縣名	事業者名	本社又は主要營業所所在地	瓦斯製造所所在地	供給區域	事業許可及開業年月日	昭和九年度營業期間
合同	合同瓦斯株式會社	津市中新町津一、九九〇	同上	津市の大部	明治四三、二、一	九、二、一
同	四日市營業所	(同前) 三重縣日永村大字日永字北濱	同上	四日市市の全部	明治四三、二、一	九、二、一
同	宇治山田營業所	(同前) 宇治山田市船江町一、五七八	同上	宇治山田市の全部	昭和二、六、一	九、二、一
合同	合同電氣株式會社	(津市南堀端津一、一三〇)	同上	濱郷村の一部	三、一、二七	九、二、一
同	松阪瓦斯製造所	三重縣松阪市日野町二丁目〇九	同上	松阪市	四、二、二五	九、二、一
桑名	桑名瓦斯株式會社	三重縣桑名町大字三ノ丸一〇九	同上	桑名町、西桑名町の各一部	三、八、一	九、二、一
上野	上野瓦斯株式會社	三重縣上野町大字上野村字竹之本二七〇六	同上	上野町	三、四、三	九、二、一
奈良	奈良瓦斯株式會社	奈良市油阪町四九	同上	奈良市、郡山町	明治四三、九、一	八、二、一
京都	京都瓦斯株式會社	京都市下京區中堂寺坊城町二三	(一)同上 (二)同市同區中堂寺粟田町一	京都市の大部	明治四三、九、一	九、二、一
大阪	大阪瓦斯株式會社	大阪市東區平野町五丁目一	(一)同市西區岩崎町 (二)同市此花區川岸町	大阪市(淀川以北の地を除く)北河内、中河内、東淀川、西淀川、三島郡、豐能郡、兵庫縣川邊郡の各一部	二九、一〇、一	九、二、一
浪速	浪速瓦斯株式會社	大阪府東淀川區十三東之町四丁目	大阪市東淀川區三津屋町一五四	川區、三島郡、豐能郡、兵庫縣川邊郡の各一部	大正二〇、一〇、一	八、二、一
泉州	泉州瓦斯株式會社	岸和田市大工町二六八	同上	岸和田市の全部、泉北郡の各一部	明治四四、五、一	九、一、一
堺	堺瓦斯株式會社	堺市遠里小野町四	(同上)	堺市の全部	四三、三、一	九、二、一

本邦瓦斯事業の概観

本邦瓦斯事業の概観

名縣府	事業者名	本社又は主要營業所所在地	瓦斯製造所所在地	供給區域	事業年月日	昭和九年度營業期間
神戶	神戶瓦斯株式會社	神戶市湊東區相生町五丁目一七二ノ四	同市林田區駒榮町四ノ一	神戶市、西宮市の全部	〃 三、三、〃 三、三、〃	九、一、一 九、一、一
兵庫	尼崎瓦斯株式會社	尼崎市昭和北通	同市	武庫郡、川邊郡の各一部	〃 三、三、〃 三、三、〃	九、一、一 九、一、一
兵庫	中央合同瓦斯株式會社	姫路市神屋町一一二	兵庫縣飾磨町中島字濱崎新田	尼崎市、川邊郡小田村、立花村、園田村、稻野村、伊丹町の全部、高砂町の全部、高濱村、手柄村、高濱村	明治四三、四 〃 四、一、〃 四、一、〃	八、二、一 八、二、一
兵庫	同 明石支社	(同前)	同市	明石市の全部	大正二、二 〃 四、一、〃 四、一、〃	八、二、一 八、二、一
兵庫	播磨瓦斯株式會社	兵庫縣加古郡高砂町字向島一、七一	同市	高砂町の全部	昭和四、三、一 〃 八、七、一 〃 八、七、一	九、一、一 九、一、一
兵庫	洲本瓦斯株式會社	兵庫縣津名郡洲本町物部出口六四五	同市	洲本町の全部	〃 七、七、一 〃 七、七、一	九、一、一 九、一、一
和歌山	和歌山瓦斯株式會社	和歌山市中之島七	同市	和歌山市の全部	明治四三、七 〃 四、一、〃 四、一、〃	一〇、三、一 一〇、三、一
和歌山	海南瓦斯株式會社	海南市船尾一八六	同市	海南市の全部	大正三、三、一 〃 三、三、一	八、二、一 八、二、一
岡山	岡山瓦斯株式會社	岡山市天瀬一〇五	同市	岡山市	明治四三、一 〃 三、一、〃 三、一、〃	八、二、一 八、二、一
岡山	津山瓦斯株式會社	津山市林田町九二	同上	津山市	大正二、二、一 〃 二、二、一	九、一、一 九、一、一

名縣府	事業者名	本社又は主要營業所所在地	瓦斯製造所所在地	供給區域	事業年月日	昭和九年度營業期間
岡山	同 玉島支店	(同前)	同市	玉島町	〃 三、一〇、〃 三、一〇、〃	九、一、一 九、一、一
岡山	倉敷瓦斯株式會社	岡山縣玉島町柏島七四五	同上	倉敷市、帶江村の各一部	昭和四、一、一 〃 七、三、一 〃 七、三、一	九、一、一 九、一、一
廣島	廣島瓦斯電軌株式會社	(廣島市大手町三丁目二四)	同上	廣島市の全部	明治四三、一 〃 四、一、〃 四、一、〃	一〇、三、一 一〇、三、一
廣島	廣島支店	(廣島市千田町三ノ八二八)	同上	安藝郡府中村、船越村、海田市の各一部	〃 四、一〇、〃 四、一〇、〃	九、一、一 九、一、一
廣島	尾道支店	(同前)	同上	尾道市、高須村、山波村	〃 四、一〇、〃 四、一〇、〃	九、一、一 九、一、一
廣島	吳支店	(同前)	同上	三原町、高須村、山波村	〃 四、一〇、〃 四、一〇、〃	九、一、一 九、一、一
廣島	同 吳支店	吳市岩片通一丁目一	同上	吳市、廣村	〃 四、一〇、〃 四、一〇、〃	九、一、一 九、一、一
山口	福山瓦斯株式會社	福山市住吉町乙一、一四六	同上	福山市	〃 四、一〇、〃 四、一〇、〃	九、一、一 九、一、一
山口	山口瓦斯株式會社	山口市今道八一	同上	山口市の全部	明治四四、二 〃 四、二、〃 四、二、〃	九、一、一 九、一、一
山口	下關瓦斯株式會社	山口市本町三丁目	同上	下關市	大正四、四、一 〃 四、四、一	八、二、一 八、二、一
山口	同 防府支店	(同前)	同上	防府町	〃 元、八、〃 元、八、〃	八、二、一 八、二、一
山口	德山瓦斯株式會社	山口縣防府町大字西波合	同上	德山町	昭和六、一、一 〃 七、二、一 〃 七、二、一	八、二、一 八、二、一
山口	宇部市瓦斯課	山口縣德山町大字大溝	同上	宇部市	〃 七、二、一 〃 七、二、一	八、二、一 八、二、一
鳥取	鳥取瓦斯株式會社	鳥取市大字中宇部字沖の山	同上	鳥取市	大正七、七、一 〃 七、七、一	八、二、一 八、二、一
鳥取	米子瓦斯株式會社	鳥取市三軒屋一〇	同上	米子市	昭和五、三、一 〃 五、三、一	八、二、一 八、二、一
根島	松江市瓦斯部	松江市向島町	同市向島町大字向島一四〇	松江市	〃 五、四、一 〃 五、四、一	一〇、三、一 一〇、三、一

本邦瓦斯事業の概観

本邦瓦斯事業の概観

名縣府	事業者名	本社又は主要營業所所在地	瓦斯製造所所在地	供給區域	事業許可及開業年月日	昭和九年度營業期間
香	四國水力電氣株式會社 高松瓦斯部	(香川縣多度津町) 高松市福岡町四	同上	高松市	明治四十四年七月一日	八、二、一 九、一、三〇
川	丸龜瓦斯部	(同前) 丸龜市鹽屋町五五五	同上	丸龜市、多度津町、琴平町、善通寺町、南村、龍川村、榎井村	昭和三十四年七月一日	八、二、一 九、一、三〇
德	合同電氣株式會社 德島瓦斯製造所	(津市南端端津二、一三〇) 德島市出來島本町北八六	香川縣綾歌郡金山村大字江尻字南新開	坂出町 德島市の大部	昭和四十四年六月八日	八、二、一 九、一、三〇
愛	松山瓦斯株式會社	松山市江戸町三七	同上	松山市	明治四十四年一月一日	八、二、一 九、一、三〇
媛	今治瓦斯株式會社	今治市大字今治村甲六八四	同上	今治市	大正二、五、一	八、二、一 九、一、三〇
高	宇和島瓦斯株式會社	宇和島市明倫町乙一、九六三	同上	宇和島市の大部	昭和四十四年五月二七日	八、二、一 九、一、三〇
知	高知瓦斯株式會社	高知市下知六五九	同上	高知市の大部、土佐郡の一部	昭和四十四年六月六日	八、二、一 九、一、三〇
福	西部瓦斯株式會社 九州瓦斯株式會社 門司營業所	福岡市字千代町二丁目六一 小倉市大字板櫃二、一七四 門司市大字小森江字原三三	同上	福岡市、千代町の全部 堅粕町、箱崎町の各一部 小倉市、足立村 門司市	明治三十四年六月六日 昭和三十四年六月六日 昭和三十四年六月六日	八、二、一 九、一、三〇 八、二、一 九、一、三〇

名縣府	事業者名	本社又は主要營業所所在地	瓦斯製造所所在地	供給區域	事業許可及開業年月日	昭和九年度營業期間
同	若松營業所	(同前) 若松市大字若松濱の町	同上	若松市	大正元、〇、九	八、二、一 九、一、三〇
同	八幡營業所	(同前) 八幡市西本町	(八幡市大字藤田字陣山)	八幡市	明治四十四年二月一日	八、二、一 九、一、三〇
同	戸畑營業所	(同前) 戸畑市島旗	(同上)	戸畑市	大正二、二、三	八、二、一 九、一、三〇
岡	大牟田瓦斯株式會社	大牟田市築町二〇	(同上)	大牟田市	昭和三十四年七月二日	八、二、一 九、一、三〇
長	久留米市瓦斯局	久留米市兩替町	同市莊島町新丁三七五	久留米市	昭和三十四年七月二日	八、二、一 九、一、三〇
同	西部瓦斯株式會社 長崎支店	(福岡市千代町二ノ六一) 長崎市八千代町二丁目一	同上	長崎市	明治三十四年五月二日	八、二、一 九、一、三〇
同	佐世保支店	(同前) 佐世保市萬津町四三	同上	佐世保市	明治三十四年五月二日	八、二、一 九、一、三〇
崎	九州瓦斯株式會社 島原營業所	(小倉市大字板櫃三、二七四) 長崎縣島原町七、一九七	同上	島原町	大正元、三、二	八、二、一 九、一、三〇
本	熊本市株式會社	(福岡市字千代町二ノ六一) 熊本市春日町七〇二	同上	熊本市	明治四十四年三月三日	八、二、一 九、一、三〇
分	別府市株式會社	別府市大字別府一、一八四	同上	別府市	明治四十四年三月三日	八、二、一 九、一、三〇
大	大分營業所	(同前) 大分市字勢家一、一一八	同上	大分市	昭和三十四年六月六日	八、二、一 九、一、三〇
宮	宮崎瓦斯株式會社	宮崎市下原町一一	同上	宮崎市の全部	昭和三十四年六月六日	八、二、一 九、一、三〇
崎	延岡瓦斯株式會社	延岡市大字岡富甲三、一八	同上	赤江町の全部	昭和三十四年六月六日	八、二、一 九、一、三〇
鹿兒	日本水電株式會社	鹿兒島市武町五〇一	同市鹽屋町二三	鹿兒島市の大部	昭和三十四年六月六日	八、二、一 九、一、三〇

(註) 一、本社又は主要營業所所在地欄中括弧を施したる分は其の本社の所在地を表す。
二、瓦斯製造所々々在地欄中括弧を施したる分は瓦斯製造所を有せざるものゝ瓦斯供給所々々在地を示すものとす。

本邦瓦斯事業の概観

第二號表 瓦斯製造設備及供給設備

府縣名	事業地區名	型式	基數	レトルト 數及室數	ト各長ノ レトル 本數	發生能力 立方尺	精製能力 立方尺	瓦斯		導管延長 米
								基數	容量	
北	札幌	有底 室式	四	二八	米	六,〇〇〇	七,五〇〇	二	四,六〇〇	五七,九九九
道	小樽		一	一六		五,二〇〇	九,一〇〇	一	五,〇〇〇	二七,三二一
道	函館		四	二八		三,〇〇〇	五,一〇〇	二	三,〇〇〇	四三,三〇九
岩	盛岡		一	八		一,四一五	一,四一五	一	一,四一五	八,八五九
秋	田		一	五		一,九八二	二,八三三	一	九七二	二〇,六三三
山	形	休	三	〇		三,〇〇〇	三,〇〇〇	二	二,一五〇	一九,九七四
宮	仙臺		五	三五		四,九五五	五,六六二	二	四,五三二	四三,五四六
城	釜石		二	一四		二,二六六	一,六九九	二	一,二七五	八,八五九

府縣名	事業地區名	型式	基數	レトルト 數及室數	ト各長ノ レトル 本數	發生能力 立方尺	精製能力 立方尺	瓦斯		導管延長 米
								基數	容量	
福	福島		二	一五		二,九一九	二,二六五	一	一,四一六	八,五四四
島	平		二	一〇		二,一六〇	二,二六五	一	一,四一六	二,四〇七
茨	水戸		二	一四		一,九八二	二,五四九	一	一,一八九	一五,五四五
城	土浦		一	六		八〇〇	一,〇〇〇	一	二〇七	二,〇一一
栃	宇都宮		四	二九		五,九〇〇	三,三九八	二	一,三三四	四〇,六四〇
木	足利		二	一四		二,八三三	二,一八〇	二	一,〇七五	一七,七一一
群	前橋		三	一八		二,六九〇	一,四一六	一	二,一三四	一九,六八五
馬	高崎		二	一四		一,八八八	一,四一六	一	八五〇	一九,六〇五
桐	生		一	六		八五〇	八五〇	一	八五〇	一三,〇七二
館	林		一	五		七九三	一,二七四	一	六五一	八,〇九七
川	越		一	八		一,四五〇	一,四五〇	一	一,四五〇	一三,〇七二
玉	大宮		二	一六		三,一〇〇	一,〇〇〇	一	一,〇〇〇	二九,六六五

府縣名	事業地區名	型式	基數	發室數	發生能力	精製能力	基數	容量	導管延長
新加	(三條瓦斯) 茂		1	6	850	1,416	1	820	8,711
湯田	發田								3,631
富山	(中蒲瓦斯) 泉								9,035
富山	(日本海電氣) 岡								5,055
石川	營澤	有底	2	24	4,191	4,248	1	1,121	3,917
石川	松營	有底	2	16	2,700	2,160	1	1,436	2,338
井福	(市) 井營	有底	6	48	8,683	8,495	2	5,663	6,078
井福	野營	有底	2	16	3,000	5,277	1	2,831	3,011
長松	本野	有底	3	24	3,611	2,831	2	2,831	3,011
長松	本野	有底	3	24	3,611	2,831	2	2,831	3,011
野上	田訪		2	13	2,310	1,358	1	850	8,887

府縣名	事業地區名	型式	基數	發室數	發生能力	精製能力	基數	容量	導管延長
梨山	(甲府電力) 同		2	16	2,831	2,831	1	2,831	4,605
梨山	(第二) 同		5	37	4,814	5,663	2	2,831	4,605
静岡	(静岡瓦斯) 津岡		2	15	2,397	2,549	2	1,416	1,627
静岡	中濱		5	40	6,371	5,663	2	4,103	3,543
静岡	濱松(瓦斯) 泉		2	10	1,211	1,699	1	850	817
静岡	清水		2	12	1,200	2,000	1	1,416	1,932
静岡	熱海		1	6	900	1,000	1	707	814
静岡	伊東		1	4	707	1,171	1	511	730
愛知	(東邦瓦斯) 古屋	普通	8	60	7,850	11,300	3	850	6,836
愛知	(東邦瓦斯) 屋	普通	8	60	7,850	11,300	3	850	6,836
愛知	(東邦瓦斯) 宮前	直立式	2	14	2,831	3,000	3	3,000	1,914
愛知	(東邦瓦斯) 宮前	直立式	2	14	2,831	3,000	3	3,000	1,914
知半	(同) 前田	水性	2	10	1,584	2,100	1	1,000	1,527

府縣名	事業地區名	型式	基數	發及室數	生爐	精製能力	瓦斯量	導管延長
愛知	豊橋	完全貫通	二	三	立方米 二,七四〇	立方米 八,四〇〇	二	三,四七七
	岡崎	貫通	一	四	立方米 一,三三〇	立方米 二,〇〇〇	二	八,二七七
	犬山	貫通	一	一〇	立方米 七五〇	立方米 八五〇	一	五,六八七
	大府	貫通	一	四	立方米 三,〇〇〇	立方米 八五〇	一	五,六八七
	知立	貫通	一	一〇	立方米 二,八二〇	立方米 二,八二〇	一	二八,六四〇
岐阜	岐阜	貫通	一	一	立方米 三,六二四	立方米 三,三九八	一	一,八四〇
	津	貫通	一	一	立方米 一,三五九	立方米 一,六四三	一	八五〇
	大垣	貫通	一	一	立方米 一,五〇〇	立方米 一,六四三	一	一六,六五五
	本巣	貫通	一	一	立方米 一,三三三	立方米 一,六四三	一	一六,六五五
	高岡	貫通	一	一	立方米 一,三三三	立方米 一,六四三	一	一六,六五五
滋賀	長根	貫通	一	一	立方米 八五〇	立方米 九一〇	一	一七〇
	彦根	貫通	一	一	立方米 九〇〇	立方米 九一〇	一	八,七六七
	大津	貫通	一	一	立方米 一,二七	立方米 一,二七	一	九〇九
	守山	貫通	一	一	立方米 三,七一九	立方米 三,二五六	一	三,八七四
	栗田	貫通	一	一	立方米 三,七一九	立方米 三,二五六	一	三,八七四
三重	津	貫通	一	一	立方米 一,二七	立方米 一,二七	一	一,四一六
	四日市	貫通	一	一	立方米 一,二七	立方米 一,二七	一	一,四一六
	宇治山田	貫通	一	一	立方米 一,二七	立方米 一,二七	一	一,四一六
	松阪	貫通	一	一	立方米 一,二七	立方米 一,二七	一	一,四一六
	重松	貫通	一	一	立方米 一,二七	立方米 一,二七	一	一,四一六

府縣名	事業地區名	型式	基數	發及室數	生爐	精製能力	瓦斯量	導管延長
京都	都(第一)	貫通	一	一	立方米 八七,三九〇	立方米 一,九〇三	一	五〇,九六九
	都(第二)	貫通	一	一	立方米 二五,九〇〇	立方米 一,四一六	一	七〇,七九三
	奈良	貫通	一	一	立方米 一,九四四	立方米 一,九四四	一	八八,九八九
	上野	貫通	一	一	立方米 一,九四四	立方米 一,九四四	一	八八,九八九
	桑名	貫通	一	一	立方米 一,九四四	立方米 一,九四四	一	八八,九八九
大阪	大(岩崎)	貫通	一	一	立方米 一,二〇〇	立方米 一,二〇〇	一	一〇,七三三
	大(密)	貫通	一	一	立方米 一,二〇〇	立方米 一,二〇〇	一	一〇,七三三
	北(浪速)	貫通	一	一	立方米 一,二〇〇	立方米 一,二〇〇	一	一〇,七三三
	岸(和泉)	貫通	一	一	立方米 一,二〇〇	立方米 一,二〇〇	一	一〇,七三三
	堺	貫通	一	一	立方米 一,二〇〇	立方米 一,二〇〇	一	一〇,七三三
兵庫	神戶	貫通	一	一	立方米 一,二〇〇	立方米 一,二〇〇	一	一〇,七三三
	兵庫	貫通	一	一	立方米 一,二〇〇	立方米 一,二〇〇	一	一〇,七三三
	兵庫	貫通	一	一	立方米 一,二〇〇	立方米 一,二〇〇	一	一〇,七三三
	兵庫	貫通	一	一	立方米 一,二〇〇	立方米 一,二〇〇	一	一〇,七三三
	兵庫	貫通	一	一	立方米 一,二〇〇	立方米 一,二〇〇	一	一〇,七三三

本邦瓦斯事業の概観

府縣名	事業地區名 (事業者名)	型式	瓦斯數	發及至數 レトルト、 ト各基のレトル ト本數	發生能力 立方米	精製能力 立方米	基數	容量	導管延長 米
山岡	玉津		1	5	10	1,000	1	1,000	1,000
	倉敷		1	10	1,000	1	1,000	1,000	1,000
山歌和	海		1	8	1,000	1	1,000	1,000	1,000
	和歌山		1	10	1,000	1	1,000	1,000	1,000
兵庫	洲		1	10	1,000	1	1,000	1,000	1,000
	加		1	10	1,000	1	1,000	1,000	1,000
兵	明		1	10	1,000	1	1,000	1,000	1,000
	姫		1	10	1,000	1	1,000	1,000	1,000
廣	尾		1	10	1,000	1	1,000	1,000	1,000
	廣		1	10	1,000	1	1,000	1,000	1,000

本邦瓦斯事業の概観

府縣名	事業地區名 (事業者名)	型式	瓦斯數	發及至數 レトルト、 ト各基のレトル ト本數	發生能力 立方米	精製能力 立方米	基數	容量	導管延長 米
根島	松		1	1	1,000	1	1,000	1,000	1,000
	取		1	1	1,000	1	1,000	1,000	1,000
山	宇		1	1	1,000	1	1,000	1,000	1,000
	徳		1	1	1,000	1	1,000	1,000	1,000
山	防		1	1	1,000	1	1,000	1,000	1,000
	下		1	1	1,000	1	1,000	1,000	1,000
山	福		1	1	1,000	1	1,000	1,000	1,000
	尾		1	1	1,000	1	1,000	1,000	1,000
廣	吳		1	1	1,000	1	1,000	1,000	1,000
	廣		1	1	1,000	1	1,000	1,000	1,000

本邦瓦斯事業の概観

府縣名	事業地名	型式	瓦斯數	レトルト數及室數	生爐	精製能力	瓦斯溜	導管延長
高松	(四國水力電氣)	休	三	二	立方米 三,五二〇 二,七四〇 二,七四〇 三,〇五〇	立方米 一,六九九	立方米 一,四一六	米 三,四九三
香川	丸龜	休	一	六	立方米 一,〇七六	供	立方米 五,六六〇	米 二,七〇三
德島	坂出	休	一	八	立方米 八五〇	供	立方米 二,八三三	米 一,七三六
徳島	(合同電氣)	休	三	一七	立方米 三,八二五	二	立方米 三,三九八	米 一,九二八
愛媛	今治	休	四	三	立方米 四,五五八	二	立方米 四,三〇四	米 三,〇七〇
高知	和島	休	一	八	立方米 一,五〇〇	一	立方米 一,五〇〇	米 一,〇〇〇
福岡	小倉	普通	七	二四	立方米 四,四八〇	一	立方米 二,九〇〇	米 四,〇三三
高知	高知	普通	三	二	立方米 二,七四〇	一	立方米 一,五〇〇	米 一,〇〇〇
福岡	小倉	普通	五	四〇	立方米 一,五〇〇	三	立方米 一,三七〇	米 三,九〇〇
福岡	前司	普通	五	四〇	立方米 八,五〇〇	二	立方米 四,三一八	米 三,七〇九

本邦瓦斯事業の概観

府縣名	事業地名	型式	瓦斯數	レトルト數及室數	生爐	精製能力	瓦斯溜	導管延長
宮崎	宮崎	普通	二	一四	立方米 二,〇〇〇	一	立方米 一,〇〇〇	米 二,一五〇
大分	別府	普通	二	一四	立方米 二,一八〇	一	立方米 八〇〇	米 一,四〇九
熊本	熊本	普通	三	一八	立方米 二,五五〇	一	立方米 一,四一六	米 一,八七四
熊本	(九州瓦斯)	普通	五	三八	立方米 九,九〇〇	二	立方米 五,〇九五	米 八,二一三
熊本	(九州瓦斯)	普通	二	八	立方米 一,五〇〇	一	立方米 四二五	米 七,〇二七
長崎	佐世	普通	七	五五	立方米 二,三〇〇	二	立方米 七,〇七九	米 四,三三三
長崎	(西部瓦斯)	普通	六	四八	立方米 一,八〇〇	二	立方米 一,一三三	米 四,〇〇〇
長崎	(市留米)	普通	一	六	立方米 二,二一〇	一	立方米 一,四一六	米 二,八七〇
岡山	大田	普通	二	一四	立方米 二,〇〇〇	一	立方米 一,〇〇〇	米 二,〇〇〇
岡山	戸畑	普通	一	一	立方米 二,〇〇〇	一	立方米 一,〇〇〇	米 二,〇〇〇
岡山	八幡	普通	一	一	立方米 二,〇〇〇	一	立方米 一,〇〇〇	米 二,〇〇〇
岡山	若松	普通	三	二〇	立方米 四,〇〇〇	二	立方米 二,〇〇〇	米 一,七五〇

名縣府	事業地區名	瓦斯		發生爐	精製能力	瓦斯溜		導管延長
		型式	基數			基數	容量	
鹿兒島	鹿兒島	有底	一	三〇五×八	二八〇〇	二	六〇〇〇	高 五、五三四 三、五八一
鳥兒島	鳥兒島	有底	一	四八八×八	一〇、〇〇〇	二	六〇〇〇	高 五、五三四 三、五八一
合計				三、〇四九、八三三	三、〇〇七、四四〇	供 一、九四 三、八	一、八二二、六九〇	高 一、二八二、四〇八 九、二九二、四

參考表 (事業開始後未だ一年に満たざるもの)

名縣府	事業地區名	瓦斯		發生爐	精製能力	瓦斯溜		導管延長
		型式	基數			基數	容量	
宮崎	延岡	二	一	三、〇〇×六	二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、二九三
北海道	旭川	一	一	三、〇四×八	二、〇〇〇	一	一、〇〇〇	一、二九三

(註) 一、瓦斯發生爐型式欄中有底は有底水平式、貫通は貫通水平式、直立は直立式、水性は水性瓦斯裝置、完全は完全瓦斯化裝置、低溫は低溫乾燥裝置を表はし、印なきものは有底水平式を示すものとす。
 二、瓦斯發生爐基數欄中、休は休止中のものを表す。
 三、瓦斯溜基數欄中、供は供給所の瓦斯溜、レ印は「レリーフ・ホルダー」、其の他は製造所の瓦斯溜を示すものとす。
 四、導管延長は口徑五〇耗以上の本管延長を表はすものにして、高は高壓導管を示すものとす。
 五、瓦斯溜基數及容量合計には「レリーフ・ホルダー」を含みます。

第三號表 瓦斯事業資金及興業費

名縣府	事業地區名	資金			興業費總額	興業費內課			有價證券
		總資本金	借入金	諸積立金		製造設備	導管	貸付器具類	
北海道	札幌	三、〇〇〇、〇〇〇		三〇一、四一九	一、〇三四、六五五	一、〇三四、六五五	三〇一、四一九		
北海道	小樽	三、〇〇〇、〇〇〇		一、〇一〇	一、〇三四、六五五	一、〇三四、六五五	三〇一、四一九		
北海道	函館	三、〇〇〇、〇〇〇		一、〇一〇	一、〇三四、六五五	一、〇三四、六五五	三〇一、四一九		
岩手	盛岡	三、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	一、四八八	三、〇三四、六五五	三、〇三四、六五五	三〇一、四一九		
秋田	秋田	三、〇〇〇、〇〇〇		一、〇一〇	三、〇三四、六五五	三、〇三四、六五五	三〇一、四一九		
山形	山形	三、〇〇〇、〇〇〇		一、〇一〇	三、〇三四、六五五	三、〇三四、六五五	三〇一、四一九		
宮城	仙台	三、〇〇〇、〇〇〇		一、〇一〇	三、〇三四、六五五	三、〇三四、六五五	三〇一、四一九		
城	釜石	三、〇〇〇、〇〇〇		一、〇一〇	三、〇三四、六五五	三、〇三四、六五五	三〇一、四一九		
合計		三、〇〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	三、〇一〇	三、〇三四、六五五	三、〇三四、六五五	三〇一、四一九		

本邦瓦斯事業の概観

府縣名	事業地區名 (事業者名)	資		諸積立金	瓦斯事業		瓦斯事業興業費內課		有價證券
		總資本金	借入金		營業費總額	地所	瓦斯管	貸付器具類	
神	小田	1,000,000	807,500	42,650	908,464	967	67,960	876	
奈	浦賀	100,000		1,100	2,922	4,060	35,519	1,433	
川	藤塚	50,000		3,388	74,334	2,910	1,050	1,263	
新	新	100,000		1,550	34,041	2,643	34,963	1,991	
新	新	100,000		3,105	33,051	10,688	10,688	1,869	
高	高	100,000		1,010	18,555	6,316	20,731	836	
柏	柏	100,000		90	18,555	2,888	21,644	1,980	
新	新	100,000		90	37,488	9,338	22,445	1,980	
津	津	100,000		26,433	95,770	3,977	6,848	2,548	
崎	崎	100,000		3,737	150,000	3,977	6,848	2,548	
營	營	100,000		1,579	35,557	5,021	15,961	2,576	
同	同	100,000		3,555	35,557	8,495	11,669	3,011	
同	同	100,000		1,077	24,813	9,463	11,669	3,011	
同	同	100,000		2,643	163,589	8,295	35,258	2,808	
同	同	100,000		9,135	80,311	4,034	33,634	2,808	
同	同	100,000		5,359	2,220	2,220	6,175	5,788	

府縣名	事業地區名 (事業者名)	資		諸積立金	瓦斯事業		瓦斯事業興業費內課		有價證券
		總資本金	借入金		營業費總額	地所	瓦斯管	貸付器具類	
神	小田	1,000,000	807,500	42,650	908,464	967	67,960	876	
奈	浦賀	100,000		1,100	2,922	4,060	35,519	1,433	
川	藤塚	50,000		3,388	74,334	2,910	1,050	1,263	
新	新	100,000		1,550	34,041	2,643	34,963	1,991	
新	新	100,000		3,105	33,051	10,688	10,688	1,869	
高	高	100,000		1,010	18,555	6,316	20,731	836	
柏	柏	100,000		90	18,555	2,888	21,644	1,980	
新	新	100,000		90	37,488	9,338	22,445	1,980	
高	高	100,000		26,433	95,770	3,977	6,848	2,548	
柏	柏	100,000		3,737	150,000	3,977	6,848	2,548	
營	營	100,000		1,579	35,557	5,021	15,961	2,576	
同	同	100,000		3,555	35,557	8,495	11,669	3,011	
同	同	100,000		1,077	24,813	9,463	11,669	3,011	
同	同	100,000		2,643	163,589	8,295	35,258	2,808	
同	同	100,000		9,135	80,311	4,034	33,634	2,808	
同	同	100,000		5,359	2,220	2,220	6,175	5,788	

本邦瓦斯事業の概観

府 縣 名	事業地 區 名 (事業者名)	資 金		興業費 總額	瓦斯事業 興業費 內 課		有價 證券
		總 資 本 金	公 社 債		地 所 管 理	貸付器具類	
長 野 縣	上 田 田 訪	1100,000	70,000	79,026	32,850	1,064	
山 梨 府	甲 府 電 力 府	11,500,000	(1,000,000)	(6,267,930)	7,109	1,064	(125,000)
靜 岡 府	沼 津 津 松	550,000	17,730	35,962	1,807	1,417	
靜 岡 府	濱 松 泉	400,000		9,567	1,055	850	
清 水 水	熱 海	110,000	12,000	3,010	2,110	1,044	
伊 東 東	伊 東	500,000	2,000	13,905	4,115	1,019	
總 計		13,050,000	1,189,730	19,470	32,850	4,619	(125,000)

府 縣 名	事業地 區 名 (事業者名)	資 金		興業費 總額	瓦斯事業 興業費 內 課		有價 證券
		總 資 本 金	公 社 債		地 所 管 理	貸付器具類	
愛 知 府	一 宮 宮 前	1,275,000	10,000,000	2,484,969	1,610	27	1,442,160
愛 知 府	半 田 前	500,000		1,344,561	3,947	35	74,191
愛 知 府	豐 橋	350,000		8,443	1,510	4	
愛 知 府	岡 崎	110,000		18,300	2,535	31	
愛 知 府	犬 山	70,000		5,632	1,897	29	
岐 阜 府	岐 阜	500,000		2,851,831	5,422	352	
岐 阜 府	大 垣	500,000		4,492	1,591,433	677	
岐 阜 府	大 垣 瓦 斯 電 氣	(500,000)	(61,000)	(1,000,000)	7,865	2,530	
滋 賀 縣	長 濱	50,000		41,260	2,505	756	
滋 賀 縣	彦 根	50,000		5,609	963	867	
三 重 縣	津 市	1,000,000		3,564,866	3,059	577	
三 重 縣	日 前	750,000		3,014,681	3,683	2,168	
總 計		13,050,000	10,000,000	19,470	32,850	4,619	(125,000)

府縣名	事業地區名 (事業者名)	資			興業費總額	製造設備 瓦管 メー トル 斯	貸付器具類 興業費未決 算及其他	有價證券
		總資本金	借入金形及 拂入金	諸積立金				
宇治	(合同瓦斯) 田	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
三松	(合同電氣) 阪	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
重上	野名	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
奈良	野名	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
京都	都	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大阪	都	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大阪	浪速	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大阪	泉州	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大阪	岸	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大阪	北	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大阪	大	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
大阪	堺	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

府縣名	事業地區名 (事業者名)	資			興業費總額	製造設備 瓦管 メー トル 斯	貸付器具類 興業費未決 算及其他	有價證券
		總資本金	借入金形及 拂入金	諸積立金				
兵庫	尼崎	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
兵庫	姫路	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
兵庫	明石	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
兵庫	加古川	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
兵庫	洲本	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
和歌山	和歌山	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
和歌山	海南	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
岡山	岡山	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
岡山	倉敷	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
岡山	津島	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
岡山	玉津	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
岡山	山	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
岡山	山	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
岡山	山	1,000,000	1,000,000	2,000,000	2,980,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

本邦瓦斯事業の概観

一六五

本邦瓦斯事業の概観

府縣名	事業地區名 (事業者名)	資			興業費總額	瓦斯事業興業費內課		有價證券
		總資本金	借入金	諸積立金		製造設備	瓦斯管	
廣島	廣島瓦斯電軌	1,500,000	1,000,000	87,715	3,347,930	1,450,973	5,477,6	1,424,899
尾道	尾道前	1,015,000	1,000,000	96,100	1,015,000	1,015,000	1,968,3	590,210
山口	山口前	300,000	150,000	35,000	565,000	1,070	2,877	3,643
下關	下關	1,100,000	1,217,000	51,000	1,768,000	1,180	7,443	4,268
徳島	徳島	150,000	11,200	305	311,500	1,123	6,785	1,332
宇部	宇部	100,000	11,311	25,800	177,111	1,123	1,807	497
山口	山口	150,000	11,200	305	311,500	1,123	6,785	1,332
鳥取	鳥取	100,000	11,311	25,800	177,111	1,123	1,807	497
廣島	廣島	1,500,000	1,000,000	87,715	3,347,930	1,450,973	5,477,6	1,424,899

府縣名	事業地區名 (事業者名)	資			興業費總額	瓦斯事業興業費內課		有價證券
		總資本金	借入金	諸積立金		製造設備	瓦斯管	
取米	取米	300,000	65,993	236	1,594,444	71,018	2,020	1,594,444
根松	根松	150,000	100,000	1,400	304,196	184,088	1,477	1,477
香高	香高	3,399,000	1,017,901	1,377,710	1,773,344	1,773,344	1,773,344	1,773,344
川坂	川坂	150,000	11,200	305	311,500	1,123	6,785	1,332
徳島	徳島	150,000	11,200	305	311,500	1,123	6,785	1,332
愛松	愛松	300,000	90,000	2,400	477,187	231,296	3,321	3,321
今松	今松	100,000	100,000	1,100	211,335	155,276	1,773	1,773
媛宇	媛宇	100,000	45,000	1,100	494,665	104,441	6,066	6,066
高知	高知	300,000	77,000	2,700	268,780	113,685	4,045	4,045
福高	福高	1,000,000	100,000	4,000	450,926	237,837	8,666	8,666
福小	福小	10,000,000	5,300,000	131,000	1,911,747	990,038	16,298	16,298
岡小	岡小	5,000,000	2,300,000	65,000	849,386	377,035	5,516	5,516
廣島	廣島	1,500,000	1,000,000	87,715	3,347,930	1,450,973	5,477,6	1,424,899

本邦瓦斯事業の概観

府 縣 名	事業地 區 名 (事業者名)	資 金		興業費 總額	瓦斯事業 興業費 內 譯		有 價 證 券
		總 資 本 金	公 社 債		地 所	瓦 斯 管 興 業 費 未 決 算 及 其 他	
門 司	(九州瓦斯)	4,000,000	—	55,949	6,031	3,048	—
若 松	(同)	3,100,000	—	29,475	8,037	5,527	—
八 幡	(同)	—	—	6,313	3,765	2,048	—
前 橋	(同)	—	—	63,684	17,000	4,087	—
戸 田	(同)	—	—	25,156	3,147	—	—
大 牟 田	(同)	—	—	18,875	1,077	—	—
久 留 米	(市留)	150,000	—	11,531	7,440	—	—
岡 本	(同)	90,000	—	2,160	3,686	—	—
長 門	(同)	—	—	1,385	3,686	—	—
佐 伯	(同)	—	—	7,533	1,362	—	—
島 根	(同)	—	—	58,154	1,447	—	—
熊 野	(同)	—	—	95,537	8,352	—	—
總 計		9,650,000	—	268,217	60,313	18,448	—

府 縣 名	事業地 區 名 (事業者名)	資 金		興業費 總額	瓦斯事業 興業費 內 譯		有 價 證 券
		總 資 本 金	公 社 債		地 所	瓦 斯 管 興 業 費 未 決 算 及 其 他	
大 分	(別府瓦斯)	600,000	—	17,288	5,196	—	—
宮 崎	(同)	375,000	—	10,000	3,300	—	—
鹿 兒 島	(日本水電)	100,000	—	18,859	1,901	—	—
總 計		1,075,000	—	46,147	10,397	—	—

参考表 (事業開始後未だ一箇年に満たざるもの)

府 縣 名	事業地 區 名 (事業者名)	資 金		興業費 總額	瓦斯事業 興業費 內 譯		有 價 證 券
		總 資 本 金	公 社 債		地 所	瓦 斯 管 興 業 費 未 決 算 及 其 他	
宮 崎	(延)	110,000	—	15,414	8,095	—	—
北 海 道	(旭)	600,000	—	15,179	7,610	—	—
總 計		710,000	—	30,593	15,705	—	—

(註) 一、事業地 區 是 供 給 區 域 内 の 主 なる 市 又 は 町 名 を 示 す の で、 事 業 者 名 の 記 載 な き も の は 事 業 地 區 と 同 一 名 の も の と す。
 二、資 金 欄 中 括 弧 を 施 せ る も の は 電 氣 及 瓦 斯 の 兩 事 業 に 對 する 資 金 を 示 す も の と す。
 三、* 印 の 分 に 就 て は 其 の 本 社 の 數 字 を 參 照 の 事 と す。 但 し 關 東 瓦 斯 に 於 て は 横 須 賀、 合 同 電 氣 に 於 て は 松 阪、 西 部 瓦 斯 に 於 て は 福 岡、 九 州 瓦 斯 に 於 て は 小 倉 參 照 の 事 と す。

本邦瓦斯事業の概観
第四號表 瓦斯事業收支及利益

府縣名	事業地區名 (事業者名)	總收入	收入內譯		總支出	支出內譯			純益金	配當率
			瓦斯收入	副產物收入		貨貸料	其他	供給、營業總掛費		
北海道	札幌 (北海道瓦斯)	3,450,977	2,396,693	85,577	1,650,000	547,745	1,102,644	210,056	1,440,567	41.2%
北海	小樽 (同)	4,541,977	3,358,668	92,621	1,267,771	1,900,494	212,266	11,388	1,474,600	32.5%
道	函館 (同)	3,338,277	1,953,531	77,377	2,190,330	547,744	156,687	23,137	940,477	28.2%
岩手	盛岡	3,780,677	2,331,399	97,729	2,053,271	1,038,651	3,639	1,035	1,435	35.3%
秋田	田川 (大日本電力)	4,832,111	3,332,000	10,236	4,019,826	1,048,717	562	18,880	1,880	39.1%
山形	形山	6,098,111	4,287,878	1,340,000	3,179,179	2,556,441	3,157	17,369	1,736,900	28.6%
宮城	仙台	3,540,000	1,942,271	33,603	1,194,194	1,915	3,465	743	1,534	43.3%
城	釜石	1,731,277	1,396,633	33,800	435,333	53,844	1,080	1,080	4,344	25.1%
宮	釜石	3,937,777	2,334,000	15,566	1,586,877	1,625,677	2,444	2,444	1,511	38.4%

府縣名	事業地區名 (事業者名)	總收入	收入內譯		總支出	支出內譯			純益金	配當率
			瓦斯收入	副產物收入		貨貸料	其他	供給、營業總掛費		
福	福島 (福島電燈)	6,098,111	4,287,878	1,340,000	3,179,179	2,556,441	3,157	17,369	1,736,900	28.6%
島	郡山 (東部電力)	2,634,000	1,953,531	77,377	2,190,330	547,744	156,687	23,137	940,477	32.5%
茨	水戸 (茨城瓦斯)	3,540,000	1,942,271	33,800	435,333	53,844	1,080	1,080	4,344	25.1%
城	土浦 (同)	1,731,277	1,396,633	33,800	435,333	53,844	1,080	1,080	4,344	25.1%
木	栃木 (都宮)	1,340,000	85,577	1,254,423	1,254,423	85,577	0	0	0	0%
郡	前橋 (關東瓦斯)	6,588,111	4,532,999	1,159,999	3,373,000	2,213,000	6,600	1,000	1,613,000	24.4%
馬	高崎 (同)	7,311,111	4,866,533	3,933,333	5,799,866	2,836,533	6,600	1,000	1,613,000	24.4%
川	越前 (武州瓦斯)	5,688,111	4,011,333	1,676,777	2,338,111	1,666,666	3,444	3,444	1,666,666	34.6%

本邦瓦斯事業の概観

府縣名	事業地區名 (事業者名)	總收入	收入内譯		總支出	支出内譯			純益金	配當率
			瓦斯收入	副産物收入		製造費	支拂利子	銷却金		
埼玉	大宮 (埼玉瓦斯)	六四、三五二	四三、二六六	一五、五八八	五四、〇一八	二五、八八一	二八、三七七	一四、〇〇〇	一〇、三三四	四
熊谷	熊谷 (同)	五七、〇七二	一八、九五五	一五、一五〇	四四、四一〇	八、九二四	六、四二二	一、六〇〇	二、六六一	九
千葉	千葉 (葛飾瓦斯)	八六、四四八	六三、五〇七	二〇、〇三三	六八、三六六	二六、〇三九	三、六一五	六、〇〇〇	一八、〇八二	九
東京	東京 (市)	四〇、七〇六	七四、八八三	七、三三三	三三、七七八	一三、二五三	一、二六〇	二、六六九	七、九二八	四
東京	王子 (須賀)	一〇、三六五	一六、〇〇〇	四、六八〇	八、三七七	三、二二二	一、四六九	六、〇〇〇	一、五九八	六
東京	八王子	四一、二五三	七四、七三九	一、九三三	三三、六六七	一三、九四〇	七、五八〇	三、〇〇〇	九、〇八六	八
千葉	市川	四一、二五三	七四、七三九	一、九三三	三三、六六七	一三、九四〇	七、五八〇	三、〇〇〇	九、〇八六	八
千葉	銚子	一〇、三六五	一六、〇〇〇	四、六八〇	八、三七七	三、二二二	一、四六九	六、〇〇〇	一、五九八	六
東京	八王子	六五、九一九	一〇、九三三	一、八七〇	五、一三〇	一、八七〇	一、四三三	五、〇〇〇	一、四〇八	五
千葉	市川	一五、五九三	一、三〇三	一、八七〇	一、四九〇	五、五三三	四、三三三	四、九四四	六、〇四四	五
千葉	銚子	四七、六六九	三三、三三三	二〇、八三三	二八、八三三	一〇、九三三	一、九三三	三、〇〇〇	一、六八三	九

府縣名	事業地區名 (事業者名)	總收入	收入内譯		總支出	支出内譯			純益金	配當率
			瓦斯收入	副産物收入		製造費	支拂利子	銷却金		
神奈川	小田原	三〇、九九九	二六、八七二	—	一、九九七	九四、三六六	二八、七五三	二七、一〇〇	一〇、七七七	一〇
奈良	平塚	四三、六三九	三〇、八五六	二、九七二	三五、六三三	一四、二六八	三、五四七	二、〇〇〇	六、九五六	四
川崎	浦賀	四九、八六六	三三、三三三	一、八一四	三六、三三三	一三、五三三	二、二二二	三、〇〇〇	一、三三三	四
藤澤	藤澤 (湘南瓦斯)	三八、四八六	二八、二六九	三、三一一	三三、一〇〇	一〇、三三三	四、六七〇	五、〇〇〇	二、二二二	四
新潟	新潟	二三〇、三〇〇	一五九、八四三	一、一九九	一五九、二九〇	八八、八〇七	二二、四〇六	一八、〇〇〇	四七、一〇〇	九
新潟	長岡	一五二、五五七	一〇九、五五四	四、六四三	一〇五、九二九	五二、五五八	三、一九六	二、〇〇〇	四六、六三三	一〇
新潟	高田	四四、八三〇	三二、三五〇	四、六四三	三二、六三三	一七、六三三	九、六六五	四、七四六	一、一九九	一〇
新潟	柏崎	八二、三三三	七四、八七〇	六、五八〇	五六、八一〇	三〇、九八四	三、八七九	七、〇七九	二、五〇三	一〇
新潟	新津	一七、二八四	一五、八三三	七、七二二	一三、一七三	五、五九五	一、三三〇	一、〇〇〇	四、一一一	四
新潟	三条	四六、四四七	二八、七〇三	一、三三三	三四、六五一	一六、一一三	四、五五〇	二、三三三	一、一九九	四
新潟	加茂 (三條瓦斯)	二五、〇一三	二二、九六〇	一、三四三	一五、九八三	七、七〇〇	四、一七	一、七六八	九、〇〇〇	九

本邦瓦斯事業の概観

府 縣 名	事業地 區名 (事業者名)	總收入	收入内訳		總支出	支出内訳		純益金	配當率
			瓦斯收入	副産物收入		貨賃收入	其他		
新 潟	發 田	34,089	22,330	9,963	27,254	13,651	1,779	6,835	5%
富 山	(中蒲瓦斯) 泉 田	100,511	71,874	20,894	63,870	7,100	1,977	6,553	5%
山 高	(日本海電氣) 山 岡	100,511	20,894	20,894	63,870	7,100	1,977	6,553	5%
石 川	(市) 小 金	37,998	23,016	6,733	18,538	5,995	3,376	6,760	3%
井 福	(市) 井 中	26,371	17,750	5,259	23,103	10,590	3,621	3,068	3%
長 井	(市) 野 營	73,993	53,404	11,819	61,255	4,816	4,498	1,338	6%
長 松	本 野	49,696	35,067	8,681	41,350	19,840	2,408	8,346	3%

府 縣 名	事業地 區名 (事業者名)	總收入	收入内訳		總支出	支出内訳		純益金	配當率
			瓦斯收入	副産物收入		製造費	支拂利子		
野 上	田	28,333	19,748	6,336	21,841	11,701	1,311	6,471	7%
山 梨	(甲府電力) 府 岡	121,900	107,805	3,230	126,348	57,998	7,000	46,553	9%
静 岡	(静岡瓦斯) 津 岡	52,550	38,338	9,336	36,669	22,977	2,000	15,811	8%
中 濱	(濱松瓦斯) 泉 松	18,036	12,188	3,948	18,394	11,499	1,497	5,591	10%
清 水	水	38,833	27,946	7,733	35,809	14,411	3,737	5,103	10%
熱 海	海	50,515	39,498	7,733	36,235	12,816	7,755	1,439	10%
伊 東	東	29,545	20,883	5,793	22,773	11,554	1,733	7,753	5%
愛 知	(古) 東 邦 瓦 斯 屋 東	60,511	45,007	15,811	47,079	23,476	3,476	13,713	10%
知 名	(同) 前 宮	101,945	87,336	28,734	115,171	67,891	6,993	31,694	10%

本邦瓦斯事業の概観

本邦瓦斯事業の概観

府 縣 名	事業地 區名 (事業者名)	總 收 入	收 入 内 譯		總 支 出	支 出 内 譯		純 益 金	配 當 率
			瓦 斯 收 入	其 他 收 入		製 造 費	支 拂 利 子		
愛 知	半 田 (東邦瓦斯)	三六、七二六	二七、三五七	八、三八六	五三、四三四	二、一七三	二、一七三	△一三、七〇八	—
愛 知	豐 橋	一五九、四三三	九九、〇一八	七、八三五	一〇四、八七一	四三、六七七	三九、一六六	五、四三二	一〇
愛 知	岡 崎	三四、九二八	三〇、六五八	二、七三三	二六、四五二	三、三三三	三、三三三	八、二五三	—
知 岐	犬 山	一、一三〇	二、六六一	一、一九八	一〇、五三九	一、九六二	一、九六二	一〇、四七七	—
知 岐	早 岐	一四、五六三	九四、六五九	一〇、六六五	一三、二九二	四、四四七	四、四四七	三、三三三	—
知 岐	大 垣 (大垣瓦斯電氣)	四六、〇〇〇	三三、四〇一	一、七九七	三六、〇七七	一、七九七	一、七九七	—	—
滋 賀	長 濱	二八、五五八	一、九八〇	三、六一一	二二、九一五	一、二二二	一、二二二	—	—
滋 賀	彦 根	四九、〇五九	三三、三三三	四、四九六	四、一〇六	一、〇一〇	一、〇一〇	—	—
津	三 河 (合同瓦斯)	九四、六五九	三三、三三三	一、三六八	一〇〇、九四三	三、九六一	三、九六一	—	—
三 河	同 日 前 市	九三、九七七	二〇、二二二	一、三六八	八、三六八	三、九六一	三、九六一	—	—

本邦瓦斯事業の概観

府 縣 名	事業地 區名 (事業者名)	總 收 入	收 入 内 譯		總 支 出	支 出 内 譯		純 益 金	配 當 率
			瓦 斯 收 入	其 他 收 入		製 造 費	支 拂 利 子		
重 慶	上 野	二六、九三四	一、九〇七	二、八〇四	一七、四六三	—	—	—	—
重 慶	桑 名	二六、九三四	一、九〇七	二、八〇四	一七、四六三	—	—	—	—
重 慶	松 阪 (合同電氣)	三、八九八	一〇、〇〇〇	二、一九三	三、五六二	一、三九四	一、三九四	—	—
重 慶	宇 治 (同 治 山 前)	五七、五三三	三九、八三三	八、〇二〇	六二、二二二	一、七五二	一、七五二	△五、八八九	—
奈 良	奈 良	一〇、一〇七	一、五七六	一、五七六	一、五七六	—	—	—	—
奈 良	京 都	五、一五九、三三六	三、七九三、〇三三	二、七五八	三、五八、六一九	一、三三三	一、三三三	—	—
大 阪	大 阪	一、六八七、〇三三	一、一、九二八、五五六	三、八三、二四一	一、一、九二八、五五六	—	—	—	—
大 阪	北 阪	九、五九九	六、四六三、三三三	五、七八一	六、三九、〇〇〇	—	—	—	—
大 阪	岸 田 (浪速瓦斯)	一、五七一、六二二	一、〇〇〇、〇〇〇	—	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	—
大 阪	堺 田 (泉州瓦斯)	三、七九三、〇三三	三、五九九、一三三	—	三、七九三、〇三三	—	—	—	—
兵 庫	神 戶	六、七七一、一七四	四、七七七、七四七	三、九八四、一八一	四、七七七、一七四	—	—	—	—
兵 庫	尼 崎	三、六八七、六二二	二、九〇〇、〇〇〇	一、六七一、一七四	三、七二二、二二二	—	—	—	—

府縣名	事業地區名 (事業者名)	總收入	收入內課		總支出	支出內課			純益金	配當率	
			瓦斯收入	副產物收入		供給、營業總掛費	支拂利子	諸稅公課			銷却率
香高	(四國水力電氣)松	八二,四七七	五七,四九三	一七,九七六	四九,四九二	二一,四七〇	一,二〇八	五,二四	一〇,八八三	三,七五五	10%
川丸	(同)龜	三二,四七七	二二,二二五	六,七六七	二四,八四一	九,一三〇	七,四三七	七三	七,五〇〇	六,六〇六	X
島德	(合同電氣)島	二二,八三二	一三,八八三	六,七四三	一七,七三五	九,三三八	五,三九四	七〇	二,四〇〇	四,〇九六	X
媛今	和島	九七,五五六	六八,〇八一	三三,五九六	八六,八三三	四二,七三〇	一,九〇三	一一,二六七	二,〇四	一,一三九五	X
愛今	治山	二六,八〇四	一六,二〇七	四,〇九八	九一,八八一	三三,五三四	二八,六六六	四,〇四八	一,四三〇	一,〇三三	X
高宇	和島	三三,三六〇	一〇,三三〇	一〇,五三七	三〇,六五五	一〇,八九三	一〇,八九三	二八〇	二,〇二七	三,七三五	X
知高	知島	九〇,八二二	六二,三五〇	一〇,九二八	七七,七七八	二八,二八五	三三,三七八	三,二二	一,二〇三	一,二〇三	X
高小	(西部瓦斯)岡	七〇,七五〇	四九,六三三	一四,三八二	四六,六三八	一四,二八五	一四,二八五	二〇,一三〇	九,三六〇	二,五〇〇	X
福小	(九州瓦斯)倉	三〇,〇〇〇	二二,九四三	一〇,四七五	二四,〇一八	一〇,七九四	一〇,七九四	二六,九七三	二六,九八一	一〇,〇一三	X

府縣名	事業地區名 (事業者名)	總收入	收入內課		總支出	支出內課			純益金	配當率	
			瓦斯收入	副產物收入		供給、營業總掛費	支拂利子	諸稅公課			銷却率
福門	(同)前司	二九三,五七九	一〇〇,九四三	六二,〇〇〇	二〇〇,一二五	七五,五三三	六〇,〇九七	二五,九五一	三,三八九	二,一五六	X
若松	(同)前松	一〇,四七七	七,二五六	二,七〇七	九,〇九〇	三,一七五	三,三〇〇	一,〇〇〇	一,四一五	五,九	X
八幡	(同)前幡	三三,七六七	一九,四七三	七,七五五	二〇,五〇九	六,八五四	七,八七五	四,二八一	三,四三六	一〇,四三六	X
戸前	(同)前畑	九〇,二三三	七,七五五	一,九〇一	九〇,一〇三	三,〇九三	三,〇九三	九,一六一	一〇,四三六	五,六	X
大牟田	(市留米)	六七,五八八	五,九二三	一,四一三	五,四二〇	二,七〇〇	二,七〇〇	七,三五	一,〇〇〇	一,三九三	X
久留米	(市留米)	六二,七二五	四,五三六	七〇	五,六六四	一,八七三	一,八七三	七,三五	三,〇〇〇	一,一〇〇	X
長崎	(西部瓦斯)崎	五〇,八四五	三三,二三四	四,七三三	三,八七三	一,二七七	一,二七七	四,一九九	一,四一五	一,四一五	X
佐世	(同)前保	三〇,四四八	二〇,五七二	一,七八五	三二,一〇一	七,五二五	七,五二五	二,四一〇	七,九一六	三,八六〇	X
島原	(九州瓦斯)原	二四,五三七	一六,七〇五	一,一三五	二二,四九七	八,三三四	八,三三四	一,九八七	二,九九六	二,九九六	X
熊本	(九州瓦斯)本	三〇,一〇〇	一六,七〇五	一,一三五	二二,四九七	八,三三四	八,三三四	一,九八七	二,九九六	二,九九六	X
大別府	(西部瓦斯)府	七〇,八〇五	二〇,五七一	一,一三五	二二,四九七	八,三三四	八,三三四	一,九八七	二,九九六	二,九九六	X
大分	(別府瓦斯)分	二九,六三五	一五,〇三一	一,〇四六	二二,四九七	八,三三四	八,三三四	一,九八七	二,九九六	二,九九六	X
宮崎	(別府瓦斯)崎	三三,八八四	二二,四四七	一,五四〇	三〇,九六四	一三,九九八	七,九六三	八,九四	二,八〇〇	二,九二〇	X

名 縣 府	事業地 區 名 (事業者名)	収入 内 譯		支 出 内 譯		純 益 金	配 當 率
		瓦 斯 收 入	其 他 收 入	製 造 費	支 拂 利 子		
鹿 兒 島	鹿兒島 (日本水電)	1,285,501	99,755	491,133	4,467	3,099,966	10.00%
總 計		95,000,699	67,074,640	31,551,096	3,433,721	3,348,513	9.0%

參考表 (事業開始後未だ一ヶ年に満たざるもの)

名 縣 府	事業地 區 名 (事業者名)	収入 内 譯		支 出 内 譯		純 益 金	配 當 率
		瓦 斯 收 入	其 他 收 入	製 造 費	支 拂 利 子		
宮 崎	宮崎	1,101	1,142	6,610	4,768	1,366	12.4%
北 海 道	旭 川	19,439	1,101	6,610	4,768	1,366	12.4%
總 計		20,540	2,243	13,220	9,536	2,732	13.3%

(註) 一、*印の分には其の数字を参照のこと。但し關東瓦斯に於ては横須賀、合同電氣に於ては松阪、西部瓦斯に於ては福岡、九州瓦斯に於ては小倉参照のこと。
 二、諸税公課には道路使用料及報償契約に依る公納金を含むものとす。
 三、純益金欄中△印は損益率を示すものとす。
 四、新湯瓦斯會社の配當率が純益率より多きは兼營事業の利益を繰入れたるに依る。
 五、市營及電氣事業者の兼營に係る分。
 六、新湯瓦斯會社の配當率が純益率より多きは兼營事業の利益を繰入れたるに依る。

第五號表 瓦斯料金、其他の供給條件及瓦斯の發熱量

名 縣 府	事業地 區 名 (事業者名)	瓦 斯 料 金 (米 立 方 當)	最 低 責 任 料 金		三 燈 用 瓦 斯 メー ト ル 貨 料	瓦 斯 の 發 熱 量		最 低 力
			容 量	金 額		標 準 熱 量	一 箇 年 間 の 平 均 實 績	
北 海 道	札幌 (北海道瓦斯)	1,236	1,411	1,411	3,761	3,761	1.1%	3.6
海 道	函 館 (同)	1,236	1,411	1,411	3,761	3,761	0.9%	3.6
道 南	前 樽 樽 (同)	1,236	1,411	1,411	3,761	3,761	1.1%	3.6
岩 手	盛 岡 (大日本電力)	1,271	1,411	1,411	3,761	3,761	1.3%	3.6
秋 田	秋 田 (大日本電力)	1,271	1,411	1,411	3,761	3,761	1.3%	3.6
山 形	山 形 (大日本電力)	1,271	1,411	1,411	3,761	3,761	1.3%	3.6
宮 城	仙 臺 (大日本電力)	1,271	1,411	1,411	3,761	3,761	1.3%	3.6
福 島	福 島 (福島電燈)	1,300	1,411	1,411	3,761	3,761	1.3%	3.6
郡 平	郡 平 (東部電力)	1,411	1,411	1,411	3,761	3,761	1.3%	3.6
島 根	島 根 (東部電力)	1,411	1,411	1,411	3,761	3,761	1.3%	3.6
茨 木	茨 木 (茨城瓦斯)	1,411	1,411	1,411	3,761	3,761	1.3%	3.6
城 土	城 土 (同)	1,411	1,411	1,411	3,761	3,761	1.3%	3.6
總 計		14,100	1,411	1,411	3,761	3,761	1.1%	3.6

名縣府	事業者名	瓦斯料金 (米一立方)	容量	最低責任料金 額	三燈用瓦 スケット ル貨賃料	瓦 斯 の 發 熱 量 (一立方熱 量)	平均年間の 實際 動割量 變	最 低 壓 力
京東	王子	13000	二	26	25	3,650	3,719	40
東	葛飾瓦斯	21500	2.83	36	25	3,550	3,559	40
葉	千葉	21500	5.66	80	25	3,550	3,595	40
千	熊谷	21500	8.5	108	25	3,550	3,595	40
玉	前谷	21500	8	100	25	3,600	3,627	40
埼	和宮	21500	8	100	25	3,450	3,469	40
大	武州瓦斯	21500	5	63	25	3,450	3,471	40
川	越林	21500	8.5	115	25	3,450	3,489	40
馬	生利	21500	5.3	65	25	3,600	3,675	40
群	前崎	21500	5.66	80	25	3,550	3,669	40
高	關東瓦斯	21500	5.66	80	25	3,450	3,473	40
前	橋利	21500	8	100	25	3,450	3,504	40
木	宮	21500	8	100	25	3,500	3,573	40
柄	宇	21500	8	100	25	3,500	3,573	40
字	都	21500	8	100	25	3,500	3,573	40
府								

名縣府	事業者名	瓦斯料金 (米一立方)	容量	最低責任料金 額	三燈用瓦 スケット ル貨賃料	瓦 斯 の 發 熱 量 (一立方熱 量)	平均年間の 實際 動割量 變	最 低 壓 力
山富	日本海電氣	10590			10	3,000	3,693	40
富	中浦瓦斯	11000	1.47	37	10	3,700	3,711	40
五	發田	10000	5	50	20	3,450	3,645	40
新	三條瓦斯	23600	1.44	36	20	3,900	3,880	40
加	茂條	23600	1.44	36	20	3,900	3,880	40
三	津	9500	1.44	36	20	3,450	3,674	40
新	新津	14110	8.5	110	25	3,800	3,910	40
柏	市	10000	7	70	20	3,700	3,675	40
高	市	22710	5.66	72	20	3,300	3,710	40
長	市	21190	6	60	20	3,900	3,840	40
新	新	21190	6	60	20	3,900	3,840	40
川	湘南瓦斯	21000	5.66	72	20	3,900	3,840	40
藤	相模瓦斯	21000	8	80	25	3,550	3,631	40
平	塚賀	21000	8	80	25	3,550	3,631	40
浦	賀	21000	8	80	25	3,550	3,631	40
小	原	14120	8	80	25	3,550	3,631	40
鶴	見	24500	二二位	51	25	4,100	4,111	40
神	市	27200	二二位	51	25	3,550	3,585	40
横	市	27200	二二位	51	25	3,550	3,585	40
府								

重	三	賀	泉	知	愛	岡
上	桑	松	字	四	彦	長
野	名	(合同電氣)	(合同電氣)	(合同電氣)	(合同電氣)	(合同電氣)
野	名	(合同電氣)	(合同電氣)	(合同電氣)	(合同電氣)	(合同電氣)
13,000	14,000	13,000	13,000	12,000	12,000	12,000
10	8	9	9	14.1	8	8
1,000	1,100	1,170	1,170	1,690	960	960
25	25	25	25	25	25	25
3,450	3,300	3,650	3,650	3,650	3,450	3,450
3,450	3,100	3,450	3,450	3,450	3,450	3,450
3,480	3,300	3,650	3,650	3,650	3,450	3,450
4.5	4.6	1.1	1.1	0.5	1.8	2.1
40	38	38	38	38	38	38

靜	梨	野	長	井	川	山	富
熱	清	中	濱	沼	靜	甲	野
海	水	泉	松	津	岡	府	府
海	水	泉	松	津	岡	府	府
13,500	12,400	12,000	11,500	11,300	11,300	10,600	10,600
6	2	9	9	9	9	2.8	5
81	25	108	105	111	111	30	56
25	25	25	25	25	25	25	25
3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650	3,650
3.6	2.6	3.6	4.0	5.8	6.0	2.5	1.8
40	38	38	38	38	38	38	38